

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月25日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・町長施政方針	9
・諸般の報告	14
・行政報告	15
・議案等の上程（議案第3号～第24号）（諮問第1号）	15
・議案等に対する質疑	22
・議案等の委員会付託	24

第2号 2月28日（月）

・一般質問	29
山脇秀隆議員	29
1. 令和4年度施政方針について（当初予算について）	30
田川正治議員	43
1. 新年度の予算編成において新型コロナウイルスオミクロン株感染症に対する国の交付金を活用した支援と、町独自の支援による、町民の負担軽減の対策について	44
2. クラスターが発生した保育所や小・中学校のPCR検査や感染防止対策と、休園による乳幼児や学級・学年閉鎖による学校や自宅での学習や支援について	56
宮崎広子議員	62
1. 粕屋町立小・中学校のトイレ環境について	63
案浦兼敏議員	69
1. 令和4年度予算編成方針と当初予算案について	69

第3号 3月1日（火）

・一般質問	88
川口 晃議員	88
1. 新型コロナウイルス感染症対策と住民支援について	89
2. 国及び地方自治体のデジタル化と個人情報保護に関して	98

3. 災害対策及び柚須文化センターの更なる活用に関して……………	102
田代 勘議員……………	109
1. 地域防災計画に添った、地域の担い手育成について……………	110
2. 消防力の強化について……………	115
古家昌和議員……………	121
1. 妊産婦への支援や助成について……………	121
2. 悪性新生物（がん）の早期発見について……………	126
福永善之議員……………	131
1. 有事の際の保育について……………	131
2. PTAの入会の意志確認、及び会費の返金について……………	138
3. 区費・組合費について……………	144

第4号 3月2日（水）

・ 一般質問……………	150
本田芳枝議員……………	150
1. 粕屋町中期財政見通し、令和4年度の予算編成について……………	151
2. ICT教育の学校現場での教育方針、GIGAスクール構想の進捗状況につ いて……………	158
久我純治議員……………	169
1. マイナンバーカードについて……………	169
2. 第一種低層住宅専用地域について……………	176

第5号 3月3日（木）

・ （追加）決議の上程（決議第1号）……………	182
・ （追加）決議に対する質疑……………	183
・ （追加）討論……………	183
・ （追加）採決……………	184
（追加）決議第1号 ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平 和を求める決議……………	184

第6号 3月18日（金）

・ （追加）議案等の上程（議案第25号～第28号）……………	188
・ （追加）議案等に対する質疑……………	190
・ （追加）議案等の委員会付託……………	190

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	191
議案第3号 粕屋町教育委員会教育長の任命同意について……………	191
議案第4号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	194
議案第5号 粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……………	195
議案第6号 粕屋町個人情報保護条例及び粕屋町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について……………	195
議案第7号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について……………	195
議案第8号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	199
議案第9号 令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	202
議案第10号 令和3年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	203
議案第11号 令和3年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	203
議案第12号 令和3年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	203
議案第13号 令和3年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	206
議案第14号 令和3年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	206
議案第15号 令和4年度 粕屋町一般会計予算について……………	208
議案第16号 令和4年度 粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	210
議案第17号 令和4年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	210
議案第18号 令和4年度 粕屋町介護保険特別会計予算について……………	210
議案第19号 令和4年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について……………	210
議案第20号 令和4年度 粕屋町水道事業会計予算について……………	217
議案第21号 令和4年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	217
議案第22号 工事請負契約の締結について……………	219
議案第23号 町道路線の認定について……………	221
議案第24号 住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について……………	221
(追加) 議案第25号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	223
(追加) 議案第26号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	224

(追加) 議案第27号	粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	227
(追加) 議案第28号	粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	228
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	229
・委員会	の閉会中の特定事件(所管事務)調査……………	230
・閉会	……………	233

令和4年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和4年2月25日（金）

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和4年2月25日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 行政報告
- 第6. 議案等の上程
- 第7. 議案等に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛

住民福祉部長	中小原 浩 臣	都市政策部長	山 本 浩
総 務 課 長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
総合窓口課長	渋 田 香奈子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
社会教育課長	新 宅 信 久		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めて、おはようございます。

令和4年最初の定例会が開催されますが、福岡県に、2月20日まで発出されておりましたまん延防止等重点措置が、3月6日まで延長されることになりました。粕屋町では、3回目のワクチン接種が順調に進んでおり、町立小・中学校、また保育所・保育園の卒業、すみません、保育所・幼稚園の卒業式や卒園式が、来月、執り行われる予定になっております。1日でも早く、新型コロナウイルス感染症が終息し、平穏な生活が戻りますことを期待いたします。さて、北京冬季オリンピックは、今月20日に閉幕いたしました。18個のメダルは、日本の冬季オリンピックメダル獲得数は過去最多のことで、日本選手団の活躍は、日本中に感動と勇気を与えました。感動が冷めやらぬ中、3月4日から13日まで、パラリンピックが開催されます。日本選手団の活躍を祈念いたしますと共に、更なる感動を与えていただけることを期待いたします。なお、現在、福岡県にまん延防止等重点措置が発出されておりますので、感染拡大防止のため、町執行部への出席要請は、最小限にとどめておりますことを、御了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和4年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において3番、杉野公彦議員及び5番、末若憲治議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和4年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

今、世界はロシア軍のウクライナ侵攻を危機感を持って注視し、日本政府も主要国と同様に、経済的な制裁措置などを含む非難声明をロシア政府に対して発しました。この軍事行動が世界の経済に及ぼす影響は非常に大きく、長期化すれば、日本にとっても、食料や資源など、その影響は甚大なものになるかもしれません。この危機が、早く終息することを願うばかりでございます。

さて、この長期化しておりますコロナ禍の中ではありますが、私の任期もあと半年ほどとなりました。平成30年9月に町長に就任して以来、子育てがしやすい、住みやすく、誇れる、そして安心して生活できるまちづくりを基本に、常に住民目線で町政に誠心誠意取り組んでまいりました。この間、令和2年から2年以上にわたる新型コロナの感染対策の影響もあり、公約として掲げ、計画を進めていくべき政策すべてに、取り組めなかったことは否めません。

しかしながら、国難というべきコロナ感染に係る対策には、職員一丸となって、他の自治体よりも先駆けて取り組み、決め手となるワクチン接種も早く進捗することができたと同時に、認可保育所の拡充による待機児童の解消、老朽化した町立保育所の建て替え着手、学童保育所の増設、小学校の大規模改造事業、阿恵官衙遺跡の公有地化、児童・生徒の見守りシステムの構築や、負の遺産として長年放置されていた旧清掃センターの解体撤去など、住民ニーズが大きく、優先度の高い事業を数多く手がけることができました。これも、議員各位の御理解と、そして、町民各位の御協力のおかげとっております。改めて、ここに深く感謝申し上げます。

しかしながら、この後の施政方針で述べますが、2050年のカーボンニュートラルへの対応、デジタル化社会実現に向けた自治体のDX化、そしてLGBTQなど、性的マイノリティー対応のファミリーシップ・パートナーシップ宣誓制度の運用などの新たな課題も山積し、時代の潮流も大きく変化しております。

今後も、職員一体となって、アンテナを高くし、情報や住民ニーズを受容しながら、行政のレベルを一段と向上できるよう努力してまいります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、令和4年度施政方針を申し述べます。

本日、ここに令和4年度の予算を初め、関係諸議案の御審議をお願いするにあたり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますと共に、予算案及び重点施策の概要を御説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者の方々をはじめ、長期にわたり、感染拡大防止に、たゆまぬ努力を続けておられます皆さまへ、改めて心から敬意と感謝の意を表しますと共に、1日も早い、コロナ禍の終息を願ってやみません。昨年は、新型コロナウイルス感染症が変異を繰り返しながら、世界的に猛威を振るい、福岡県内においては、3回の緊急事態宣言が発令される事態となりました。本年に入ってから、オミクロン株の感染者が急激に増加し、連日過去最高の新規感染者数を記録するに至りました。

本町では、昨年5月からワクチンの集団接種を開始し、11月末には全町民の80%を超える方が2回目の接種を終えられました。3回目の接種におきましても、国や県、医療機関と綿密に連携し、ワクチン接種の推進に迅速に対応しているところでございます。また、「コロナに負けるなプロジェクト」では、商工会と連携し、地域経済の活性化や生活支援を目的として、「かすやエール商品券」など地域振興券の発行や、感染拡大防止に御協力をいただいている町民の皆さまや、日夜医療現場で奮闘されている医療従事者の皆さまへ、感謝の気持ちと感染終息の願いを込めた「かすやエール花火」を実施いたしました。皆で助け合い、この難局を乗り越えていきたいと思っております。引き続き、皆さまの御理解と御協力をよろしく申し上げます。

昨年9月にデジタル社会形成の司令塔として、デジタル庁が創設されました。デジタル時代の官民のインフラを今後5年間で一気に作り上げることを目指しており、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など、自治体におけるDXが急ピッチで推し進められております。最先端のデジタル技術や新たな社会システムを取り入れた利便性や満足度の高い生活を実現しようとする潮流は、このコロナ禍を契機として確実に強まっており、社会情勢の変化を鋭敏に感じ取り想像力を働かせながら、従来の業務手法を変革していく姿勢が求められております。

また、政府は2050年におけるカーボンニュートラルを宣言し、エネルギー供給構造の変革だけではなく、産業構造、国民の暮らし、そして地域の在り方全般にわたる経済社会全体の大変革、いわゆるグリーン社会の実現に向けて、大胆な環境投資を進めることを打ち出しております。イタリア・ルネッサンス期を代表する芸術家、レオナルド・ダ・ヴィンチは「鉄は使わなければ錆びる」と言っています。頭脳も肉体も使い続けていなければ錆びて損なわれてしまう。ものごとは常に動き続けて

いることで新たな力を得ることができる、これは、朝礼で先日、職員に訓示した話でございます。長期化するコロナとの闘い、全国で度々猛威を振るう自然災害への対応、自治体DXの推進、脱炭素社会の実現、人口5万人達成を見据えた自治体基盤の強化など、待ったなしの命題に対応していくために、全職員が一丸となってチャレンジし、イノベーションに挑戦してまいります。

それでは、令和4年度の予算案について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、根幹となる町税収入について、本町においては新型コロナウイルス感染症の影響が小さい一方で、人口の伸びに伴う納税義務者の増加などにより、前年度から増収を見込んでおります。地方交付税や譲与税・交付金についても増加を見込むと共に、寄附金については、ふるさと納税の伸びが堅調であることから、大幅な増加を見込んでいます。その他、国庫支出金については、補助事業の増加により、町債については、個別施設計画に基づく公共施設の改修をはじめとする起債を活用した多数の事業を予定しているため、大幅に増加しております。また、本省繰越となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しています。

一方、歳出については、ふるさと納税事業費の伸びなどにより、総務費が増加、中央保育所建替工事の実施や障がい福祉サービス事業費の伸びなどにより、民生費が増加、新型コロナウイルスワクチン接種事業や清掃センターの解体工事の実施などにより、衛生費が増加しています。また、教育費については、小学校の大規模改造工事や小・中学校での校舎増築工事の実施に加え、総合体育館の大規模改造工事の実施や学校給食費の公会計化などにより、約24億9千万円の大幅な増加となっています。なお、財源不足を補うため、財政調整基金から4億1,500万円の繰入れを計上すると共に、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から2億8千飛び80万円を繰入れています。

予算規模につきましては、一般会計208億8,800万円、特別会計69億9,342万6千円、企業会計41億2,772万7千円、予算総額320億915万3千円となっています。これは、一般会計が、前年度比プラス27.2%、44億6,200万円の大幅な増加で、当初予算としては初めて200億円を超える予算規模となりました。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比17.3%、47億946万8千円の増となります。

私が町長に就任して以来、中央保育所の建替えや清掃センターの解体の実施など、様々な課題の解決に努めると共に、ふれあいバスの充実に取り組むなど、施策を着実に進めてきた一方で、税収やふるさとづくり寄附金等の自主財源の増加に努め、健全な財政運営を図ってまいりました。令和4年度は私の任期最後の当初予算編成となります。創意工夫の下に財源の確保に努めると共に、これまで同様、課題の解

決や公約の実現に向けた取組みに加え、新たにデジタル化推進事業に着手し、ウィズコロナに向けた動きを加速する施策を展開するための予算を計上するなど、コロナ克服後の将来の町の発展を見据えた予算を編成いたしております。

町政運営の方針について、重要施策の概要について説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」でございます。中央保育所の建て替えに伴い、昨年12月に保護者説明会を開催したところ、多くの貴重な御意見をいただきました。7月から工事に入る予定としておりますが、この間、園庭が使用できないことや、行事が制限されることなど、大変御迷惑をおかけしますが、子どもたちの安全を第一に考え工事を進めてまいります。また、西幼稚園の長寿命化改修工事や仲原小学校第3期及び粕屋中央小学校第2期大規模改造工事、粕屋中央小学校及び粕屋中学校校舎増築工事など、未来の粕屋町の子どもたちのため、より良い環境づくりを進めるための事業を精力的に実施いたします。

全国的な人口減少、少子高齢化が進む中、本町は一貫して高い出生率を維持していますが、今後も継続するためには、安心して子育てができる支援体制が必要です。近年の核家族化の進行などにより、産後に親等から支援を受けられず、心身の不調や育児不安を抱える母親も少なくないため、産後ケア利用費を助成し、退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行います。

次に、「住みやすいまちづくり」についてです。まちの中心に位置する長者原駅は、本町の中心拠点としての機能の充実を図るため、基盤整備を進めます。令和4年度は雨天時や酷暑時の利用への配慮から、駅前広場にシェルターを整備します。障がいのある方への外出機会を確保し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、これまでの福祉タクシー利用券をより用途が広がる交通系 IC カードに切り替えて交付いたします。2050年カーボンニュートラル実現のためには、再生可能エネルギーの拡充が課題となっています。地域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策の検討を行い、粕屋町地域再エネ導入戦略を策定いたします。

次に、「誇れるまちづくりについて」でございます。阿恵官衙遺跡は、701年の大宝律令によって新たに行政の単位が設けられ、「評」から「郡」に変更された当時の様子を伝える、糟屋郡のルーツといえる遺跡です。阿恵官衙遺跡保存活用計画に基づき、四つの将来像、「愛郷心を育むシンボルとしての史跡」、「身近に歴史を学べる史跡」、「人が集い、にぎわう史跡」、「まちづくりと連携した史跡」、これを目指し、保存活用を推進いたします。町のランドマークである駕与丁公園は、本町の魅力の中心となる緑の拠点です。来訪者が多く訪れるバラ園では、夜間のライトアップを行い、更なるバラの魅力をお楽しみいただきたいと思います。また、

駐車場の確保と、駕与丁公園施設長寿命化計画に基づき、改修工事を進めます。

最後に、「安心して生活できるまちづくり」についてでございます。近年多発する豪雨による洪水氾濫に備えるため、仲原川、旧南里水路でございますが、その護岸改修・浚渫工事を行い、河川の治水対策を推進します。水道の安定供給に向けて、耐震性を有する粕屋南配水池2号池築造工事や基幹管路の布設工事、老朽化した配水管の更新工事を行います。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる四つのまちづくり基本目標に沿って、主要な事務事業の内容を申し上げます。令和4年度は合計139の事務事業の実施を予定しております。

まず、基本目標1. 「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」でございます。令和4年度は、予算額57億9,682万6千円を計上し、39事務事業の実施を予定しています。まず子どもの安全を確保し、安全で安心なまちづくりを推進するため、通学路を中心とした町全域にIoTを活用した見守りネットワークを構築しました。今後は、固定基地局の数を増設し、見守りサービスを拡充してまいります。小学校の英語教育が必修化され、今後ますます進展するグローバル化に備え、国際社会で活躍できる人材の育成が進められております。生徒の学習意欲向上のため、これまで中学生を対象とした英語検定の助成を小学生にも拡大いたします。粕屋町総合体育館大規模改造工事を行い、利用者が安全にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

次に、基本目標2. 「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」でございます。令和4年度は、予算額38億1,835万6千円を計上し、29事務事業の実施を予定しています。デジタル技術や新技術の導入等による道路管理や行政手続の省力化・効率化に向けて、道路台帳システムの再構築に取り組みます。粕屋町清掃センターの解体工事は、煙突をはじめとする建築物の撤去が完了しました。引き続き汚染土壌の除去工事を、周辺環境の保全に十分配慮して実施いたします。商工会と連携し、新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計の負担緩和や売上が減少した町内事業所の支援を行うため、プレミアム付商品券発行事業、かすやの送って“うレシート”事業を継続して実施いたします。

次に、基本目標3. 「誰もが安心して幸せに暮らせる安らぎのまち」でございます。令和4年度は、予算額150億4,690万2千円を計上し、44事務事業の実施を予定しています。基本理念である「健やかで心豊かな町民であふれるまち」を目指して、令和6年度から10年間を実施期間とする健康かすや21（第3期）計画の策定に着手いたします。6歳までにほぼ完成する子どもの目の機能において、屈折異常や斜視などを早期に発見し、適切な時期に治療を開始することが重要です。3歳児健診で

の視覚スクリーニングの精度向上のため、視覚屈折検査機器を導入します。町民一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性が認められる社会を目指すことを目的として、性的マイノリティや事実婚の関係にある方々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族と共に自分らしく人生を歩んでいけるよう支援していく、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用を開始いたします。朝日団地の建替工事に着手し、安心して住み続けられるよう、住宅団地の再生を進めます。

最後に、基本目標4. 「健全で持続可能な行政運営をめざすまち」でございます。令和4年度は、予算額16億8,278万2千円を計上し、27事務事業の実施を予定しています。地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮め、世界とつながる、デジタル田園都市国家構想が示されました。デジタル技術を活用した「書かない・待たない」窓口を実現します。また、同時に窓口のキャッシュレス化を進め、来庁者の利便性の向上と業務の効率化を図ります。デジタルファーストの実現に向けて、各種行政手続のオンライン化を進めます。また、デジタル活用における高齢者等の不安の解消に向けて、携帯ショップ等の専門の講師による相談型のスマホ相談窓口を開設いたします。スマホ端末の基本操作、簡単なアプリの使い方、マイナポイントの申請方法など、気軽に聞ける場・学ぶことができる場を提供し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタル・ディバイド解消に取り組みます。固定資産税等の4税目が、eLTAXの対象税目として拡大することに伴い、地方税統一QRコードを導入し、スマートフォンによる納税など、納税者の利便性向上を図ります。

以上、令和4年度の財政運営の方針を申し述べました。

終わりになりますが、早いもので、4年間の私の任期も残り6か月ほどとなりました。この間、町民の皆さまをはじめとして、各方面から賜りました厚い御支援と御協力に深く感謝いたします。ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据え、町民の皆さまが将来に向けて夢や希望を抱き、10年先、20年先も、幸福感を実現できるまちづくりを目指してまいります。町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層の御理解、そして御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度の施政方針とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第4. 「諸般の報告」を行います。

閉会中の委員会派遣の報告を行います。

総務建設常任委員会では、1月12日に那珂川市、それから大野城市にある牛頸浄

水場及び福岡市東区奈多にあります海水淡水化センターの日帰り視察研修を行っております。那珂川市では、粕屋町が次回の国勢調査で5万人を超えることが予想されることから、市制への移行について、また、粕屋町も構成員となっている福岡地区水道企業団の施設のうち、2施設の現地見学を行ったものです。

今閉会中は、以上一つの委員会が、先進地に出向き学んできております。視察研修の成果として、今後の議会活動及びまちづくりに寄与していただくよう期待いたします。視察研修の内容につきましては、2月3日開催の総務建設常任委員会で、視察研修の取りまとめをされておりますので、御一読ください。

◎議長（小池弘基君）

日程第5．「行政報告」及び日程第6．「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は23件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の令和2年度決算が1件、一部事務組合等の令和4年度予算が8件でございます。別途、紙面に一覧表を載せておりますので、後ほど御一読をお願いいたします。以上で、「行政報告」を終わります。

最後に、その他の報告でございますが、病院と医療機関で行っております新型コロナワクチンの3回目となる追加の個別接種、並びに福祉センターで行っています集団接種の接種率の状況でございますが、2月24日、昨日現在で、2回目の接種から6か月が経過し接種可能な方1万7,215名のうち、接種済み、及び接種予約済みの方は9,363名で、接種見込み率54.4%となっております。なお、そのうち、65歳以上の方の接種見込み率は67.5%となっております。

以上で行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案等の上程」並びに提案理由の説明をいたします。

令和4年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、教育委員会教育長の任命同意が1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、条例の改正・廃止が4件、令和3年度補正予算が6件、令和4年度当初予算が7件、工事請負契約の締結が1件、町道の認定が1件、住居表示関連が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上23件でございます。

それでは、議案第3号から順に御説明申し上げますが、議案第9号から議案第21号までの予算案につきましては、副町長より説明を申し上げます。

最初に、議案第3号は「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」でございます。

現在、粕屋町教育委員会教育長をしていただいております西村久朝氏の任期が、本年3月31日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。西村氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、長年教職に奉職され、教育長としての識見・人格共に優れ、厚い信頼を寄せている方でございます。特に、平成28年4月に、教育長に就任以来、粕屋町の学びの環境の改善と、小・中学校の学力向上に努められ、このコロナ禍の中、全国学習状況調査、いわゆる全国学力テストでは、全国平均はもちろん、福岡県の平均を圧倒する成果を上げ、また、校長をはじめ各学校の教師としっかりとした連携をとり、すばらしい実績で今現在も推移しております。つきましては、この任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第4号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成19年4月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって任期満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。向野氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、長年、不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられました専門家であり、本委員に最適の方で、人格・識見共にすぐれた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第5号は、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

昨年8月10日に人事院が行った、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で明らかにされた、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、令和4年4月1日施行予定の事項である、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

議案第6号は、「粕屋町個人情報保護条例及び粕屋町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されます。これに伴い、当該法律の規定を引用する粕屋町の関係例規について、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第7号は、「記号式投票に関する条例を廃止する条例について」でございませう。

粕屋町では、町長選挙において、公職選挙法第46条の2の規定に基づき、記号式投票を採用しておりました。この記号式投票とは、当日の投票所で行う投票において、あらかじめ候補者名が印刷された投票用紙に選挙人が丸の記号を表す印を押すことで、投票用紙の記載を行うものでございませう。この投票方法は、他の選挙すべての選挙と投票方法が違ふことや、期日前投票との差異をなくし、他の選挙と同様な自書式投票とするため、この条例を廃止するものでございませう。

次に、議案第8号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございませう。

国保の財政運営の責任主体である県から示された令和4年度の国民健康保険事業費納付金、及び標準保険料率をもとに、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うと共に、未就学児に係る均等割額の減額について、所要の規定を整備するものでございませう。

次の議案第9号から議案第21号までの予算につきましては、副町長より御説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

議案第9号から第21号まで、御説明を申し上げます。

議案第9号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございませう。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入総歳出それぞれ7,250万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を200億970万円とするものでございませう。歳入の主なものといたしましては、町税を3億4,220万円、地方消費税交付金を1億2千万円、地方交付税を2億8,895万6千円増額し、国庫支出金を1億4,195万6千円、諸収入を1億4,248万8千円、町債を4億1,965万7千円減額するものでございませう。一方、歳出の主なものといたしましては、公共施設整備基金積立金を3億26万8千円、減債基金積立金を2億4万2千円、財政調整基金積立金を4億7,628万5千円増額し、

新型コロナウイルスワクチン接種事業費を7,292万9千円、広域環境衛生事務費を8,581万9千円、河川維持事業費を7,420万円、遺跡発掘受託事業費を1億4,856万7千円減額するものでございます。

次に、議案第10号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ532万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億7,704万8千円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を296万4千円、繰入金を51万3千円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を880万6千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、保健事業費489万9千円、総務費を43万円減額するものでございます。

議案第11号は、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ94万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、5億6,068万2千円とするものでございます。歳入といたしましては、返納金を108万2千円増額、繰入金を202万3千円減額し、一方、歳出といたしましては、繰出金を108万2千円増額、後期高齢者医療広域連合納付金を202万3千円減額するものでございます。

議案第12号は、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,197万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、26億1,280万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を830万円、支払基金交付金を577万円、繰入金を2,398万7千円減額し、財産収入を23万6千円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を990万円、諸支出金を304万円、地域支援事業費を2,903万円減額するものでございます。次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ547万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,033万1千円とするものでございます。歳入は、サービス収入を219万4千円、繰入金を327万6千円減額し、歳出は、総務費を497万円、サービス事業費を50万円減額するものでございます。

議案第13号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、予定しておりました施設の改良工事1件において、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事に必要な資材の供給が見込めな

め、減工したもので、資本的支出にいたしましては、建設改良費を880万円減額し、7億5,517万円とするものでございます。

議案第14号は、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、一般会計繰入金の各項目での増減でございます。収益的収入にいたしましては、2,060万5千円増額し、12億6,622万3千円とし、資本的収入にいたしましては、605万円減額し、7億5,709万6千円とするものでございます。

次に、議案第15号は、「令和4年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

令和4年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億8,800万円とするものでございます。これは、対前年度比27.2%、44億6,200万円の増になり、歳入の主なものを前年度と比較しますと、町税を4億7,987万8千円、地方消費税交付金を1億2千万円、地方交付税を1億円、国庫支出金を8億4,254万2千円、寄附金を4億8千万円、繰入金を1億1,846万円、諸収入を1億9,666万2千円、町債を19億9,910万円増額し、計上をしております。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較しますと、総務費を2億4,575万7千円、民生費を7億2,616万1千円、衛生費を5億1,097万1千円、土木費を1億3,463万9千円、教育費を24億8,884万9千円、諸支出金を2億2,929万3千円増額し、計上をしております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億1,500万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から2億8,080万円の繰入れを計上しております。

議案第16号は、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和4年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億6,192万5千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を7億9,526万7千円、県支出金を24億6,840万9千円、繰入金を2億7,468万5千円、諸収入を2億2,356万2千円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を24億1,316万円、国民健康保険事業費納付金を10億8,496万2千円、保険事業費を3,490万4千円、前年度繰上充用金を1億8千万円計上するものでございます。

議案第17号は、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和4年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億6,445万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料

を4億3,900万円、繰入金を1億2,294万2千円計上し、一方、歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を5億4,511万2千円計上するものでございます。

議案第18号は、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億5,126万6千円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては、保険料を5億8,967万5千円、国庫支出金を5億4,925万4千円、支払基金交付金を6億8,677万4千円、県支出金を3億7,288万5千円、繰入金を4億5,259万4千円計上しております。一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を6,866万9千円、保険給付費を24億4,999万8千円、地域支援事業費を1億2,794万8千円計上するものでございます。次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,519万6千円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては、サービス収入を1,260万円計上し、一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を1,367万5千円、サービス事業費を152万円計上するものでございます。

議案第19号は、「令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございます。

令和4年度の本会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58万円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては、諸収入57万円で、一方、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金34万9千円でございます。

議案第20号は、「令和4年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支としたしましては、収入が10億6,856万3千円、支出が9億276万5千円、一方、資本的収支としたしましては、収入が6億2,410万円、支出が9億9,503万5千円でございます。収入が支出に対して不足します額としたしましては、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

議案第21号は、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支としたしましては、収入が11億9,382万7千円、支出が12億7,735万8千円、一方、資本的収支としたしましては、収入が7億1,790万5千円、支出が9億5,256万9千円でございます。収入が支出に対して不足します額としたしましては、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をするものでございます。

以上でございます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

続きまして、議案第22号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、西幼稚園長寿命化改修工事を実施するもので、幼稚園舎が昭和54年に建築され、42年が経過した現在まで、大規模な改修等を行っておらず、建物の老朽化が進んでいることから、粕屋町公共施設等個別施設計画に基づき、長寿命化改修工事を行うものでございます。工事概要といたしましては、屋根工事、外壁工事、建具工事、電気・給排水設備工事、換気設備工事などを行い、今後も長期間、園児が安心して利用できる施設として改修を行います。

この工事を実施するにあたり、令和4年2月16日に、建設共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松 特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額1億9,613万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和4年10月14日となります。

続いて、議案第23号は、「町道路線の認定について」でございます。

酒殿駅南土地区画整理事業に伴い、路線の新設を行ったため、当該新設路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第24号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり、内橋西1丁目から内橋西4丁目へと変更するものでございます。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和3年度第2回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申をいただいております。また、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、1月26日から2月24日までの30日間、公示を行いました。このたび、その公示期間が終了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております宮川健二氏が、6月30日をもって退任されますので、その後任として原町区にお住まいの原田安紀氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。原田氏は、経歴書にありますように、小学校で長年学校教育にあたられ、粕屋町の教育委員もお引受けいただいております。人権問題への理解も深く、広く社会の実情に通じ、人格・識見共にすぐれた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第7。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順をお願いいたします。

なお、最終日の委員長報告に対する質疑の際に、議案に対する質疑をされる方がおられますが、議案の内容に関する質疑がある場合は、総括的な質疑をここでなさっていただきますよう、念のため申し添えておきます。

それでは質疑はございませんか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今の議長の、総括的質疑という意味がちょっと分からないので。総括的じゃないと質疑ができないのか、個別の問題については、その委員会で質疑をするのか、その辺がちょっと分かりにくいので、その総括的質疑っていう部分をちょっともう少し説明してもらっていいですか。

◎議長（小池弘基君）

まずここで、本来質疑をされる場合と、あと、委員会付託をしまして、そこで委員の方はもっと詳しい質疑が議論ができるわけですけども、委員でない方が、この会議場、最終日の委員長報告に対する質疑される場合につきましては、総括的というのは委員長報告に対する質疑であって、議案云々の質疑っていうことではないということですけど。

ちょっと分かりづらいですね。どうしましょう。

すみません、それではちょっと、暫時休憩させていただきたいと思います。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

いやいや、ちゃんとした説明しないとイケないかなと思っておりますし、いいで

すか。それとももう、今の。

はい、山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

執行部に対する、ここで聞いたほうがいいことを質問するっていうお話でしょうから。ただ、私たちもそのよく言われるのは、執行部からは細かいことについては委員会で説明しますので、そこで質問してくださいっていうお話を受けるんですね。所管でない委員会については、委員長が報告したときに聞く、というのが今までの流れだったので、今、議長のほうから総括っていう初めて聞くような言葉が出たんで、ちょっと意味がよく分からなかったのでも聞いただけなんで。

今までと変わらなければ、それで大丈夫かなと思いますんで。

◎議長（小池弘基君）

委員会に付託して、そこで審議を審査いろいろされて、委員長報告されるんですけども、その閉会日に、委員長報告に対して議案に対する質疑といったものは、その委員会に入っていない方の質疑はできないというようなことでございますので、今のこの開会日の議案に対するその質疑のときに、全体的なお話、それが総括的というような言葉で表現したんですけども、そういったことをしていただきたいと。

だから、委員会に入っていない方が最終日閉会日の委員長報告に対する質疑の中で、具体的な質疑が、議案に対する、議案というか委員長報告に対する質疑というのが、原則できないというようなことでございます。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ちょっと今、逆にちょっと聞こえてしまっていて、委員会に所属していない方が、委員長に、委員会に所属してる人は当然、審議をしてるわけですから、最終日に委員長報告のときは質問をしないのが例であるという申し合わせがあると思うんですね。で、そこに入っていない方は当然分からないので、採決に及ぶわけですから、当然分からないことは聞きたいっていうのが、質問だと思っただけなんです。だから今、議長が今、質問できないっていう言い方をちょっとされたので、それは違うんじゃないかなと。だから、委員会に入っていない方は当然採決の判断のために分からないことを委員長に聞くっていうのは、これは、今までどおりなんで。

ここで今、質疑と言われるのは、総括的なものを聞いても、いやそれは委員会でやりますからっていう、今まで何かそういう執行部からの答えがあったわけですよ。細かいことについては当然、委員会で審議されるものというふうに、僕らも判断してるので、その中で採決に及んだときに、分からない部分について、委員長にただ質問してるだけなんです。当然それはされてるだろうという、質問者の想

定なんで、ここで総括的って言われても、なかなか、まだ何もやってない中で、ただお話を聞いただけで聞くっていう部分は、非常に難しい問題があると思います。だから付託委員会でしっかり審議していただいて、そして、最終的に分からない部分を委員会に所属してない方が聞く、という流れではないかなというふうに思うので。

この総括という言葉が使われると、非常にどういうものかっていうのがちょっと分かりづらい。僕らも線を引きづらいんですね。ちょっと分かりづらいので、ちょっとその辺の発言の意味を、ちょっと聞きたかっただけです。別に、とやかく言う必要はありませんので、これで終わりにしても結構だと思いますのでよろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

あと終わって、また細かい打合せ、ちょっとできればと思っておりますので、そのまま続けさせていただきます。そのほかに、議案に対しての質疑ある方、挙手のほうお願いいたします。

ほかございませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようでしたら質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第8、「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました3号議案から8号議案、22号議案から24号議案、諮問1号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、9号議案から14号議案の令和3年度粕屋町補正予算、及び15号議案から21号議案の令和4年度粕屋町当初予算につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託して審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長には末若憲治議員、副委員長には井上正宏議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時35分)

令和4年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年2月28日（月）

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和4年2月28日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	14番	山脇	秀隆	議員
2番	議席番号	10番	田川	正治	議員
3番	議席番号	4番	宮崎	広子	議員
4番	議席番号	7番	案浦	兼敏	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古家	昌和	9番	川口	晃
2番	田代	勘	10番	田川	正治
3番	杉野	公彦	11番	福永	善之
4番	宮崎	広子	12番	久我	純治
5番	末若	憲治	13番	本田	芳枝
6番	井上	正宏	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	鞭馬	直澄	16番	小池	弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町長	箱田	彰	副町長	吉武	信一
教育長	西村	久朝	総務部長	山野	勝寛
住民福祉部長	中小原	浩臣	都市政策部長	山本	浩
(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)					
総務課長	堺	哲弘	経営政策課長	今泉	真次

子ども未来課長 神 近 秀 敏

健康づくり課長 古 賀 みづほ

(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

都市計画課長 田 代 久 嗣

地域振興課長 八 尋 哲 男

道路環境整備課長 安 松 茂 久

学校教育課長 早 川 良 一

給食センター所長 中 原 一 雄

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めて、おはようございます。

早いもので今年に入って、もう2月も今日で終わりでございます。明日からは3月ということで、これからまた、だんだんと、暖かくなってまいります。それとは逆に、花粉症で悩んでおられる方には、ちょっとまた嫌な季節が来るのかなと思いますけれども、十分対策には御留意いただきたいなと思っております。

なお、現在福岡県におきましては、まん延防止等重点措置が発出されておりますので、感染拡大防止のため、執行部への出席要請は最小限にとどめておりますことを御了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程のとおりで議事日程をお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手をされますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に従い質問を許します。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議席番号14番、山脇秀隆でございます。

一般質問にちょっと入る前に、今、ウクライナにおきまして、2月24日ロシア軍が侵攻し、今現在、戦争状態になっております。ロシアのプーチン大統領は、親ロシア派をウクライナから守るためと正当化して、軍事行動に出たと発言しております。国連常任理事国であるロシアが撤退決議に反対したため、国連は、ロシアの侵攻を止めることができませんでした。国連の機能が果たせなかったようであります。世界中の国民が立ち上がり、戦争反対のプラカードを持ってデモ活動が行われており、ロシア国内においても反対運動が起きております。戦争ほど残酷なものはない。核を使用するものは、サタンであり悪魔だと識者は断言しております。

議長にお願いでございますが、議会からも、戦争反対の決議を、全世界に発信し

てはと思う次第でありますので、是非これを協議して、今議会中に出していただきたいという、ちょっと要望でございます。

議長、お願いしますけど、どうか。

◎議長（小池弘基君）

はい、ただ今の山脇議員の提案でございますけども、全員協議会の場で諮ったらとは思いますが、それでよろしゅうございますか。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

はい。それでは、ただ今の山脇議員の提案につきましては、全員協議会において、皆さまの御意見を賜りたいと思います。

それでは、一般質問のほうに移っていただければと思います。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

それでは通告書に従い、質問をしてみたいと思います。

令和4年度の当初予算に対する、町長の施政方針についてであります。

新型コロナウイルスの変異が続き、現在では、オミクロン株になり、感染の拡大が止まらない状況にあります。ワクチン接種率を上げ、経口薬の普及により、ポストコロナを見据えて、コロナ後の様々な施策が打ち出されております。今回の施政方針は、町長のこれまでの経験と公約を生かした当初予算であると同時に、新型コロナウイルスの終息またはウィズコロナを見据えた経済回復と、住民の生活を元に戻すための当初予算の編成であると思います。令和4年は、町長の任期満了を9月8日に迎える年ですが、引き続きを考えての当初予算編成であると思います。

昨年、行政のデジタル化と脱炭素ゼロを訴えてまいりましたが、町長は、その必要性を認め、脱炭素のゼロ宣言も今定例会で正式に宣言するというものであります。当初予算では、デジタル化の推進のための費用も計上されております。いよいよ行動を開始するための予算を計上して、一步を踏み出す形となりました。また、将来を見据えた持続可能な行政運営は、町民の社会福祉の向上に欠かせません。そのためには、町の自力をつけるための市制への移行も考えなくてはなりません。町長はかねてから、住民の意向を重視して、その在り方を考えるとしておりました。市制塾も立ち上げ、その説明も受けましたが、その結果は、市制を目指すべきと判断できたのではないかと思います。

先日、単独市制を目指した近隣の那珂川市に、総務建設常任委員会で視察研修に参りました。かねてから、市制に向けた取り組みをしていたため、住民の反対はほ

ばなかったと伺いました。市制に向かうにあたり、早めの住民に対する意識の醸成が必要と感じました。施政方針演説でも、自然災害の対応、自治体のデジタル化の推進、脱炭素社会の実現、人口5万人を見据えた自治体の基盤強化を、全職員一丸となって達成していくと強調されました。まさに、今年度は、こうした施策が大事になる年度と思われます。以上の状況に鑑み、箱田町政の、今後のまちづくりにかける決意を身にしみて感じております。

そこでまず初めに、町長の今後の意気込みを改めてお聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、山脇議員の御質問、これは私に対する非常に大きなエールというふうに感じております。本当に感謝いたします。

顧みますと、4年前、平成30年の9月に就任して、この粕屋町にとって何が一番大事なのか。どういったものが優先順位として考えられるかといったときに、この町を作り、この町を作るのは、もう当然人間です、子どもたちです。子どもたちがこの町を作って、町がまた子どもたちを育てていくという。こういった好循環のまちづくりが一番大事という観点から、まず第一に、一丁目一番地として子育てしやすいまち、というふうに考えてスタートしました。併せて住みやすく、誇れる、そしてまた安心して生活できるまちづくり。これを目指して、この4年間私自身も、誠心誠意、頑張ってきたつもりでございます。

ただ、施政方針の中でも述べましたが、この2年あまりの間、コロナが、非常にブレーキをかけられたという思いが強うございます。ただその中でも、でき得る限りの施策を行いましたし、今後の将来の粕屋町の計画に乘せられるような準備も行ってきております。そういった面で、今年度の当初予算は、非常に大きな当初予算になってきております。

あと半年ほどの任期でございますが、精いっぱいこの当初予算に合わせました、私自身のこの意気込みを具現化するように、頑張っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今回の予算編成にあたっては、一つに、第5次粕屋町総合計画後期基本計画の実現に向けた持続的成長、安全・安心、魅力・誇り向上の三つの後期重点項目を中心に取り組むこと。二つ目に、持続可能な財政基盤の確立を目指すため、中期の財政見通しにおける財政状況の厳しさを示し、創意工夫をもって、すべての経費をゼロ

ベースの視点で当初予算を積み上げること。三つ目に、コロナ克服後を見据えた予算については、ポストコロナ禍での、将来の町の発展につながるきっかけになることを目指す。この基本的な考えを三点に絞り、各課の予算編成にあたっての考え方といたしました。それらを踏まえた今回の重点施策については、施政方針演説で概略を言われましたので、その一部の課題について質問をいたします。

中期財政見通しにおいて、令和4年度から令和7年度までの4年間で6億4,312万円の財源不足が見込まれるとしております。普通建設事業費の増加するそうした財源不足の中、西幼稚園の長寿命化改修工事が予定されており、1億9,921万円の工事請負費が計上されております。一方、中央保育所の建て替え工事も予定されております。中央保育所の建て替え工事請負費は4億7,414万円で、4分の3が今年度に計上されております。

国からの交付金補助率は、それぞれどのくらいになるのか。また、長寿命化でどれくらいの建て替え期間の延長を考えているのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

中央保育所の建て替えにつきましては、これは、私の先ほど申し上げました子育てしやすいまちづくりの、まず第1段目の構想として、4年前に私も申し上げました。

その間いろいろ財源のことにつきましては検討を重ねておりましたが、やはり、議会の方々の提案もあり、早くに工事に着手できるのは、今回4年度に上げました方法しかないということで、起債事業をもって行うようにしております。

財源の詳しいことにつきまして、またそれぞれの予算委員会のほうで申し述べますが、概略について、担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

令和4年度に予算上げております西幼稚園の改修工事でございますが、全体工事費として約1億9,600万円上げております。そのうち、公共施設等適正管理推進事業債というのを適用いたします。その充当率が90%でありますので、額といたしまして1億7,600万円程度がこの充当率になります。で、そのうちに、交付税措置が5,295万円、約30%が交付税措置額というふうな内訳となっております。

中央保育所もいきましょうか。中央保育所は、全体、すべて工事終わるには約7億9千万円程度かかりますが、令和4年度に予算を上げておりますのは、そのうち

の60%、先ほど山脇議員が言われました4億7,400あまり程度、令和4年度予算計上しております。そのうち、施設整備事業債を50%利用いたしまして、2億3,700万円。このうち70%の1億6,590万円が、交付税措置というふうになります。以上でございます。

(許可のない発言あり)

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

70%ですね。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この件につきましては、議会からも、町立で建ててということ、運営も含めてやってということで、保育所に関してはそういうふうになっておりました。

幼稚園・保育所では多分、建設や改修工事で補助率が違うということはあると思います。また、運営自体でも、公立・私立でも、違う部分が多いと思います。で、公立幼稚園の建て替えは、当然、公設であれば補助対象から外れたり、一部分になったり、また、民間の建て替えで建て替えることも視野に入れて、今後考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが。

この長寿命化によって、どれくらいその延長した今回の経費になってるのか。1億9千万円を、一応長寿命化ってということで、建て替えを引き延ばすってことですよ。老朽化して建て替えが必要なんだけれども、長寿命化によって建て替えの時期をずらすということでもありますので、このずらした期間というのはどれくらいになるんですか。例えば何年、これによって延びましたとか。これによって10年後に建て替えが必要になりますとか。本来であれば、もう寿命が来てて、来てるわけですよ。だから建て替えってということがまず想定されるんだけれども、建て替えになると、予算が足りないということがあって、長寿命化によって先延ばしにするって発想だと思うんですよ。

だから、これがどのくらいの期間を見込んで、今回の予算編成にあたったのかをお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

どなたですか。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

手元に個別計画のものがないのでちょっとはっきりした答えはできませんが、西幼稚園、これは40年が約経過しています。

従いまして、中の躯体は、それほどの老朽化はないんですが、やはり設備、施設あたりが非常に老朽化して、支障を来しているというふうなことで、今回の改修計画に載っておるわけです。普通、施設・設備ってのはやはり、10年20年はそのまま持つものと思われまます。

従いまして、10年以上の寿命の延長化が考えられると。あくまで設備、施設の関係でございます。

躯体そのものは何の影響もございません。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、今回10年、大方、10年寿命を延ばして、10年後にやっぱり建て替えを考えていかなければいけないというふうになってくるのかどうかはちょっと、今躯体がしっかりして50年とか鉄筋コンクリートの場合は50年とか、その辺のね、経年劣化っていうのを持つっていうふうになってますんで、そこまで延ばすのか。

今回一つ思ったのが、今保育料の無償化で、幼稚園自体の定員割れが生じているっていうのが、現状にあらうかと思うんですよね。で、子育て世代のニーズを考えていけば、もう幼保一元化の運営が求められてるんじゃないかなと思っております。これ以前、幼稚園の寿命が来ますよっていう、もう大分なるんですけどね、その前に、もう幼保認定こども園に移行していきますっていうような話もあったんですね、当時。けどいつの間にか、何か別個のものになってしまって、それは町の特質なのかなというふうに思ってますけれども。

今後の老朽化による建て替えをどのように考えているのか、町長にお伺いしたいと思います。

町長、考えでいいです。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が今非常に不安視してあるのは、やはり今、これだけの改修計画の資金を使って、今後その、例えば認定保育園、認定こども園とか、あるいはその幼稚園の必要性というのはどうなのかという議論だろうと思います。

私も、昨今のこの保育事業を考えますと、やはり働く女性、お母さん方が多くなって、保育に対するニーズが非常に多くなってるのはもう現実的に受け止めなければいけません。しかし、その一方、やはり家庭で子どもをしっかり育てたい。しかし、幼稚園で、ある程度幼児教育をしてほしいというニーズもあるのは事実でござ

います。そういった受皿として、幼稚園があり、また、町内にあるということは、非常にその安心感を親御さんが持たれるという部分での、町立幼稚園の存在意義があると思うわけです。

しかし、これは今ちょっと早々には結論は出ませんが、私自身は認定こども園、あるいはその幼稚園そのものの存在の在り方については、積極的に今後議論してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

一応、建て替えが当然、これからどんどんどんどん来る話なので、その運営方法等、今後どうしていくかっていう、やっぱりきちとした方針、方向性というのが、今後必要であろうかと思いましたが、質問させていただきました。

予算編成方針では、国の予算概算要求等の動向を見極め、国県補助金交付金及び交付税措置を有する起債を活用するよう指示しておられます。今年度は交付金などを利用して、1億1,538万円の財源不足が生じておられます。創意工夫をして、財政健全化の対策に取り組み、持続可能な財政基盤の確立を図るとしてあります。交付金の補助対象になるのであれば、積極的に活用をして、事業を展開していくっていうふうにも述べてあります。今後、その事業をしっかりとその方向で、やっていただきたいというふうに思いますので。今回、中央保育所の建て替えていうのはどうしてもやっぱり必要だということで、町の町費、一般財源を活用しての起債になったと思うんですけども、そういうことではなくて安くできるものを、やっぱり後は経費を考えて、しっかりとやっていくっていう方向で、やっぱりやるべきだなというふうに思いましたので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、行政のデジタル化をどう進めるのかということでもあります。

施政方針でも述べられましたように、福祉タクシー利用券をICカードに切替えをし、道路台帳システムのデジタル化、デジタル化を利用した窓口を実現し、書かない、待たない窓口のキャッシュレス化を進め、デジタル弱者に対応したスマホ相談窓口を開設するとしてあります。利便性の向上や、業務の効率化を目的に打ち出された施策であると思います。しかし、それを使って提供する側、担当職員のデジタル能力が必要だと考えます。

以前の一般質問でも、デジタル化に向けた取組み挙げましたが、職員の現場意識の醸成はどのようにされたのかを聞きたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今御指摘の、住民に対する、要するにデジタル・ディバイド、その格差をなくすということにつきましては当然、職員の間でそれがあっちゃやなりません。

従いまして、これは数年前からなんですが、そういった ICT の研修、あるいは専門家を招いての講習を町として学んでいくことが、やっておるところでございますが。実際、今回、今議員が言われたように住民に対して、例えばスマホの使い方とか、あるいは、よりよいその自分の生活にとって、公共サービスを十分に許容できるようなスマホのやり方というのを、やはり専門家を招いてやるということで、これは職員じゃなくてももう本当の専門家を来てもらって行う予定でございます。

ちなみに、シルバー人材センターで、昨年、2日間ほどあったそうです。そして、ものの10分20分で、もう定員の40人があつという間に終わったと。数年前やったときにはもう人間が、参加される方が非常に来なくて困って、逆にプッシュ型できませんかっていうような電話をしたという状況だったらしいです。やはり、昨今のこういったデジタル事情が物語っておると思います。

町のこういったスマホ教室についても、積極的にもう毎月と言わずに毎週できるぐらいの回数で、住民の方々のそういったデジタルに関する知識をどんどん得てもらって、町として行政のペーパーレス化、そして様々な手続のオンライン化、これをどんどん進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今町長のほうからも、デジタル技術を駆使した様々なサービスの提供や情報が社会の中で身近なものになり、生活に欠かせないものになろうとしていると。また、いち早く行政がデジタル化を進め、広く町民サービス提供して行政のペーパーレス化であったり、様々な ICT を利用したものを運用していくっていうふうな発言をされました。また、専門家を招へいして、窓口に来られた住民に対して、操作などを教えていくスマホ相談窓口の開設も計画しているということでもあります。その一方で、デジタル技術を駆使できる職員を人材していく、増やすっていうことも考えていくべきだと思いますが、今 ICT の研修も随時やってるっていうお話でした。

しかしながら、意識の醸成っていうお話をさせていただきましたが、意識が弱いとどうしてもこれは無理だとか、そういう話になると、なかなかやっぱり気持ちの研修を受けてても、一般的な研修に終わってしまって、自分たちがそれを広めていくんだみたいな、そういう意識がやっぱり今後デジタル化によってどれだけのものが削減されて、町民にとってどういうサービスができて、町民が豊かになっていく

かっていうことも、やっぱり職員一人一人がこのデジタル化社会に向けた意識を高めていくことは大事だというふうに思いますんで、これは改めまして研修だけに終わらず、そういった意識の醸成は、今後していくべきだというふうに考えております。

次に、脱炭素に向けた今後の取組みを聞きます。今議会において正式に、脱炭素ゼロを宣言すると言われました。スピード感を持って、宣言に至ったことは歓迎するものであります。施政方針では、具体的施策の検討を行い、粕屋町地域再エネ導入戦略を策定するとしております。

例えば、こういったことを考えているのか、考えていれば聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この3月議会中に、ゼロカーボンシティ宣言を行います。

今準備もしながらやってるわけですが、これはやっぱり宣言の意思を、国のほうに環境省のほうに伝えないとスタートできません。従いまして、準備万端整ったところでやっても、これはもう遅きに失するというところで、努力しながら担当所管のほうで準備を進めているところでございます。御存じのように、環境省のほうに申し出た100団体を選別するというふうなこともなっておりますので、急いで準備を行っておるところでございます。

具体的にどういったものをやるかというのは、こういったその計画の段階で示しているわけですが、私自身は、やはりとにかくできるものやっいていこうと、まずは、まずは、できるものやっいていこうということで、これはまだ計画そのものを出してないからですね、私の気持ちとして、お聞きいただきたいんですが。やはり住民に対して、行政のほうが進めることは、まず第一にその一丁目である行政がやらなきゃいけないと。従って、例えば公用車の全公用車のEV化、これ電気自動車化をやる。当然、そういったインフラの整備は必要でございますし、各公共施設に、充電設備辺りを設置する必要があるかと思います。これは、今研究をやっているところでございます。あと太陽光発電、これはやはり、各御家庭でできる部分はそこだろうと思います。

従いまして、その推進に関わるいろんなその仕組み、スキームを今考えておるところでございます。まさに冒頭言われたように、お金がかかるものについては、かからないように。とにかく、いろいろ知恵を出して、頑張っていこうとは思っております。そういったことを行政のほうやっいて、またその行政のほうも、太陽光発電でいうと載せられる太陽光のパネルを載せられる公共施設については、今選別

を行っているところでなんですが、太陽光の発電施設については、町も公共施設を中心に推進を図っていく。そしてまた並行して、先ほど言いましたように、各御家庭の太陽光発電の推進、これもやっていきたいなと思っております。そしてまた、各企業、これ飲食店も含めてでございます。やはり、洗い物を少なくするとか、何ですかね、洗剤といいまじょうかね、例えば、捨てるようなものを減らすとか、環境保全のためにも。

そういったことも周知するような運動も、考えていかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

脱炭素に向けた取組みは、非常に大変かと思えますし、またコロナ禍とか、このウクライナ情勢によって、また大きくいろんな面で制約が出てくるのかなと思いつながら考えてますが。

ただ、前回もお話ししましたように、もう戸惑ってはいけない。もう進んでいかなければいけないという状況に、もう、地球温暖化が進んできてるっていうのが現状です。そのために脱炭素をカーボンゼロ。要するに、カーボンニュートラルをするということでもありますので。ただ、うちの町の場合は森林も何もないので、要するにそれを軽減できるものはないんですね。そういった場合、やはり今町長のほうからもありましたように、太陽光が一番、やはり二酸化炭素排出ゼロに向けた取組みの中では一番効果が出るのかな、というふうに粕屋町の中では思っております。

企業誘致におきましても、太陽光発電を用いたとか、物流も多いのでその二酸化炭素、要するに二酸化炭素排出する燃料のEV化とか、そういうことで燃料を軽減するとか。そういった方向での指針作りとか、そういうことになってこようかと思えますんで、もう待てない状況にあるということを念頭に置きながら、脱炭素ゼロに向けた取組みをしていただきたいというふうに思っております。

次に、市制に向けた取組みをお聞きいたします。施政方針では、長期化するコロナと戦い、全国で度々猛威を振るう自然災害への対応、自治体DXの推進、脱炭素社会の実現、人口5万人達成を見据えた自治体基盤の強化を命題として進んでいくとしております。

ここで気になることは、市制に向けた言葉はなく、5万人達成を見据えたっていう言葉でしか表現されておりません。町民意識調査の予算は計上されておりますが、その中身はどこまで市制に向けた調査なのかどうかも分かりません。市制塾での報

告では、市制に移行するほうがよいとの判断であったと思います。様々な重点施策は、市制に向けたことを念頭に、基盤整備を進めていかなければならないと考えます。

今年度予算にどのように計上されているのか、どのように取り組んでいくのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨年12月の議員全員協議会で、市制塾についての発表をしたところでございますが、これはまだ今現在もしておるところでございます。

当然、人口5万人が、市制の最低条件といえますか必要条件でございます。それに向けて、人口の増加策っていうのは、これはもう、そのものを目指すのではなくて、結果的に5万人になった状態。これはもう、市制の当然必要条件でございますのでそこを考えた、だから人口を増やすことを目的な市制の施行じゃない市制を目指すんじゃないということでございます。5万人になって市制になったときにどういった住民の方々にメリットがあるか、それはやはり究極の目標だろうと思います。

市制を目指すことについては、私は何の否定もしませんし、排除もしません。これは本当に大きな選択肢の一つということで、いずれは市制を目指すということをはっきり答えるような環境にはなると。また、なるように私も、この粕屋町の基盤整備をどんどん行っていきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、市制に向けたっていうことは、多分、皆さんどなたが聞いても、多分、否定はしないということだったんで。明確に市制に向かうぞみたいなことは、本当は必要かなというふうにちょっと思ったんですけど。まあまだ、5万人にもなってませんし、これから町民の意向調査っていうんですかね、その辺もちょっとあるのかなあと思いながら思いますけど。今、そういった観点では、町民の意思もやっぱりこう、町も知らなきゃいけないと思うんですけど。

今回の住民意識調査っていうのが多分行われると。予算に計上されたと思うんですけど、この中身っていうのはこの市制に取り組むみたいな、その市制に関わるようなアンケートって入ってるんですか。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細なアンケートの中身、こういった項目で聞いていくかつてのはありませんが、今山脇議員が言われるようなことを少しは触れていかないと、これどうなってるんだと、町民の方々が、こういったことを考えているのか分かりません。

私も今期、あと半年ほどの任期でございますが、これからの粕屋町の行く末を占うためにも、住民の意識がどこにあるか。本当にやっぱり市制を考えているのかというのは、ある程度若干にはなるかと思いますが、そういった意識調査を含めていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

基本的に、デジタル田園都市国家構想が国から示され、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、町民の皆さまが将来に向けて夢や希望を抱き、10年先20年先も幸福感を実感できるウェルビーイングを目指していくというふうにいわれています。

今後、粕屋町も高齢化は確実に進んでいくと思います。生産人口も減少して、税収も減少していくのは目に見えております。町のままでいいのか、市に移行して様々な権限を得て、自力ある自立したまちづくりを進めていくのか。今年度は問われることだろうというふうに思っております。そのためにも町民に、早くに市制に向かう明確な考え方を示すべきというふうに思いますが、町長今、否定するものではない。私たちの受け止め方は、もう市制に向かうんだっていうことで、今後も進めていきたいというふうに思います。

次に、コロナ禍の住民の生活再建と経済回復をどう支援するのかを聞きます。

コロナで疲弊した住民生活と経済を早期に回復させる手立てが必要と考えます。3回目ワクチンの接種率を早期に高め、また5歳から11歳までのワクチン接種もこれから推進していくと思われれます。しかし、次の脅威となるかもしれません、感染率が高いBA.2というオミクロン株、変異株の市中感染が認められております。更なる感染拡大が危惧されております。こうした状況下にあります、ウィズコロナを見据えて、共存した生活再建を目指すことが求められております。

支援策をどのように考えているのか、聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和3年度まで様々な支援策、これは国と連携しながら行ってまいっております。企業あるいはその事業者の方々に対する支援、そしてまた全体的な消費購買力を増やすため、この消費高を増やすためのエール商品券、並びに送ってうレシート事業等の、それとプレミアム商品券もありましょうか。そこら辺の総合的な経済回復策、回復のきっかけとなるような施策も行ってまいりました。一方では、各御家庭、特に子育て世代に対する支援も、今現在もやっている最中でございます。

しかしながら、なかなかこの財源というのが非常に、今後どこまで続くのかというのがありますので、一回で終われば、これはある程度、町の全体的な財政を集中して行うことが可能かと思いますが、今後どこまで続くかというのを見据えながら、国と連携して、国の補助金交付金を使いながら、やっていきたいと思っております。

今議員がおっしゃるように、コロナと乗り越えてといいたいでしょうか、ビヨンドと言いますけども、それではなくてやはりコロナと共にもう生活をしていかなければならないような、今の時期になってると思います。外国、諸外国では、もうマスクを外したりとか、あるいはもう通常の経済社会活動も行っていくというようなことが、どうもそういった潮流にあると思いますが、そのためには、やはりワクチンの接種を、もう国民、住民が皆さんがやって、不安がないような生活を行う。また、例えばコロナになった場合、本当にここにもコロナにかかった場合には、すぐ効く特效薬。これは実際新聞にもありましたが、国内の塩野義さん、塩野義メーカーのほうで、実際もう承認を得られるだろうと。3月中には市販されるんではなかろうかというようなことも、そういう情報が流れています。

そういった薬とワクチンと併用しながら社会経済活動を、コロナの前の状態に早く持っていくように、私自身も、粕屋町としても、努力してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、粕屋町独自で、商工会と連携したエール商品券、送ってうレシート事業や、プレミアム商品券事業は、実施していくというようなお話でありました。

また、根本的には、これは一時的な部分であろうかというふうに思いますし、なかなかこれですべてが改善するっていう話でもないというふうに思います。で、施政方針では創意工夫のもとコロナを転換点のチャンスととらえ、コロナ克服後の将来の町の発展を見据えた予算の編成だというふうに言われております。やはりいろんな施策がございますが、やっぱり永続的につながっていくような、将来を見据えたやっぱり施策っていうのも、一つは大事ではないのかなというふうに思ってお

ります。

ショールーミングという言葉があります。で、都心の百貨店に出かけても、商品を見るだけで、実際の買物は、ネットで済ます人が増えているそうであります。全国の百貨店の売上高は、1991年に9兆円あったものが、2021年は4.4兆円と、半分以下に減ったということであります。既に、地方都市の商店街はシャッター通りと化し、小売業そのものが構造的に衰退しております。コロナが追い打ちをかけ、顧客の店舗への訪問回数が減り、買い物に費やす滞在時間も短くなっているということであります。

そこで注目されているのが、電子商取引イーコマースであります。物流系分野のイーコマース市場規模は、コロナ禍での巣ごもり消費拡大で22%の伸び率になったと言われてます。しかし、小売業全体に占めるイーコマース電子商取引の比率は8%にすぎず、50%近い韓国に比べても、まだ緒についたばかりであるということであります。買物難民にとってイーコマースの普及は、これからの小売業のスタイルになると思われれます。そのためにも、デジタル技術を生かした取組みの推進が大事だということであります。商工業者に、デジタル化を推し進めることも重要と考えます。こうしたデジタル化支援を商工業者は求めております。

デジタル推進スマホ相談窓口も住民だけに限らず、町内商工業者にも行き届くことが大事であると思います。

町長の見解を問います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

3日ほど前に、実は、粕屋町商工会の青年部の組織化50周年の記念式典がございました。私も来賓として呼ばれて、そのときに青年層、今後の粕屋町の商工を担っていく青年層との意見交流も行わせていただきました。

その中で、特にやっぱり言われる、若い方が言われるのが、今まさに議員が言われたように、やはりその電子化なんですね。やっぱり非接触型で、それぞれの物流がやってるのは、例えば東京とか関東・関西の大きな大手の会社がやるんじゃなくて町単位での、この地方で小売店をやってる方々のやはり住民との取引の中で、こういった電子決済をどんどん推し進めなければ今後やっていけないということは、本当に、商工業者、特に若手の方々が、もう真剣に今考えてあることでございます。私もこれ先ほど言いましたように、電子の、スマホの扱い方についての講習と言いましたが、これは当然、それは行政サービスを受容するためだけではなくて、町内の商工業のそういった商いといたしまししょうか、取引の中で、どんどん使えることで

ございます。

まさに、全体的に、特に高齢層の方々とか使いなれてない方々の、そういったスマホとかインターネットの取り扱い方のレベルアップというのは、これはもう町内の商工業に、まさに寄与するものだろうと思っておりますので、私も強くこれは支援してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

以上で説明、質問は終わります。

今回、いろんなコロナ禍における経済対策とか、いろんなことでお話をさせていただきましたが、やはり今、冒頭にも申しましたように、ウクライナとロシアが戦争してるっていう状況で、この影響が既にもう来てる。いろんな面で。例えば、昨日もちょっとテレビでもやってみましたけども、どういう影響が出るかっていうことでありましたが、クリーニング業界なんかは重油が上がり、いろんなビニール関係が上がり、値上げ値上げで、結局もうやっていけないみたいな状況になるということでもあります。これだけ私たちの身近にも影響が出てくる今回の戦争でありますので、いろんな面で、町の行政もちょっと大変かとは思いますが、しっかりこの辺の経済対策も含めて、いってほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお話ししたいと思っております。私はこれで質問を終わります。

ありがとうございました。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

はい、山脇議員の一般質問が終わりました。

この後、職員の入替え後、換気等の関係で10分ほど休憩したいと思いますけど、ちょっと中途半端ですので、少し長いですが10時30分再開といたします。

それまで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前10時30分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

（10番 田川正治君 登壇）

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党、田川正治です。まず最初に、ロシアのウクライナに対する核兵器の威嚇、そして武力を行使した侵略行為。いかなる理由でも、絶対に許されません。直ちに中止すべきです。世界の国々は、第1次・第2次世界大戦の惨禍を経て、痛苦的教訓の上に、国連憲章を定めました。その中でも、他国への侵略を禁じる紛争の平和的解決、このような方向で取り組んでおります。世界の国々は国連憲章のもとに、主権の尊重、領土の保全、そして武力行使の禁止など、平和秩序を築いてまいりました。このような、国連憲章に違反するロシアの野蛮な行為は、許せるものではありません。世界のどんな国であっても、覇権主義を許さず、平和の国際秩序を築く。そのために我が国の平和憲法を守って、核兵器のない、戦争のない世界を目指して取り組むことを表明いたします。ロシアのウクライナの侵略行為について、先ほど山脇議員からも提案ありましたけど、議会で決議の提案をしたいと思います。議長の取扱いをお願いいたします。それでは通告書に基づき、一般質問を行います。

新型コロナウイルス、オミクロン株によって、高齢者施設や就学前の施設、学校などでクラスターが発生して、特に基礎疾患を持つ高齢者の死亡が多くなっております。感染者数は、デルタ株の感染数より大きく上回り、子どもや若者に急速に拡大しております。厚労省のデータでは、死者は、25日までの直近1か月は、第5波で死者が最も多かった1か月の2.5倍になっているという報告があります。過去最悪の水準になっております。感染者が増え、死亡者が増えるという状況は続いております。そして、死者の大半は高齢者、そして施設のクラスターということでの増加があります。70歳以上の死亡が9割にのぼっていると言われております。

岸田政権発足以来、オミクロン株の発生に対するワクチン接種の体制が大きく立ち遅れたことや、ブレイクスルーによる感染拡大を防ぐこと、PCR検査による対策の弱さがあります。このようなもとの、特に国民生活を守るための政策・財政支援が求められると思います。中小零細企業者や非正規労働者、社会福祉関係の事業者や働く人たち、コロナ感染対策の国による営業補填や雇用助成、休業補償などが求められます。しかし岸田政権は、これらの支援を大幅に減額し、また廃止をしてきております。

町としては、今年度の予算において、町民の生活を守るために取り組むことが求められておりますが、私は本日の一般質問において、新型コロナ感染症対策について、2項目について質問いたします。

1項目めは、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の地域経済対応分で、商店事業者、子育てや教育、高齢者、障がい者などの負担軽減と、救済の財源にして活用することについて、町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今まさに、新型コロナウイルスのウイルスの死亡者が非常に増えてきているという、ちょっと深刻な状況になりつつあります。

当然それに対する対応としては、このワクチンの接種が望まれておりますが、開会時の私の説明でも言いましたように、約65歳以上、非常にその危険な年齢層といいましょうか、非常にそのリスクが高い方々、65歳以上の方々については、もう半分以上の接種が既にもう終わりつつあります。予約まで入れると、7割近い状況でございますが、そういったことでワクチンの接種をしながら、しかしながら、社会経済活動については、元の状態に戻さなければならないというこの二つのことを、大きな二つのことを今目指して、粕屋町も頑張っていきたいと思っております。そしてまた、議員がおっしゃられた地方創生臨時交付金の活用等につきましては、今年度予算で計上しております。

詳細につきましては、担当部署のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

はい、それでは議員の御質問にお答えいたします。

まず令和3年12月27日に、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が、交付限度額1億6,228万3千円が示されております。これにつきましては、前2月の臨時議会のほうでも御説明しましたが、議員おっしゃいます感染症対応分と地域経済対応分、示されておりますけれども、町においてはこれ全体で、総額で対応するように考えておりますので、それを冒頭に申し上げておきます。

このうち、臨時議会の2月の臨時議会で補正予算計上し、議決いただきました6,982万9千円を子育て世帯臨時応援給付金のほうに実施するために活用しております。また、その残額の9,245万4千円につきましては、プレミアム付き地域商品券の発行や、かすやの送ってうレシート事業、並びに福祉センターや、サンレイクの空調関係の改修事業で活用するというを考えておまして、今議会の予算のほうに計上しておりますので、後ほど御議論をいただく予定としております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、私も議案の資料をいただきまして、今言われた9,245万4千円の充当先事業について一覧を見ました。すべて、今のコロナ対応とかに関連する問題としての予算に振り向けられるということについては、十分理解できます。しかし、これ以外に町民の人たちのいろいろな要望も含めてあります。それについて、今から幾つか質問もし、提案もしていきたいと思います。

この2番目に質問するのは、企業の廃業や倒産の危機を打開する施策として、持続化給付金が半額以下に削減されたということがあります。今度、事業復活支援金があるわけですが、この金額では持続化給付金よりも半額と、以下ということなどありまして、事業を継続すると生活費などについては十分充当できる状態ではないと。家賃支援金も月次支援金もなくなるという状況です。そういう点では、確定申告においては一時所得として、今言いました持続化給付金や家賃支援金、月次支援金などは税金として申告しなければならない。こういうような状況もあるわけです。

そういう点で言えば、これから国に対してもこの持続化給付金並みの支給金を求めていくことを、町としても取り組んでもらいたいということがありますし、私は、今までとの中でも、この家賃支援給付金。これを是非、町としても復活して市民、町民に対して、この中小商工業者の人たちに対して、応援していく必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細説明を担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

田川議員のおっしゃるように、持続化給付金につきましては令和2年度に終了しておるところでございますが、現在これに代わるものとして、コロナの影響を受けた中小法人、個人事業者の事業継続や回復を支援するための事業復活支援金が、経済産業省より示されているところでございます。

支援内容につきましては、事業規模等により30万から最大250万円を給付されるという内容のようですので、一律100万から200万円を支給されていた持続化給付金に比べると、事業者の状況を実態に合わせた、よりきめ細かい支援内容となっているところでございます。この事業復活支援金事業につきましては、申請期間が先月末から5月末日までとなっております。既に町のホームページや商工会のホームペー

ジ、及び会員に対してダイレクトメールで事業周知を行っているところでございます。

持続化給付金に代わる新たな施策が示されているところでございますので、現時点では今後も商工会と連携して、事業の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、私も述べましたその持続化給付金が今回、半額に減ったということからくるこのコロナ禍の中で収入が減った状況になってるという人たちに対して、どう支援するかということが求められてるわけです。

そういう点では、今回の新たに給付されるようになった雇用、事業復活支援金の周知徹底と併せて、今後、是非支援の枠を、新たな家賃支援金などを含めた私提案してるんですけど、そういうものも検討していただくようお願いをしたいと思います。

次に、企業や事業所に雇用調整助成金や、小学校休業等対応助成金の休業補償の責任を国へ働きかけ、併せて町としても独自に上乘せして支援することについて質問いたします。この二つの制度は、コロナの関係で職場が休みになるということなど、また保育園が休みになると学校が休みになる。このようなことによって働いていた、収入を得ていた、賃金がもらえなくなると言いますか、実際休まざるを得ず、収入が減るといふ事態になっているというのが聞かれるわけです。

そういう点で言えば、雇用調整助成金は3月末まで延長ということや、小学校等対応助成金は6月まで延長ということにはなっておりますが、この制度そのものがなかなかうまく利用できない、また、この制度を知らないという人たちが多くおられます。そしてもう一つは、この制度そのものを利用しようとして、個人申請ができるようになったんやけど、事業主とかがこの休業を認めない。というようなことなど、またその、「お前、そげなことやったら辞めれ」というようなことなどね、言えば企業のほうが、そういう形でその事業主がこの休業を認めないということなどで、なかなか進まないという状況があるんですね。

そういう点では、国に対してこの助成制度の内容をもっと緩和に、使いやすいように企業側に対しても、休業の申請実態を示せるように指導していくことと併せて、この周知徹底が求められております。その点について、この二つの点で、粕屋町として、雇用調整助成金の件については、私も議会の中でも、委員会の中で、幾つか

質問もしてきたんですけど。かすやドームとかサンレイク、こういうところを閉館した場合に、事業主が雇用調整助成金を申請して給料を補填するということがいるわけですが、何度か私も相談を受けてこのことについて担当所管に話もしたりしました。問題なく、そういう支払いがされてるということは聞いてはあったんですけど、ここ今年度。今年になって、この状況について、いわゆる働いてる人たちに対しての休業補償が未払いというようなことは生じていないのかということについて、教育長に答弁をお願いします。これは誰、ああそうか、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと質問にない部分ですので用意はしておりませんが、当然これは支給、雇用調整助成金あたりの助成を受けながら、企業のほうが支払ってるものと推察いたします。

資料が全くありませんので、それはちょっとお答え、完全なお答えはできないと。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この二つの問題について質問を。私はもう一つは、小学校休業等対応助成金についての状況について質問するという事で考えておりました。

次には小学校休業等対応助成金についてです。これが先ほども簡単に述べましたが、この制度そのものを知らないということなど、それとか保育所・学校は休むということになったときに、給料保障ができないでそのまま生活に影響するというようなことなどが言われてるわけですが、特に保育所・学校でこの問題が生じてくるとは思いますけど、周知徹底と、この問題についての相談についての対応について説明を求めたいと思います。

これはこれ、あの子ども未来課長ですかね、説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

どなたですか。神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

保育園等もコロナの影響によって、かなりクラスの閉鎖とか、そういうことも発生はしておるところでございます。

議員が言われます小学校休業等対応助成金の周知につきましては、各園のほうに対応助成金があるということ、保護者のほうにしっかりと伝えていただくように、2月の22日にも周知を行っておるところでございます。

その中で分かりづらいとかいうこともございますので、相談窓口等も設置されているというところもですね、しっかりと保護者の方には周知をしているところがございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは学校の関係も含めてあるわけですが、その質問の、質問者のほうに、教育長ということで示してなかったというのがありますけど、学校教育課のほうでこの助成金の活用について、どういうふうに周知徹底されてるのか説明できればお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この休業補償につきましては、県のほうからも教育委員会を通じて各学校のほうに通知しなさいと。そして保護者全部に周知徹底をとということの指導は、昨年のおぐらいから受けております。

最初は企業のほうからっていうのを、今議員おっしゃったように個人からも申請ができるというふうになりましたので、これにつきましては県の窓口の、対応窓口の電話番号ですとか、それも同時にお知らせしなさいということになってましたので、学校が直接とか、教育委員会が直接その相談を受けるということとはございません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい。それはその周知徹底という点では、何かチラシ、いわゆるお知らせとか、いう点で是非強めていただきたいというふうに思います。

それで、私がこの問題で、休業補償について結局はもらえないでっていう状況についてどうするのかというのが、全国的に問題になっておるわけですね。そういう点で言えばこの前、滋賀県の米原市。米原市では、市独自で国のほうに、労働局との関係で申請ができなかった人たちについて、1日最大7,500円支援しているというところの自治体もあるわけですね。そういう点で言えば、休業せざるを得ず、そして賃金が入らないという人たちの生活支援という点では、私はこれはコロナ対応のこういう臨時金も含めた、活用して応援していくということが必要だというふう

に思っているわけです。

この点について、今、それぞれの保育所関係とか、学校関係の説明ありましたけど、具体的にこの取組みを進めていくことが必要だと思いますけど、町長の見解といいますか、考え方について説明を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この助成金、各種助成金につきましては、3月末が延長されたところでございますが、4月以降のこういった助成金の動向について、まだつかめてません。

従いまして、保護者の方々がコロナの影響で、過重な負担とならないように機会があれば、県とか、あるいは国のほうに直接働きかけをする、支援の拡充を求めた働きかけをする予定ではしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、今、保育所とか学校での保護者の人たちのそういう要求と、要望は、町で何とかそれを支援できないかと、いうことも含めて出ておりますので、是非、今後検討していただきたいというような。

次に、看護師や保育士、エッセンシャルワーカーの乳幼児が保育所で入所できないということなどが、コロナ感染によって生まれてるということです。この実際働かざるを得ないのに、子どもを預ける先がないということなどがあるわけです。で、これは全国的にも、代替保育をするということなどが進められてきておるわけです。この代替保育について、厚労省のほうも代替保育の支援として国が自治体を通じて、施設を財政的に支援することや、他の保育園や公民館の利用、また居宅訪問型の預かり保育施設の利用、そして代替保育についての利用者負担を取らないというようなことなどが示されているわけです。

実際、預ける、また子どもさんたちを受け入れる施設とか、保育士の待機体制とか、というようなことなどが求められることも、併せてあるわけですけど、町内にある公民館とか、こども館というようなことも含めてこういう代替保育について検討されていることがあれば、説明、答弁も求めたいと思いますが。

これ、子ども未来課長ですね。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

議員がおっしゃいましたオミクロン株によりまして、今年に入り全国的に爆発的な感染拡大しております、保育所等におきましても児童や職員の感染者数が非常に増加しております。それに伴いまして、臨時休園や閉鎖をする保育所も増えております。その中で粕屋町でも、今まで今現在もですが、休園やクラス閉鎖を行っております。

そのような中で先ほど議員がおっしゃいました、公民館とかいろいろな措置が厚労省から出ておりますけども、粕屋町におきましては代替保育は、園が休園やクラス閉鎖をしたときに、濃厚接触者に該当しなかった園児がいた場合に実施するものであります。で、粕屋町では濃厚接触者に該当する可能性のあるクラスのみ、速やかに閉鎖し、それ以外の園児は通常の保育を行っております。また、今までにクラスのみ閉鎖を行った園も含め調査いたしましたところ、ほとんどの園では、保護者の皆さまから御協力いただきまして、家庭での保育を実施していただいたところでありまして、一部、濃厚接触者に該当する可能性がなかったお子様で、代替保育の依頼がありました御家庭につきましては、園において代替保育を実施したところでございます。

今後も休園・閉鎖に伴い、濃厚接触者に該当する可能性がなかったお子様について、保護者の方々から代替保育の御相談があれば、園と協議して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これ小学校も、保育所も同じですけど、2日休みとか、11日休みとか保健所に届けた場合とか、いろいろケースがあって、実際、濃厚接触者の子どもが、どういう範囲で陽性者の子が濃厚接触者の周りの人たちに広がっていったのかということも含めての報告をするということは、先日、県のホームページ見たら3項目ですかね、簡単なものでしかないんですが、それを出すようにというようなことなんですね。ですから、実際濃厚接触者になってる人かなってるのか。この判定するのは、後でまた提案しますけど、いわゆる簡易キット検査とか、抗原キット検査とか、PCR検査とかいうことをするわけではなくて、その判断だけで報告してね、休みをするというようなことになってるように、私は思うんですね。

そういう点で言えば、実際その休みをする人たち、休みになる子どもたちの保育の体制では、保育所で預かるということも含めてあると思いますけど、その正確にそこをチェックしていかないかん問題もあると思うんですね。それは、PCR検査

とかそういうのをやっていかないかんことになるわけですけど、私はそのところで、今、全体的に感染が広がっていると。小学校、中学校、保育園などにですね。これが感染防止の方向でチェックしながら、ちゃんと対応できてるのかなっていうのが、非常に心配なところがあるわけですね。

そういう点で言えば、しっかり今この質問した内容はエッセンシャルワーカーのそういう乳幼児の人たちの代替保育ということですけど、今説明されたことも含めて、しっかりした検査体制が必要じゃないかなというふうに思っております。

次にそしたら進みますが、新型コロナ感染で病院に入院ができない自宅療養者に対する食料や、生活物資を支援することについて質問いたします。これは今、コロナ感染で自宅療養してる人たちが、情報がなかなか分からない。今まで数に分かるようになってきたというようなことなど説明がありました。しかし私、県議団のほうに、共産党県議団のほうに、資料を県庁の担当所管課からいただくことができまして、これでは2月17日現在で、県と自治体で、市町村で、自宅療養者情報提供の協定結んだら、個人名も含めて対象者を知らせるということになっているということなんです。ですから、今この近隣では新宮町や宗像、古賀、福津、26自治体、協議中が2市町、実施の方向で検討が宇美町を含めて5自治体ですかね。そういう状況にあるわけですね。

粕屋町としてもこの自宅療養者、コロナ感染によるですね、この人たちに対する支援について、どのように考えてあるんでしょうか。

町長の見解を。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

新型コロナウイルス感染者の陽性者で、自宅療養となった方への食料品等の支援については、福岡県が令和3年6月から実施しております。

陽性判明後、保健所の聞き取り調査の際に、自宅療養者が支援を希望された場合、対象であれば、翌日以降に1週間分の食料等が発送される流れとなっております。粕屋町では令和3年、昨年9月補正予算で予算計上を行いまして、県の支援の対象にならない濃厚接触者のうち、支援がなくインターネット注文等も困難で、食料等の調達に困窮している方に対し食料品や日用品の支援を行って、今現在も行っております。

この事業につきましては、引き続き支援を行うために令和4年度の当初予算にも計上いたしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ということは、対象者についてもはっきりして、そしてその方のいろんな応援、支援してほしい内容についてを聞き取りして、そしてそれに基づいて、物資などを配送しているということになるわけですかね。

それについてもう一度確認。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今の御質問ですけれども、町が支援しているのは濃厚接触者の方になります。県のほうが行ってあるのが陽性の方になりますので、陽性の方の情報というのは県のほうに、保健所のほうが把握されて行ってあります。町のほうは、濃厚接触者の方で今言ったような支援がない方、そして調達、食料等の調達ができない方は、直接町のほうに御連絡をいただくことになっておりまして、保健所さんのほうから紹介がっております。そういう紹介があって、町のほうにお電話で申請いただいた場合には、こちらのほうで把握しておりまして、対象となりましたらお宅のほうに届けるようにしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ほかのところでの自治体、先ほど言いました実施しているところは、対象者の名簿そのもの、対象者全員を掌握して、連絡もとってそういう必要な物資を配給するというようなことに取り組んでるわけですがね。

今の話で言えば告知しとるのを見て、そっからいろいろ保健所との関係でお願いなら自治体に、町に連絡しなさいというなことで連絡してある。言わば、そういう方向での対応の仕方になるんですかね。ということは、全体はつかめてないですね。そういう対象者に対してこちらから声かけて。だから、全国的には何も知らせないで家において亡くなった人とか、それは一番ひどいとき状態でしょうけど。

そういう人たちもいたということで、町からこういうふう自治体のほうから連絡をして、確認をして、そしてその人の要望を聞いて対応するということが今必要じゃないかということで、質問して提案してるんですけど、その点については、今後検討していくことになるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今現在の制度なんですが、言いますように県のほうは陽性者のそういった手当てをしております。それ以外、県ができない部分ですね。濃厚接触者であって、どうしても自分で調達できない、食料とか物資を調達できない人について、救済の措置をしているということなんです。

従いまして、救済の必要な方については、粕屋町におきましては、それは完全にやってるといふふうに御理解いただきたいと思います。他町のほうはよく知りませんが、余りその辺はやっていらっしゃらないところもあるようにお聞きしております。

必要な方について、支援をしているということです。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それで私もこの問題、粕屋町がこのホームページの中も出てこんのですね。そういうことをやって、これ県に聞いても担当所管からは粕屋町っちゅうのは、その対象、そういう支援物資ね、いわゆるしてないということになってるんですよ。

それでどうしてかなと思ったら、もう一つは篠栗とか、この近隣でいえば志免とか須恵とか、そういうところは、保健所が陽性者と判定されて自宅療養で買物困難者に対する支援していると。この部分に粕屋町が対応、いわゆる該当するんじゃないかというふうに思うんですが。

例えば、篠栗町は1人当たり7日分の食糧、んで、志免町は食料品を置配、須恵町買物代行とか新宮無配。こういうようなことなどが示されてるんですね。ということは、粕屋町がこういうことやってるけど、この県のほうにも、ホームページの中にもそういう対象者という、対象自治体としては入ってないというとらえ方になるんですかね。実際やってるんだということですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと県のそういったその組織の風通しがよく分からないんですけども、粕屋町は保健所と密接に連携をとりながら、そういった対象者の把握をし、家、個人と特定をしながら、これはもう当然非常にそのセキュリティが高いといいましょつか、外に漏れてはいけませんけども、そういったことを綿密に連携しながら、手当

てをしているところです。

詳細の動きにつきましては、健康づくり課長が一番よく知っておりますので、回答申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今のお答えですけれども、粕屋町のほうでは、粕屋町新型コロナウイルス感染症自宅待機者等生活支援事業というので、その要領を作っております。それに基づきまして支援を行っているんですけれども、保健所のほうにその資料等もお持ちしております、こういう方には必ずお伝えくださいという内容で、確実に保健所のほうから支援が必要な方にはお伝えいただいて、こちらのほうに御連絡をいただいております。

福岡県のほうにもそのことは報告もしていますので、御存じだと思いますけども、公表していない、ホームページ等での公表をしてないということで、その分確実に保健所のほうからお伝えいただくというふうにしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、分かりました。粕屋町がそういうことで、今言われてる支援を行うということで、自宅療養者に対する対応を行っている中身が、今、具体的に分かったわけなんですけど、いずれにしても、今の自宅療養者の人たちが増えてるという状況の中で、病院にも行けないでという人たちの対応策としてしっかり町としても、そういうことを今、示しながらやってるということであると思いますけど、是非、力を入れて取り組んでもらいたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

ちょっと5分ほど換気休憩をとりたいと思いますので、次のクラスターのほうにつきましての話は、休憩の後ということにさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今から暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。田川議員におかれましては、あと質問残時間21分でございます

ので、残り、クラスターのほうの問題については、時間の配分を考えていただいて質問いただきますようお願いいたします。

それでは田川議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、2月1日に文教厚生委員会で、保育所のほう、幼稚園、そして小・中学校についての休園、休校したところの説明、報告を受けました。

そのときも、どういうふうに休みが設定されて、そして検査なども含めて対応していったのかというのがありました。そういうその点について、その後、2月1日以降議会事務局から、感染状況ちゅうのは休園休校とか全部メールでいただいでるので分かるんですけど、問題は、先ほどもちょっと述べましたように、このクラスターが発生して休園・休校がまた拡大していかないようにするためには、どういうふうにしたらいいかということなどもありますので、町として、幼稚園・保育園についての、この対応についての説明を求めたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

町内の保育所等におきましても依然として感染が収まらず、クラスの閉鎖が発生しているところでございます。

そのような中、感染防止の検査につきましては今年に入り、福岡県でも感染が急拡大し、保健所業務がひっ迫していることを鑑み、福岡県の感染症対策本部において疫学調査、濃厚接触者の特性の重点化の方針が令和4年の1月27日に示され、その中で、「保育施設における職員・園児に対する新型コロナウイルス感染症陽性者が出た場合の対応」等も示されたところでございます。この対応が示される以前は、保健所が濃厚接触者を特定し、検査を実施しておりましたが、対応が示されて以降は、陽性者が発生した園がチェック表に基づき、濃厚接触者に該当する可能性がある方を判断し、作成されたリストをもとに園は市町村と協議し、濃厚接触者に該当する可能性がある方と判断した園児・職員に対して、自宅待機を依頼することとなりました。よって、自宅待機中に家族の方も含め、体調不良が見られた方は、医療機関の受診をお願いしております。このことは保護者の方にも周知を行ったところでございます。また、乳幼児の預かり保育に関しては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

新型コロナウイルスの感染防止の対策としては、何よりも園児やその家族の方が、風邪症状等の体調不良が見られた場合は、園をお休みいただいて医療機関を受診していただくことが、一番の感染拡大の防止策と考えておりますので、これからも保

護者の方に、皆さまに周知を行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この前も説明された、またそのあとのメールでの配信でも伺ってるんですが、2日間の休園、7日間の休園とかいろいろありますね。それで、これは先ほど言われた園がチェック表で集約して、そして市町村内で対応すると。町で対応する。この場合に休園の期間ですね、期間の設定というのは、別に県のほうから示されてるのがあるんですかね。これは様々ありますよね。保育所によって、その2日にしたとか7日ね、クラスターとかひどいところは大体長くとってるなというのは分かるんですけど、2日とかで休みだけというのもありますけど、それについての基準は、特別示されたのがあるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

基準につきましては、県のホームページ上にも載っておる部分がございます。

「濃厚接触者に該当する可能性がある方」に該当する児童・職員の判断のためのチェック表というのが、県のほうにもホームページに載っておるところでございます。休園期間が園によって違うということでございますが、発症日から前2日というふうに、登園された方については、その前、発症日の前2日を見ます。それと無症状であって、例えばそのPCR検査を受けた場合に、そこが最終登園であったらその前の2日とかいうふうに、結局その子どもさんがいつ発症したかとか、いつPCRを受けて陽性が確認されたか、それによっていつまで登園していたかっていうのが、その子どもさんによって変わりますので、そこで休園期間が園によって違うというふうな状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それは、町の判断で園の判断で2日とかいうことを決めてるということ。

いや私が聞きたいのは、もう一つこれが先ほど言われたマニュアルのことやろうと、チェック表とありますが、さっき言いましたよね、3項目あるんですよ。3項目の陽性者に対して、発症日を特定してください。陽性者と感染発生の2日前から陽性者が最後に接触した可能性のある方、特定のうち濃厚接触者に該当する可能性がある、これ3項目なんですよね。で、このくらいの内容で、チェックして実

際その児童とか生徒とか全部振り分けて、それで確認できるのかなというのがあるんですけどね。

それはその2日でそれでもう十分感染は拡大はしないで、また子どもたちが来てもいいという判断ということについては、そこあたりの基準がちょっと何かこう、誰がどういうふうにするのかちゅうのはあるんですけど。

ちょっとそこについてもう一度。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

休園の判断につきましては、あくまでもこのチェック表に基づいてやるというのが大前提でございまして、先ほど申しました陽性者の方の症状が発生した日、前2日に、例えば登園してたらそこまで、そこから0日とカウントして、あと7日間を休園するというふうな形になります。ですので、最終登園日がいつであったかとかいうふうなところによって、休園の期間が変わってくるというふうなところがありますので、各園によってちょっとやはり違うというのがあります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

非常にこれは、感染防止のためのチェックとしては、チェック表も含めて休みの日にちを決めることについても、不十分な内容じゃないかというふうに思うんですね。もう少しそのあたりは、県のほうの、そういうチェック表との関係もあると思いますけど、現地、現場に応じて町としてもう少しそのあたり、厳格な対応の仕方というの、研究していくことも必要じゃないかなというふうに思います。

またじゃあ次に移りますが、同じような質問なんです。これは小・中学校の関係でさっき言いましたようなことが関連してくるわけですけど、いわゆる小・中学校での学年閉鎖の児童数、児童・生徒の学校と自宅の学習も含めて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

これ2番の説明ということですね。

まず、学級閉鎖等で学校を休みしている児童・生徒は、発熱による体調不良等があれば、家庭で病院を受診されると思いますが、感染防止の検査といたしましては、今、学校と家庭でタブレットを使ってネットワークの構築ができるようになっておりますので、学級閉鎖の期間にタブレットを使って、午前と午後に2回健康観察を

行っております。

また、学習指導や相談等にも今では対応できるようになっており、オンライン授業も、学年やクラスの状況に応じて行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

2番と3番関連することになってくるんですが、学校での授業とか自宅での学習についてと併せて3番の質問になりますけど、その学校は休校したときに子どもたちが校舎を利用して、それで子どもたちは出校させるという。まあ言わば、コロナ感染の症状のチェックなども含めてやった中で、いうことなどができれば子どもたちが、特に低学年の子どもたちがタブレットでの、いわゆる自宅でのということではなくて、集団で学ぶことができるということで、非常に効果があると思うんですけど、そういうことも含めて、この3番目の校舎を利用してとか、こども館とか利用して、学校の先生たちの配置なども含めて必要になってくるという面も出てくるかもしれませんが、ただ学校を休むならば、校舎のそういう出てこれる子どもたちについての対処ができるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点についての答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

まず、学級閉鎖になりますと、まず各学校から保護者に対してお願いをしております。

それは原則、まず外出は禁止ということで、あと、学童保育や塾、習い事等にも、もう休むようお願いをしております。やはり健康な、学級閉鎖になったクラスでやっぱ健康なお子様でも、やはり無症状で感染している恐れ等もあります。それでいつどこで、発症するとも分かりません。それでもう塾とか習い事も休むように。

また、外出禁止っていうふうに言っております。それとまた、先ほど議員もおっしゃいましたように学童保育所として、例えば校舎を利用すればその先生の配置、誰が児童を支援するか等の問題とかもやはり考えられます。学級閉鎖のときは、保護者に子どもたちの感染の拡大を防ぐため、登校を控えるようお願いしておりますので、やはり学童保育所やこども館等の利用は今のところ考えておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いつやったかいな、これは一斉休校のときだったですかね。

去年、一昨年になるとかな。子どもたちの中で学校、親が働いていることもあって学校で受入れてということで、教室で子どもたちを集団で可能な子どもたちね、そういう条件が。いうことで行ったというのがあると思うんですけど、私はそういうやり方が今度の学級閉鎖のときでも、行うような体制というのはいけないのかということについての質問なんですけどね。

それは現実的にそういうことを前やったことあるわけですが、どうなんですかね。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すいません、確かに最初の当時、そういうふうにしたこともございました。

ただ、今これだけやはりこのオミクロン株で、感染があつた頃と比べますとかなり増えてるんでやはり、どこで感染するかどうか分からないからですね。

もうできるだけ、今はなんですかね、もう外出禁止等を、そういう対処をしたほうがちょっといいとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

感染してるかしてないかをチェックすることができれば、子どもを教室に、学校に来て、教室で学習してもらおうということなどもできると思いますけど、問題は、そのチェックができてないからですね。

恐れっちゅうたらいけないやけど、感染することの危険性っちゅうですか、そっちのほうがどうしても先になってね、もう一律的に、休ませろと。感染しておるもんも、してないもんもということになってるんじゃないかというところで、そういうのが何か緩和できないのかと。実際、子どもたちはその感染してない場合には、家におるだけでゲームだけしよるといようなことなども実際あると思うんですよね。そういう状況をなくすために、特に低学年の部分はそういうことで、高学年はね、タブレットでとか、オンラインで家でやってもそう自分でできるようなことはあると思いますけど。でも、私が提案してるのは、問題はそのチェック体制ですね。

いわゆる感染してるかどうかのチェック体制、これが必要だと思うんですけど、その点について4番目になるわけですが、子どものいわゆるPCR検査と簡易キット検査等、併せて先生たちがうつると。そして学校とか幼稚園とか、保育園がね、休

まないといけないというようなことなどもあつたりするという事などで、全国的にもこの問題でどういうふうに子どもたちを受入れて、そして先生たちも感染を防止しながら、子どもの保育や学校の教育などをしていくか、ということが求められているというふうに思うんですね。そのこのところを今検討して方向性を持ってやっていくことが、求められてるんじゃないかなということがあると思います。それは国の指針とか県の指針とか、いろいろそれは条件的にはあると思いますが、問題は私は、感染を防ぐためのワクチンの接種というのは当然急がないかん。

しかし、5歳から11歳までのワクチンの接種ちゅうのはまだこれからでしょ。5歳以下はそうになってないと、いわゆる保育園とか幼稚園はすぐならないですね。小学校、特に小学校は5歳から11歳までが今からという状況であれば、まだ感染するほうのほうに広がっていくことのほうが、私は早いと思うんですね。そこに、そのチェックの問題として出るのは、何度も言ってますけど、子どもたちだけの問題だけでなく、先生たちも含めて検査をね、しっかりして、安心して子どもたちを見れるようにしていくということが求められるというふうに思うんです。

そういう点で4番目の質問の趣旨は、今言ったようなことなんですが、感染防止のためにPCR検査、簡易キット、抗原定性キット検査などを取り入れてやるのが今大事じゃないかというふうに思うんですけど、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、田川議員がまさに言われたとおりなんですね。過去の状況とは違う状況です。特に子どもの場合には、無症状の子どもが学校に来て、そして本人の全く意識をしない中で、友達にうつしたり先生にうつしたりしてるんですよ。それが今回の原因だろうと思うんですよ。で、ただ、無症状であっても検査すればいいじゃないかとおっしゃいますが、この検査についても例えば抗原検査等も本当に正確かというのと、完全ではございません。前の日に陰性だったのが、次の日には陽性になったりとかっていうこともございます。もう数限りない可能性があるだろうかと思います。

陽性者が出た場合に、保健所のほうで学校とかこういった公共のものにつきましては、積極的に保健所のほうがするんですが、手が足りない場合には、以前から言っております粕屋方式で、粕屋町の職員、そしてまた教職員がその場においてPCR検査もしている、そういったこともございます。

従いまして、それによって濃厚接触になった場合は、まずその言いますように症状がなくても分からないですね。いつ症状が出るかも分からない。そしてまた人にうつすかもしれない、そういったリスクをとにかく抑えるためにみんな休みましょ

うと。取りあえず集団で会うことは、密になることはやめましょうというのが、今回の新たな指針だろうと思うんです。で、1週間という期間を、以前2週間とかありましたけど、それが10日になり、今1週間になっております。そういった期間、学校の場合にはタブレット端末で、先生が家庭にいながら、子どもたちの健康観察並びに授業も教えることができるという状況は、今まさにできております。

そういったことを、今回のオミクロン株のこういった大流行の中でやっていける唯一の方法ではなかろうかと、私は思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

何度も言いますが、国とか県とかね、国がこういうものに対する支援、無料検査のいわゆる支援、お金を、いわゆる交付金を出すとかね、というようなことなどを含めてやれば、町でも当然取組みますよね、財源問題も含めて。そして国がそういう旗振りをしないとしない。いわゆる、検査することは医療崩壊が始まるというのが、一番初めのこのコロナが発生したときに国が言い始めたことですよね。そのくらい検査つちゅうのをしたがない状況から出発してるんですよ。だから尚更今になって、拡大して拡大してどんどん広がっていく中なのに、ワクチンだけで済むということでは、やっぱり拡大を収めることができないというふうに思います。

私はそういう点では、国に対するそういう無料検査も含めた子どもたちの保育所・幼稚園など、小学校などの、小・中学校などのそういうことに対する無料検査の負担を国が出すことを求めて、是非取り組んでもらいたいということを述べまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、田川議員の一般質問が終わりました。

ただ今より暫時休憩に入ります。

再開を13時といたします。

（休憩 午前11時36分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

（4番 宮崎広子君 登壇）

◎ 4 番（宮崎広子君）

議席番号 4 番、宮崎広子です。通告書どおりに質問いたします。

今回私のテーマは、粕屋町立小・中学校のトイレ環境についてです。

一番目の質問です。文部科学省は、学校のトイレの洋式化を2025年までに95%を目指しています。福岡県の洋式化率は、2020年の調べで58%です。

粕屋町立小・中学校のトイレの洋式化率と、今後の洋式化の計画はどのようになっていますか。質問です。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

粕屋町の小・中学校の校舎のトイレの洋式化率は52%です。

小学校が56%、中学校が44%でございます。方針としましては、トイレの老朽化に対応した改修に際して、今、順次洋式化を進めております。で、過去の調査におきまして、和式を希望する児童・生徒も、以前は平成22年度ぐらいにアンケートをしております。そのときに、和式を希望する児童・生徒もおりましたため、改修時には和式を一部残しているところもありました。それで現在は、洋式化としてはその頃が県平均を現在まだ下回ってる状況ですが、今後、洋式化の計画は大規模改造工事及び増築工事のときに、もう順次洋式化を今現在行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

そうすると、文科省が25年までについていうところまでには、かなり高い洋式化率で進めるってことでしょうか。95、90、すみません、95%を目指していますが、そこまでには到達できる、目標を達成できるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

そうでございます。今随時、改造工事の時に洋式化にしておりますので、できる限りその文科省の95%に到達するようにしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

では2番目の質問です。今も早くやっていきたいということですけど、洋式化トイレと和式トイレとでは、排せつ時に菌の飛び散り方に大きな差があるということ

で、これはトイレの企業の報告ですが、和式では8万3千の菌が飛び散るのに対して、洋式では3ということ。これは、便器の形状が形が違うので、周りに飛び散りにくいという検査結果でもありますが、今トイレに行くと、蓋を閉めて流してくださいという表示もあり、かなり細菌が飛び散るのを防御できるのではないかと思います。このことから、子どもたちをノロウイルスを初め、様々な細菌感染から守るために、早く取り替えるべきではないかと思えます。また、和式トイレは今家庭では、ほとんどのおうちが洋式のトイレになっているのではないかと思います。特に小学校の1年生、それから就学前の子どもたちにとっては、和式トイレを使うということをいきなり学校で体験するっていうことは非常に難しく、事前に学習するという必要も必要になってきます。

先生方も今、コロナ禍にあり一斉にトイレに子どもを連れて行って指導するということが、かなり密になって授業に専念できないのではないかなと思います。まして、粕屋町は特別支援学級が非常に多く、支援学級の子どもたちにとっては和式トイレは体の使い方が苦手といいますか、特に発達障がいのあるお子さんには、一度やって見せてモデルがいるとか、体をどのように使えば和式トイレが使えるようになるかとか非常に課題が多く、十分に事前に体験させるという活動が必要になってくると思えます。

このことから、早く洋式トイレに取り替えることが必要かと思えます。

更に、もう一度、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

確かに議員さんおっしゃいますとおり、洋式化トイレのほうが、衛生面から考えても望ましいと思っております。

それで、やはりかなり多くの費用等を要しますので、予算等を考慮しながら先ほども言いましたけど、大規模改造工事や増築工事のときにできるだけ改修をしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、3番目の質問です。体の不自由な児童・生徒が利用するというのも考えて、洋式トイレに手すりとか、すがる場所をつけていただければ、随分楽に座れるかなと思うんですが、各階にそういう手すり、洋式トイレの中に周りに、手すりがあるでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

各階に多目的トイレがございます。多目的トイレには、対応するようにしております。

ただ、今議員がおっしゃったように、例えば普通のトイレに手すり等をつけると、今のところちょっとかなり狭くなります。それで今のところは、この多目的トイレで対応してもらっているのが現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

あと確かめたいんですけど、各階に多目的トイレがあるということですか。

（許可のない発言あり）

◎4番（宮崎広子君）

ありがとうございます、すごいですね。

じゃあ、はい。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

4番目の質問です。子どもたちにとって学校のトイレは、5Kって言われてるんですけど、「暗い・汚い・臭い・怖い・壊れている」という負のイメージがあります。

トイレに行ってもなかなかリラックスして、トイレをすることができないということで行くことも我慢しているのではないか、そういう実態はあるんですが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

この件に関しましては、各小・中学校に確認しましたが、粕屋町の小・中学校でこの5Kですよ、俗に「暗い・汚い・臭い・怖い・壊れている」トイレはほとんどないと私は思っております。

それでなおかつ、粕屋町のトイレは、もう毎日、児童・生徒が丁寧に掃除してるんで、いつもきれいにしてると思います。で、もし議員がおっしゃられることは、例えば一部の児童・生徒の中で、学校のトイレを使用するのが恥ずかしいとか、あ

と過敏症な子で、例えばその児童・生徒自身が使用できない理由がある場合とか考えられるとは思っておりますが、この5Kの負のイメージに関しましては、5Kによってトイレに行くことを我慢している児童・生徒がいるとの話は、学校のほうではそういう話はないということでした。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうですね、そのイメージではなんていいますか、我慢して行ってないということですけども、実際学校から出て家まで走って帰ってきて、家のトイレに走り込むってようなことも実際は聞いております。

なので、そうですね、やっぱり、入ってリラックスできるような明るいトイレっていいですか、そういうトイレ環境を、もう1回考え直していただきたいなというふうに思います。

すみません、5番目の質問に移ります。衛生面や日常のトイレ掃除の面からお話しします。トイレ掃除は、様々なトイレ道具や洗剤が存在することから、高学年の子どもたちが先生と一緒に掃除をしていると思います。私のときはそうでした。トイレ掃除だけ業者が入るということは、とても考えにくいと思います。汚い、臭いものになるのが、和式トイレと床です。便器の中に排せつしてくれると、流せばいいのでありがたいんですが、そのトイレ掃除の大変さは、便器の外に排せつ物があるときです。

和式トイレの難しさは先ほど述べましたが、便器の周りに排せつ物があるときは、子どもたちも非常に驚きます。教師がそのほとんどを掃除しています。何度も水で流し、洗剤で洗っただけで本当にきれいになったかは、先ほど細菌の数をお話ししましたが、本当にきれいになったかどうかは不安です。それは、タイルの隙間に入り込んだ菌が排除できず、これは水を使って流しますが、洗剤も使いますが、水を使うので乾きにくく、その中でまた細菌が繁殖していきます。そこを上靴で歩いて教室に入っていくのですから、やはり床は乾式にしたほうがいいと思いますが、床の乾式化への改善はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

トイレの床の乾式化の改善は、大規模工事とか先ほど言いましたけど増築工事のときに随時行っていて、今現在6校とも、もうほとんど校舎内は改善はできておる状態でございます。

若干残ってるところありますけど、もちろん今度、大規模改造等ですべて乾式化にするように考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

終わってるところっていいですか、まだ、床がタイルのままのところがありますよね。そこも、乾式化になる予定ですか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すべて、乾式化にはするように予定しております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

6番目の質問に移ります。現在、コロナ禍で学校現場もいろいろな場面で消毒するなど、神経を使って環境を整えていると思います。

多くの児童・生徒が利用するトイレは、なるべく蛇口を触らずに手を洗うことができるように、自動センサーで水が出てくるものもありますが、このような形に改善するという考えはありますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

トイレの蛇口につきましては、令和2年度にコロナウイルス感染症の対応として地方創生臨時交付金が出ております。

それで、学校施設の感染防止対策事業といたしまして、全学校の蛇口をまずレバー式でございます。が、一つ設置するのにも、かなりこう数万円っていう金額がかかるので、それで工事費も含めて結構高うございます。

それで、予算等があればすべてができないにしても、トイレ1か所につき1個とか、そういう形は進めていきたいとは考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

最後の質問になります。学校のトイレの洋式化、乾式の床、手洗いの自動化は、大量の水を節約することができます。洋式トイレは排せつ後、水を流すときに大小

のレバーがあり、水量の調節ができます。これも企業の調査ですけれども、生徒男女比が一緒で300人。男の子150人、女の150人で、教師が20名のところで、年間193万円の水道代が53万円になり、140万円、約2,005kℓの節約ができるということです。プールでいえば学校のプールの規模ですが、7杯分、71本の樹木が削減できるということで。CO2に当たり、すみません、削減でき、CO2が1 t減らせます。子どもが300人、先生が20人ですから5千人ほど。

生徒さん、子ども、児童・生徒、粕屋町にはおられるので、量を倍にするとすごい金額になると思いますが、CO2削減に有効だと思います。町長の考えはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今まさに議員がおっしゃられたトイレの改善に始まって、水道蛇口の改善ですが、今このコロナ禍にあって、非常に衛生面、常識化、常識的な見方として、世間一般では理解してあると思います。それに併せて、カーボンニュートラルの観点からも、この自動化というのは、水道水を作るには相当の電力が要りますので、その省力化にもなると。省電力化にもなるということで、これもまた常識ではないでしょうか。

今回のカーボンニュートラルの関係の一つとしても、私自身、重要な観点からとらえていきたいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

このトイレの洋式化が進みますように、よろしくお願いします。

未来を担う子どもたちの環境をよくして、学校をよりリラックスできる環境にしなければと思います。

トイレ環境が早くよくなることを希望して、私の質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、宮崎議員の一般質問が終わりました。

あと執行部の入替え等ありますので、ここで25分まで暫時休憩したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この間、換気のほうもお願いいたします。

（休憩 午後1時18分）

(再開 午後1時25分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

はい、議長。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に基づき質問いたします。

今回は、予算編成方針と当初予算案に関連する諸問題について質問いたします。

私はこれまで、予算編成過程の見える化を要望してきました。この結果、予算編成方針については平成30年から12月の初めに、また予算の査定状況については、元年の3月末からホームページで開示されるようになり、大変参考になっております。ほかの都市を見ますと、糟屋郡内では粕屋町と古賀市のみがホームページで情報を公開しており、他都市でも、インターネットで見ますと公開しているのは会津若松市など少ないようで、この点では粕屋町の優れた取組みと評価しております。

また、査定状況につきましても、インターネットで見ますと公開しているのは粕屋町しか見当たりませんので、そういう意味では粕屋町が一番、日本で一番、透明性のある予算編成だろうかというふうに評価いたしております。この中でちょっと残念なのはホームページのほうは、粕屋町のほうは11月末に編成方針を作られて、12月になってホームページにアップされますので、もう少し早ければ12月議会のほうでも、これについていろいろ意見を述べる必要がありますけれども、今の日程からいうと、3月議会で予算編成方針と当初予算案両方について、質問する形になりますので。若干タイムラグがありますので、ちょっと今後、他の都市でも会津若松市なんかは11月1日。これも財務規則の中で、会津若松市は、市長は毎年11月1日までに予算編成方針を定め、各部課長に通知するものとするということで、11月1日に市長名で予算編成方針を通知しております。これにつきましても、前にも総務部長が依命通達という形で出してありますけれども、会津若松市のほうはもう依命通達じゃなくて、直接市長のほう予算編成方針を部課長に指示するという形でやっておりますので、今後検討していただきたいなというふうに考えております。

令和4年度の予算編成方針を見ますと、去年の私が言いましたことを踏まえましてから、まず町長の基本的な考え方が示され、それを受けた総務部長の予算編成方

針が示され、それにプラス今回新たに粕屋町中期財政見通し、令和4年度から7年度の4か年が作成されていました。中期財政見通しの公表につきましては、先ほど紹介しました古賀市とか会津若松市。古賀市では5年間、会津若松市では3年間の中期財政見通しが、これもホームページで公開されております。

今回新たに中期財政見通しを作成されていますけれども、その目的の理由は何か。

また、この中で財政シミュレーションを行われておりますが、この結果どのようなことが分かり、活用されているのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

財政そのものの見通しってというのは、これはもう1年ごとに変わります。

1年の間でも、特に今のコロナの状況では様々な変化をしておりますので、なかなか早い時期に来年度の予算についての骨格を、方針を決めるというのは非常に難しゅうございます。なるべく急いでやっておるつもりですが、どうしても11月末になるということになろうと思います。

今回特に、今御指摘のように中期財政見通しにつきましては、個別施設計画、あるいはその昨今の様々な財政需要の中で、なかなか将来的な資金繰りといいたしよるか、財政収支の見通し。これがはっきりしないということで、確固たるその財政基盤の確立を図るという意味で、この中期財政見通しの作成をしたところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それと財政見通しの中で、財政シミュレーションをね、なさってますけども、その結果どういことがね、今までしてませんが、今回のシミュレーションでどういことが分かったのか、それについても併せてお伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な分析を行っております。

事務方の担当のほうでお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

まず、財政見通しの推計の前提条件にも記載しておりますように、財政シミュレーションは相当の幅があるとしておりますが、御理解をお願いいたします。

決算ベースの財政シミュレーションの結果ですが、令和7年度までのすべての年度において財源不足が発生し、4年間の合計で、不足額は約6億4千万円となると推計され、言い換えれば、同額の基金減少が見込まれることとなります。歳入一般財源は年々増加が見込まれるものの、その伸びが緩やかである一方で、歳出、義務的経費の伸びが大きくなっており、特に町債発行の増加に伴い、公債費が大幅に増加すると見込んでおります。普通建設事業費は、個別施設計画に基づく長寿命化工事に加え、朝日団地の建て替えや校舎増築及び大規模改造などの学校施設整備などが予定され、令和2年度以前と比較すると4年間の金額は大きく増える見込みです。また、普通建設事業費の財源については町債の発行が中心となるため、令和7年度末の町債残高見込みは、令和3年度末残高見込みと比較して、約62億円増加すると見込んでおります。

以上のように、非常に厳しいシミュレーション結果となっております。特に、公債費の伸びが課題であると考えておりますので、今後に備えるため、今回提出いたしました令和3年度の補正予算において、余剰財源の一部を減債基金に積み立てる予定としております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

中期財政見通しの中で、今後見込まれる財源不足を解消し、財政の健全化を確保するため、令和7年度までの取組みとして財政健全化対策を掲げており、具体的な対策は、予算編成過程において検討すると書いてあります。

そこで質問ですけれども、令和4年度予算編成において、歳出抑制対策及び歳入確保対策について、どのような対策を講じておられるのか。中でも、歳出抑制対策の一般競争入札の実施拡大の内容、どこまで実施するのか。

スケジュール。そして、歳入確保対策の保有財産の有効活用っておりますけれども、これについては令和4年度も、具体的なそういう活用策が講じられておるのか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず、一般競争入札の拡大についてでございますけれども、従来一般競争入札につきましては、物品の購入ですとか、あるいは公用車や事務機器等のリース、賃貸

借、こちらの調達の際に実施をしておりました。

本年度、令和3年度からは、工事や業務委託の調達に際しましても、可能な限り一般競争入札にて実施するようにはしておるところでございます。令和3年度の一般競争入札の実施件数でございますけれども、今2月の途中、14日現在の時点でございますが、42件となっております。昨年令和2年度が1年間で19件でございますので、比較しますと随分拡大をしているという状態でございます。

次にスケジュールに関してでございますけれども、入札、まあ契約をする案件としまして単年度の契約ですとか、複数年の契約がございましたり、あるいはその契約の時期、あと業種等々が非常に多岐にわたります。一般競争入札にどれを変更していくかということをおおきく判断をしておくとか非常に困難でございます、そのため計画としては特に立てておりません。予算計上ですとか、あるいは起工、工事を実際に起こす伺いの際に個別に判断をしながら、一般競争入札の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公有財産の有効活用の方での御質問にお答えをしたいと思います。今現在、具体的な計画がございますのは、若宮にあります旧庁舎跡地。こちらのほうの案件になりまして、貸付けという形で活用していきたいというふうに考えております。旧庁舎等跡地対策委員会というものを御存じだと思いますけれども、開催をしておりますので、この中で御協議をいただいております中でございまして、令和4年度に、公募型プロポーザル方式による有効活用事業者の選定を行いまして、事業用定期借地という形で契約を締結できればというふうに考えておるところでございます。

それ以外の案件につきましては、今後適宜着手をしてみたいと考えております。具体的にまだ、そちらの委員会にもまた図っていく必要がございますので、ちょっとまだ決定をしておりますけれども、適宜有効活用のほうに着手をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでは確認しますと、まず一般競争入札の件については、これまでは要するに物品関係をやってきて、それは2年度からやってきて、2年度が19件をこれを3年度は42件まで増やしたということと、今後は工事とか委託関係も、もう一般競争入札を拡大したいということですけども、工事とかなんかもいろんなね、金額とかいろいろあるんで、なかなか一般競争入札というのも、逆に事務手続とかが要ったり、デメリットもあります。メリットもあるし。メリットは、公正な競争が得られます

けども、デメリットとしたら事務的な手続が非常に煩雑になるし、ということがありますけども。工事とか委託の場合は、具体的にどこら辺まで。

例えば金額なり、そこら辺とか大枠のそういう基準とか何かあるんでしょうか。それともう一つ、旧庁舎の跡地の活用につきまして、貸付けということで、確か以前もね、プロポーザルで提案募集されてましたけども、また新たに、令和4年度にそういうプロポーザル方式で提案を求めるといっていいんでしょうか。

そこを一応、確認でお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まずは一般競争入札のほうに移行していく金額的な線引きと申しますか、ということになりますけれども、こちら地方自治法ですとか、あるいは、内部的な財務規則等で例えば委託であれば50万だとか、工事であれば130万でしたか。そういったような金額が、これ以下の金額ではないと随契、随意契約はできませんよというような金額はあらかじめ定めてございます。それを超えていけば逆に、何で入札のほうにできないんだという形の目線で検討いたしまして、できるものについては可能な限り、入札のほうに変えていくという形で今やっておるところでございます。

次に旧庁舎跡地でございますけども、以前させていただいたのは公募ではなくて、サウンディング調査といたしまして、ここの、あそこの若宮の旧庁舎跡の土地が、どういった事業活用が、業者目線で見ると有効に使えるであろうか、どういう利用用途、価値があるであろうかということ、広く聴取をさせていただいていたというのが、今、確認させていただいた調査でございます。それを受けまして、先ほど申し上げました旧庁舎等跡地対策委員会等で、どういう利用が有効であろうかということをもう一度、再度、内部協議をいたしまして、仕様書を今から固めて、公募にかけようという段階でございますので、公募としては今回初めてという形になるかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

じゃあ、あと詳しい内容はね、また予算特別委員会もありますし、そこら辺でお聞きしたいと思います。

次に、当初予算案についての質問です。コロナ禍の厳しい財政状況の中、令和4年度の当初予算の予算規模は、一般会計で約209億円、予算総額は約320億円と過去最大規模となっております。これは直面してる様々な課題に対して、積極的に対応

していこうという、町長の意欲の表れというふうに前向きに受け止めております。ところが反面、やっぱり財政シミュレーションから、11月の財政シミュレーションのときから、全体総額で約10億円ほど増えてますけども、そういうことで本当に財源は大丈夫だろうかというふうに心配があります。そういう状況の中で多分、この分は今年度の決算剰余金とか、ふるさと納税が見込みより増えたとか、そういうところも大きいのかなと思いますけども。

そういうことで、このような大型予算を組んで実現しようとした当初予算の特色に、主な特色についてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、開会時の施政方針で詳しく述べたものでございますが、ただ1点、やはり今回の予算については、過去の様々な代表的には負の遺産と言われるような、焼却場の解体処分もございますし、積み残した部分の事業の進捗を図るための予算も上げております。それに加えて、新たに今後検討していかなければならないカーボンニュートラルの関係、そしてまたデジタル社会へのこれからの粕屋町の方向性を決める計画等、実際にその直面する今後の課題について、すべて網羅しております。

また、これは大きいんですがやはり人づくりといいましょうか、子どもの関係の予算も今回非常に伸びております。議員が御心配の、起債して、地方債現債高あたりがどうかなるんじゃないかという御心配ありますが、先人からの過去の取組みで、非常に現在高は今減っております。御存じと思いますが、経常収支比率も安定をしておりますし、起債制限比率にも全く影響ございません。また、私が非常にこれ注目してるのが、現債高倍率なんですね。現債高倍率というのは、粕屋町が抱えている、要するに財政規模、財政的な強さ、これは標準財政規模と言いますけども、これは普通交付税の算定の中でよく出てくるんですけども、普通交付税と併せて、その標準税収入額、要するに税収等の標準的なその収入額、これを合わせたところで、約90数億が粕屋町が持ってる自力ですね。自力があります。それが、その起債に対してどれぐらいの比率を持ってるかというのがございますが、令和2年の決算では1.09。もうほぼ同額でございます。

これはもうよく財政の専門家が言うんですが、1.5までは、まだそう危険信号ではないということで、その辺の余裕はあろうかと思います。御存じのように起債というのは、3年間等の留保をして、それから元金償還が始まるというようなこともありますし、起債事業そのものが後年度負担、後の世代に対して負担していただ

るべきものに対して、起債を充てる。例えば保育所・学校については、それを今後利用していく各世代間で、応分の負担をしていただくという意味で、単年度の一般財源を投入するんじゃなくて、起債でその辺の後年度負担をお願いしているという、そういった側面もございます。

その辺を総合的に勘案しまして、起債の計画を立てておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

まさしく、もう町長もおっしゃっておられるように、来年度予算については子ども関係かなりのね、予算を費やしてありますし、これはやっぱりこう将来世代の負担っていうか、現在世代の負担じゃなくて将来世代への負担ということで、考えてよしいんじゃないかなろうかというふうに考えます。

まずそれで、さっき町長の言葉の中にありましたように、私はできるだけ町長が先送りしてきた負の遺産といいますか、清掃センターの解体撤去とか、また、前町長時代の問題の中央保育所の公立での建て替えのこういうことを決断され、積極的に取り組まれていることに大いに評価しております。

そこで、当初予算での町長公約事項の主な事項と、公約事項をどの程度達成できたか、先の3月議会で尋ねましたところ、町長は7、8割は達成できたとおっしゃってましたけども。私はさっき言った清掃センターとか、この中央保育所の建て替え等をいれると、もう少し点数を私はもう上げてもいいんじゃないかというふうに考えておりますけども。

町長はどの程度公約を厳しいコロナ禍の予算の中で、達成できたと思われるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

4つのまちづくりの柱、これはもう今述べるべくもなく、機会あるごとに私も述べてまいりましたが、その中でやはり、安心して生活できるまちづくり。防災面の関係なんです、これはやっぱり国・県の協力なくしては、なかなか前に進めない、その部分がやはりちょっと非常に心残りといいたいまいしょうか、進めなかった点で、反省をしておるところでございます。その辺のマイナス面を考えて、やはり7割というふうに考えます。

その他につきましては、過去の遺産の、負の遺産の部分も含めまして、大体、到達をできて、到達をしている部分ともう足がかりをつけて今から先の進捗をするだ

けだということも含めると、7割というふうに私も考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そうですね、確かに町長言われた、仲原川の護岸改修浚渫もちょっといろいろな事情からなかなか延び延びになってますけども、もうこれはやっぱ契約上の問題であって、これにつきましても引き続きね、努力していただきたいというふうに考えております。

次に、大型の当初予算の中でも普通建設事業費は、令和3年度が約17億円から、令和4年度予算では47億円と大幅に増加しております。昨年11月の財政シミュレーションでは44億円。それでも3億円ほど増えてますけども、その理由についてお尋ねします。

また、公共施設等個別施設計画では、2021年度から2030年度にかけて、更新、改修の時期が重なり、多額の費用がかかるため平準化が必要というふうに書いてありますけども、今回の場合は後年度負担の平準化、47億円ということで、平準化は図っていないんじゃないかと思えますけども、後年度との負担の平準化は行わなかった理由を、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

まず、財政シミュレーションの3億円の増加の理由でございますが、財政シミュレーションは10月末時点において、各課に事業を調査し作成したものであり、当初予算編成時に追加された農地治水工事、駕与丁公園駐車場購入、空調改修、施設LED化などにより増加しております。

また、平準化の分でございますが、個別施設計画における実施計画において、既に負担の平準化がなされておりますので、今後の状況の変化にも左右されると思いますが、原則、個別施設計画の実施計画に基づいて、施設の改修は実施していく予定としております。令和4年度につきましては、必要性及び緊急性を鑑み、小・中学校の増築工事、中央保育所の建て替え工事を実施予定としているため、予算額としてはかなり膨らむこととなっております。

可能な限り負担の平準化を行うつもりでございますが、必要性等を考慮した結果、年度により増減が発生することは、ある程度許容されるものと考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

これは個別施設計画の中は、令和3年度からというより令和3年度からの計画でしたけど、令和3年度でできなかった部分も令和4年度でやるということで理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

個別の案件の内容でしたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

計画段階で、仲原川全体の浚渫並びに改修工事を計画しましたので、それを割り振りながらやっております。もちろん全体を最終的にはやらなければいけないとは思っておりますが、3年度にできなかった分については、次年度以降にまた割り振りながら進めていくというふうに御理解していただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

はい、それを聞いて安心いたしました。

次に長寿命化改修工事についての質問です。公共施設等個別施設計画では、令和3年度から10年間の整備費用の年平均を14.1億円と見込んでいます。今回の財政シミュレーションでもこれをもとに行ったのでしょうか。

先ほど、普通建設事業費の大幅な増加を指摘しましたけども、公共施設等個別施設計画の整備費用の見直しとか何か必要ないのでしょうか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

個別施設計画の件でございますけど、まずここで改定をしておりますので、その辺の御説明を1点させていただきます。

個別施設計画につきましては当初、御承知のとおり、令和2年度3月に作成しております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、仲原小学校並びに中央小学校の学校関係の校舎の大規模改造工事に着手できておりません。また、中央保育所の建て替え工事の方針が3年度に決定したということで、元々3年から10年までの期間をしておりましたが、その中に新たに2年である予定だったのが、仲原小、中央小が3年にずれ込んだ。あとあるいは、中央保育

所の建て替えの分が入ってきたというところの金額が分かりましたので、それを入れ込んで令和3年の3月に改定をしております。その分が今申しました、大きな3つの項目等が概ね15億円、10年間で15億円の増という形になりますので、この今議員おっしゃいます14.1億円が、改定後は15.6億円という形に改定をさせていただいておりますので、ここで御説明をさせていただきます。この15.6億円の要するに整備費の見込んでいる、これが財政シミュレーションの中でこの個別計画の見直しは必要ないのかという点で、御説明をさせていただきます。

個別計画につきましては、公共施設の機能並びに性能を確保する目的で策定しております。町全体の普通建設事業費を記載しているものではありませんで、財政シミュレーションの普通建設事業費は、個別施設計画の対象外のものも含めて、町全体の事業費を当然シミュレーションした形となっております。しかしながら、財政シミュレーションの中では、普通建設事業費のうち、個別計画に基づく事業費については、基本的には原則その個別計画に記載している金額を引用をしております。なので整備費の見直しについてですが、個別施設計画の実施計画に記載している金額は、国が試算ソフトを出しておりますので、その試算ソフトによる機械的に計算した概算の金額となっております。実際に予算計上する場合は、それぞれ予算のときに設計等を精査しまして計上をしておりますので、今回の財政シミュレーションと、個別計画というのはちょっと別物という形で、考えていただいたほうがいいと思います。

また、この個別施設計画はPDCAサイクルの考え方をもとに、概ね5年で見直すという形を計画しておりますので、そこら辺は5年後に見直すという形になります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

整備費のほうは去年の3月に改定されたってということで、この分は後で資料もいただけますか。

（許可のない発言あり）

◎7番（案浦兼敏君）

はい、お願いします。次に、公共工事の大幅増加への対応の質問でございます。

令和4年度当初予算では、普通建設事業費を47億円と前年度の2.7倍の予算が計上されております。そこで心配するのは、過去における失敗事例といたしますか、水鳥橋と給食センターがやっぱり過去において失敗というは私は受け止めております。このことが、この失敗が十分検証されているのでしょうか。

そこで質問ですけれども、これら例えば、水鳥橋の落橋とか給食センターの関係か

らどのような教訓を得たのか。また、同じような間違いを起こさないようにどのような対応策をそれを講じられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

土木とか建築の重要施設の整備に関しまして、コンサルへ設計委託を発注しまして、その設計図書を基に事業者が発注を行い、設計から工事竣工までの一連の中では業務内容を把握、精通できる技術職員がいるということは、重要なことだと思っております。それに関して技術職員の育成について、福岡県が実施する技術研修とか、建設技術情報センターですね、開かれる研修会とかに積極的に職員を参加させていますし、また事業の設計工事に当たっては、業務を進める中でこれまでも先輩職員から若い職員に対する技術的なアドバイスとかを伝えて、現場で得た経験を活かし、技術職員のスキルアップを図っております。

今後も、職員の技術力向上を図ることはもちろん、橋梁のような重要施設においては、福岡県建設技術情報センター、篠栗にありますね、その支援業務である設計工事監理受託業務等の活用も事業を進める対応策の一つではないかと考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今副町長がおっしゃったように、技術職員が不足というか、実際にそういう設計とか施工の監督とかできる、実際技術職員が何人おられるのか、もうそこら辺もお聞きしたいと思いますけど。

今年度末には、幹部職員の大半が定年退職を迎える中、公共工事の大幅増加によって、工事の設計施工の監督や検査体制に不備はないのか。実際技術職員は何人おられるのかも併せて聞きたいと思います。それと、不祥事の関係でこれ。例えば、水害の被害を受けた朝倉市でも、災害復旧工事でこうね、大幅な工事が増えて、その中で職員の、残念ながら職員のそういう不祥事が発生したということがありましたんで、やっぱ特定の個人のほうにたくさんの工事が集中しますと、そういうふうな不祥事が発生する可能性がありますんで、これはやっぱりこうそういう体制を構築する町のほうの責任があらうかと。

個人の資質もありましようけども、そういう今、町の体制の構築が必要と思われまして、これについての考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

議員が御指摘のとおり、本年3月末に定年により、部課長級職員8人が退職して戦力ダウン、それはもう否めません。大変な痛手でございます。

今技術職員と、人数というか事業課を考えれば、12人程度いるというような形になります。技術職員の増強を図ろうということで、前からも議員からも言われてますけど、やっぱり土木、建築職の新規採用募集ですね、そういうのは行っておるんですけど、応募が少ないということもありますけど、優秀な職員が入ってきてもらえるかなと思ったら、やはり最終的に福岡市とか県のほうにちょっと行かれてしまうという形で、思うように採用がちょっと進んでおりません。

今後、定年の延長とか制度改正も控えておりますので、既存の退職者も再任用制度に加えて60歳を過ぎて、役職定年を迎える方の経験とか有効活用、技術力の伝承とか継承と民間のこれも議員が言われております、民間の企業技術者の活用とか他団体の技術連携など、幅広く体制を確保、検討していく必要があるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そうですね、次聞こうというところまで答えていただきまして。

確かに技術職員とか本当の技術者、12名とおっしゃったけども本当にそういう職として採用している方はほとんどね、数えるほどしかいらっしやらないと思いますし、ただ、新卒じゃとても対応できないと思いますんで、そういう定年退職者等のもう何らかの形で活用等を、早急に検討してほしいなというふうに考えております。

次に移ります。次に企業の立地、企業立地の推進で、これについては歳入確保対策の中でもね、入っておりますけども、財政健全化対策の中で、歳入確保対策として企業立地の推進が掲げられておりますけども、知り合いの不動産業者に聞いたところ、粕屋町に企業から進出したいという相談があっても、粕屋町にはまとまった土地がないというような話でございました。ということで粕屋町にそういう企業を、立地を、企業誘致しようとしても、まとまった土地がない。

どこにね、候補地があるのか。そしてまた、業種としていろんなあれがありますけども、どのような業種の企業を誘致したいと考えておられるのか、町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

案浦議員、ちょっと次の企業に行かれましたので、その前にこの人材のことについてちょっと質問があった中に、ちょっと私もずっと気になつとるんですが。

過去の失敗事例の中に、給食センターってあるんですよね。これは、技術職の人材が云々ということでの失敗例と書いてあるのか、給食センター自体がもうこれ失敗というふうに私、見受けられるんですけどね。それをちょっと私が逆質問する訳にはいかないので、これは私は給食センターは今現在、もう5年間実際開始して、15年契約中の5年間やっていますので、失敗というふうに決めつけられてここに書かれていることについては、ちょっと違和感を感じております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに技術的な失敗じゃなくて、契約上のそこら辺がお互い連携してなくて、情報が共有されてなくて情報が偏ったところによってから、それによって契約上のいろんな不都合が生じたということで、一応失敗ということで私は、これ確かに技術的な失敗ではありません。施設はでき上がってますけれども、そこら辺の契約上について、相互の所管課間の連携がなかったことによってから、町に対する、対してから不必要な支出を伴ったということでそういうふうに書いてます。

ですから、水鳥橋とはまた全然趣旨が違います。そういうふうに理解しています。

◎議長（小池弘基君）

町長への質問は。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、ちょっと教育長が言いましたけども、給食センターそのものは非常に順調に稼働しております。各小・中学校の児童・生徒さんあたりにも、給食がおいしくなったねと、食べるそのおかげの数も増えたねというふうに私の耳にも届いておりますので、給食センターそのものの建設、そしてまた運営については、全く問題ないというふうに私も理解しています。

私が就任する前の、そういったその事務的な齟齬といいましょうか、それについては今係争中ですので、コメントは差し控えますが、センターそのものの運営については、全く問題はないというふうに考えておりますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

今言われましたけども、企業立地というのは要するに場所なんですね。粕屋町の

町域の中で、どういった業種が進出できるような、空地があるかどうか。要するに、フィールドなんですね。そういうフィールドがあれば、そこにどんどん誘致するというようなことをございます。今現在は、やはり粕屋町の立地条件、福岡インター、そしてまた都市高速の道路交通インフラの関係で、非常に有利な条件ですので、物流拠点としての発展・発達が、もう極めてこれは福岡都市圏の中でも極めて、注目されているところをございます。あまりその物流の粕屋町と言ってもらっても困るんですけども、やはりそこに生活する住民にとって、非常にその幸福感を感じるようなことはやはり、そういった企業、物流の企業ばかりじゃなくて自分たちの生活に密接に関わるようなもの、そしてまた粕屋町に誇れるような企業が来るのが、私は、この粕屋町の発展にとって非常にプラスだろうと思います。

そういった意味では、今度の九大農場の跡地。これについての活用が、今後の粕屋町の方向性といいたいまいしょうか、特色を決めるようなことになるというふうにございますので、今、先進の様々な企業、特に情報通信技術関係とか、あるいは山脇議員の質問にもお答えしましたが、カーボンニュートラルに関しての研究、若しくは今後の開発・発達に寄与するような機関あたりも、そういった学術的なものも必要になってくるようには、個人的には思っています。ただ、その辺の可能性調査、企業の立地に関しては、今後、計画を立てていきます。

そういったものの考えの中で、じゃあ何が必要なのかというやはり、我々のこの粕屋町の行政の中での組織としてこの立地対策について考える、調査・研究していく、そしてまたその誘導していく部署が必要ですので、新年度についてはそれを具現化しようかと思っています。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そこで予定時間大分多く、若干過ぎましたんで、それで次は企業誘致するため、他都市では候補地を確保するとか固定資産税の優遇するなどの方策を講じておりますけども、粕屋町では、誘致のための方策を具体的に検討しているのか、それと次の質問ですか。企業立地の推進を掲げている都市は多いんですが、実際に成功しているところは少ないようです。近隣では篠栗町が九大から土地を取得造成して、食品加工団地として分譲している例があります。

やっぱり成功しているところには、町長自らが、国・県などから情報を収集し、企業に働きかけるなど、町長のトップセールスが必要だと思います。

そこで企業立地推進に向けた町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう、この粕屋町の予算規模200億を超えるような、粕屋町にとってこれからの町の産業の在り方、企業の在り方について、当然私がトップセールスするべきだろうと思っておりますし、また、その応援を案浦議員はしてあるというふうに私も理解しております。

具体的には、実は水面下ではいろいろ動いてるんですけども、やはり中央の情報を仕入れる必要がございます。これは特に福岡県が東京事務所を持っておりますので、その辺の情報収集も当然行っております。中央官庁のほうにも出向いて、様々な情報の収集も行っておりますが、この糟屋、福岡地区で様々な研究は今あつてるんですね、まず企業関係の。これは、九州なら九州の関係でいうと九州経済調査会。ここに入会をして、様々な情報、そしてまた研究を行っております。

それに併せて実は、これ九州大学が産学官連携の中で、九州大学産学官民連携セミナー、これが実は開催をされます。これは、九大を中心とした九州経済調査会、そしてJR九州、西鉄、富士通、NTT、トヨタ。これは本当にこの九州、福岡を代表するような大規模なその企業でございますが。それらで組織されるその研究機関、具体的には九大の学生に対するセミナーを行ってるんですが、それにも粕屋町が参画を、手を挙げました。で、一緒にこの行政としての知識といましようか、知見を情報提供するのはもちろんですが、反対に、そういったその人とのつながりが生まれてきますので、その辺の情報を仕入れて、粕屋町のためにフィードバックできるようなことを、今、考えております。

都市計画課が中心になって、それを今後、具体的に行ってまいります、私も非常に期待をしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町長の力強い言葉で、そういう方向でしっかり検討していただいて、町長のリーダーシップのもとに、粕屋町に優良な企業が立地することを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の「一般質問」を終結いたします。

本日は、4名をもって終了といたします。明日1日火曜日も4名、あさって2日、水曜日は2名の一般質問を実施予定でございます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時17分)

令和4年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年3月1日（火）

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月1日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番	議席番号	9番	川口	晃	議員
6番	議席番号	2番	田代	勘	議員
7番	議席番号	1番	古家	昌和	議員
8番	議席番号	11番	福永	善之	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古家	昌和	9番	川口	晃
2番	田代	勘	10番	田川	正治
3番	杉野	公彦	11番	福永	善之
4番	宮崎	広子	12番	久我	純治
5番	末若	憲治	13番	本田	芳枝
6番	井上	正宏	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	鞭馬	直澄	16番	小池	弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町長	箱田	彰	副町長	吉武	信一
教育長	西村	久朝	総務部長	山野	勝寛
住民福祉部長	中小原	浩臣	都市政策部長	山本	浩
総務課長	堺	哲弘	経営政策課長	今泉	真次
税務課長	吉村	健二	収納課長	臼井	賢太郎

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ
		(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)	
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
学校教育課長	早 川 良 一	社会教育課長	新 宅 信 久

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めて、おはようございます。

今日から3月に入りました。本日の西日本新聞によりますと、ロシアとウクライナの停戦に向けた話合いが始まり、合意には至りませんでした。再度交渉することになったという、なったようでございます。1日も早く停戦、できることを希望いたします。また、糟屋地区のコロナウイルス感染者も、本日の新聞によりますと47名ということで随分少なくなってきました。このまま収束に向けて進んでいけば良いかなと思っております。一般質問も本日2日目となり、4名の質問者が登壇いたします。なお、現在福岡県にまん延防止等重点措置が発出されておりますので、感染拡大防止のため、町執行部への出席要請は最小限度にとどめておりますことを御了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

皆さん、おはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。よろしく申し上げます。

さて、40数年前、私は日本青年団協議会の代表団の一員として、ソビエトの青年組織コムソモールとの千島北方領土返還交渉を目的にした二国間交流のために、ハバロフスク、モスクワ、キエフに行きました。3月17日に出発し、26日に帰国しました。キエフは2日間滞在し、宿舎はキエフ共産党本部の宿舎でした。隣が市庁舎で、半円形のすばらしく美しい建物でした。地元のコムソモールに、非常にお世話になりました。キエフは昼でも氷点下になる、今頃のキエフは、さぞかし寒いだろう

うなど感じています。交渉はすべて決裂し、残念ながら帰ってきました。今、テレビでキエフを食い入るように見えています。ロシアのウクライナ侵略を、満身の怒りを込めて糾弾したいと思います。最初にこのことを申し上げて質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策と住民支援についてです。福岡県のホームページによりますと、2月26日の新規感染者は3,394人、糟屋郡は139人でした。病床数は1,564床で、その使用者は1,085人、使用率69.3%、また昨日は70%超したのかなと思います。若干減少しましたが、高止まりの状況です。糟屋郡の陽性者も26日は139名で、今日の報告ではかなり減ってきてるようですね。現状は、まだ油断できない状況だと思います。病床数は、第5次が8月31日現のときは、1,472床でした。しかし、現在92床しか増えていません。最近は、死者の数が増加していますし、しかも高齢者が多いので、病床数を増やすべきだと私は思うんですけども。

質問内容は、県は病床数をこれ以上増やすんでしょうかというところが一つと、二つ目は、糟屋郡内で準備されている病床数は何床でしょうかというところ。

この二点について質問したいと思いますので、箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、今議員が今おっしゃったように感染者数、これ爆発的に300人を超えるような、糟屋地区内でも感染者数がありました。

今現在は、もう二桁に落ち着きつつあります。しかしながら、この感染者数よりも、やはり病床数、そしてまた重症者数、死亡者数、その辺が今回のオミクロン株によるコロナ感染の大きな特徴であり、非常に痛手になる部分だろうと思います。

その辺の状況とそしてまた、今御質問の県の対応について、粕屋町で分かる範囲で担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今の二つの御質問ですけれども、ちょっと通告書にない部分で、分かりかねるところがあるんですけども。

県のほうが、今病床が1,564床確保してありますけれども、その前に、11月に、県のほうが福岡県保健医療提供体制確保計画というのを立てています。これは、第5波が終わった後に、6波に備えてある程度もっと増えるんじゃないかということを見込んで立てているものでして。そこにも何か病床のほうの計算があって、そのとき1,460床というのを目標にされてました。それからいきますと、もっとそれ以

上に、多く確保しているというふうな状況だろうと思います。

それからあと、糟屋郡内、管内の病床数というところ辺はよく分かりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いつも糟屋郡内が分からない分からないでいくんですけども、糟屋郡内が分からなかったらちょっと困るな、というのが私たちの考えです。

次に行きます。宿泊療養者と自宅療養者の処置の問題です。12月の私の質問に対する回答では、県内の宿泊療養施設は12施設で2,400室を目指していると。また、外来受診とか往診については対応する医療機関、これは667医療機関を作っていると。これを千以上を増やそうという計画だそうだったということでした。26日の宿泊療養者は951人で、自宅療養者は3万8,786人です。4万人と言っていいんじゃないかと思いますが、今回のオミクロン型の感染者は非常に多く、若い人が亡くなったりしています。また最近では、急激に病状が悪化して死に至るという報告もされています。治療を受けられずに亡くなるような不幸なことはあってはなりません。

宿泊療養者と自宅療養者の処置がどのようになっているのか、箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

陽性者に対する医療的な処置についてですけれども、これにつきましても県の保健所の事業となりますが、分かる範囲でお答えをいたします。

福岡県では、1月の27日から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、積極的疫学調査の重点化というのが行われております。簡単に申し上げますと、保健所が行う疫学調査において、調査の対象を一部に絞り、新規陽性者の療養先の調整や自宅療養者の健康管理などを最優先する方向に変わりました。基本的には、先ほど申し上げました第6波に備えて県が対応方針を立てております、福岡県保健・医療提供体制確保計画の中の、感染拡大時における病態に応じたトリアージという、優先順位に沿って対応を行ってあると思います。

今までも行っておりました酸素投与とか中和抗体投与、それから特例承認をされました経口薬の投与、それから自宅療養者の増加に伴い、強化をしてこられた自宅療養者の診療を行う病院の活用、それから新しく症状悪化の自宅療養者に対する、看護師の直接訪問、それから自宅療養期間中の処方箋によるお薬交付など、あらゆる方法を活用してあると思います。

現状について詳細は分かりませんが、例えば2月の11日から3連休がございました。3連休中は、どうしても医療体制が十分ではないということから、本来入院して酸素投与が必要な方が自宅待機のままにならないようにということで、臨時的に酸素投与ステーションで受け入れを行うなど、状況に合わせた対策を可能な限り行ってあるようです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ありがとうございました。それでどういうふうになってるかっていうのが、大体分かってきたと思います。昨日、うちの田川議員の質問の中にも大体、重複するようなことがありましたので、よく理解できました。

それから二番目です。国から配分された抗原検査キット、それからPCR検査キットの配分量と使用状況ですが、9月議会で私が質問したら、粕屋町には280回分が来るということになっていると、西村教育長が答弁されました。

その後も度々配分されたのじゃないかと思いますが、これらがどうなってるのか。箱田町長でもいいし教育長でもいいですから、簡単に説明してください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

国からの抗原キット、PCR検査キットの配布に関しましてですが、文科省から各市町村の教育委員会へ配布されておりますので、学校教育課としてお答えいたします。

配分には、先ほどおっしゃられたように28箱が来ております。1箱で大体10人が検査できるんで。そのあと一応厚労省から、学童保育用にも5箱を配布されております。今のところ、それだけでございます。それで、当初この抗原検査キットは、基本的には教職員が使用することを想定して、配布されておりました。それで、通常、出勤後に体調に変調をきたした場合には、通常は速やかに帰宅して医療機関を受けるとことが原則だったのに対して、結局学校の、例えば先生とか、すぐに医療機関等を受診できないような状況がある場合において、それでなおかつ、ちょっと軽い症状、例えば咳とか発熱とか、そういう症状がある場合に、この検査キットを使うようになっておりました。

で、最初の頃は、結局このキットを使って陽性と例えば判定しても、また再度、病院で検査が必要であったんで、以前はそこまで、使用することはありませんでし

た。それが、このオミクロン株がかなり爆発的に増えたもので、保健所のほうで、学校施設の濃厚接触者の判定をしなくなったことや、あと、文科省から新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針で、軽症状者に対する抗原検査キットの活用を奨励するっていうような方針になっているんで。

それで、最近使用回数が増えまして、もう早期判定に、拡大防止に対して、今はこの抗原検査キットが拡大防止に寄与しております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それはどちらのほうに使用されたんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

使用したのは、例えば幼稚園とか保育園とかの先生のところに、当初は使用しておりました。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

PCR検査のキットについては、できてない。

（許可のない発言あり）

◎9番（川口 晃君）

そう、分かりました。三番目に行きます。粕屋方式によるPCR検査の実施状況ですが、その評価についてですが、画期的な方法でやられたと思います。実施状況と実施対象施設と対象者数など、答弁をお願いしたいと思います。

箱田町長、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この一般質問等で、粕屋方式ということで私も再三申し上げておりますが、一回、これは大規模な形で検査を行っております。

そのときは、まさに今のようなときに近かったですね。保健所のほうが、なかなかその検査に来れない、検査に要する人員も割けないという状況をお互いに話して、連携をとりながら、うちのほうで、以前講習を受けた職員、そしてまた教職員と一緒に、子どもたちを体育館に集めてやったということでございますが。

詳細につきましては、担当のほうからお答えいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今の検査の部分ですが、今までのところ一回の実施をしています。

時期的には第6波に入って感染者が増えてきた1月に実施をいたしました。小学校の約1クラスの児童を対象に、学校の施設、体育館をお借りしまして、養護教諭を中心とする学校の先生方と、それから学校教育課の職員と、健康づくり課の保健師等の職員で行いました。評価につきましては、人数が26名だったと思います。評価につきましては、学校関係者の新型コロナ陽性判明から、早期に検査実施ができたこと。また検査者も、誰一人感染することなく安全に行われたこと。そして検査実施日の夜には結果が伝えられたことなど、速やかな対応ができたと思います。

このことにより、その後の学級再開日の判断などが早くなりまして、目的としていました児童や保護者への影響を、最小限にするということにつながったかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今お聞きしますと、なるほど、うまくいってるなと思えました。機会あるごとに機会がないほうがいいんですが、機会ができれば、再度行うことを希望したいと思います。

それでは、住民支援のほうに移っていきます。海の向こうのバイデン大統領は、トリクルダウン理論は一度も機能したことはない。底辺を引き上げ、中間層を起点に経済を再生させると、新自由主義論を否定しています。そして、大企業と富裕層の課税を強化して、そのお金で社会保障を立て直し、暮らしに回す政策に踏み出しています。一方、岸田首相は新自由主義からの転換、金融所得課税の見直しなど、また、新自由主義の弊害を指摘し、成長と分配の新しい資本主義を目指す。声高に述べました。これ国会の施政方針で述べました。しかし、金融所得課税の見直しは腰砕けです。成長と分配の新しい資本主義は、一向に進んでいるように私には見えません。この違いは一体何なのか。

物事は、実際の行動を見れば一目瞭然分かります。介護職員や保育士さんの平均給与は、全産業平均より月10万円低いと言われていています。今回は、国の臨時特例事業として賃上げが行われますが、国の負担が10分の10、全額です。しかし残念ながら、9月で終わるのかな。10月以降は、自治体の持ち出し分も含めてしなくちゃい

けないんでしょうが、保育士と幼稚園教諭、介護、障害福祉職員の収入を、2022年の2月から3%、月9千円引き上げるとのことらしいです。看護師はもっと低く、地域でコロナ医療などの役割を担う医療機関に勤務する看護職員だけにだけ、2月より1%、月に4千円引き上げて、その後段階的に3%程度引き上げていくと、何かそういう方式らしいですが。保育士さんの場合は、実際は、法定価格上の設定人員、要するに定員でしょうね、定数ですか、より多くの職員が保育所では働いています、配置されてますね。全職員の給与を一人月額9千円上げられる状態ではありません。これは、保育士以外の職員や、一時保育などの補助事業も担う職員も働いていますので、現状では保育士一人平均9千円の賃上げは、分母の拡大でできるわけがありません。職員配置基準の人員増がどうしても必要だと私は思います。

それで、二点質問しますが、二月から実施ということなんですが、粕屋町としてはどうなっているかっていうのが一点。もう一つは、幼稚園の先生は、子ども未来課に属するのかな。学童保育の指導員さんの問題が残りますので、その二点について質問したいと思います。よろしくお願いします。

町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

政府は、新しい資本主義実現会議におきまして、保育所等の幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を、令和4年2月から、議員がおっしゃるとおり前倒しで実施することを踏まえ、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱を定めまして、これが令和3年12月20日から適用することとなっております。

町といたしましても、この事業の実施に向けまして町内各園からの申請をいただき、国が定めた交付要綱に基づき補助金として支給できるように準備を進めており、2月9日に、放課後児童支援員、学童保育にあたりますけども、も含めた形で交付申請を現在行ったところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

学童のことを心配したんですが、一緒に交付申請されたそうで、結構なことだと思います。

それでは次に移ります。新型コロナ対策の農家支援の問題です。コロナ禍の中で、残念ながら農家支援があまり語られません。私は兼業ですからさして困窮に至らな

いんですが。

現在では、大規模農家こそが大変な状態だと報道されています。これは農民連という団体が、東北関係の米の値段を調べたところですが、言っていきます。新潟のコシヒカリが20年度が1万4千円、21年度が1万2,200円。茨城のあきたこまちが20年度が1万2千円で、21年度が9,600円、劇的に減少してます。北海道の夢ぴりかが、20年度が1万4,700円で、21年度が1万3,500円。これは玄米60キログラムの価格だと私は思いますが、いずれも、2割から4割減です。福岡産の夢つくしとかひのひかり、元気つくしの資料がちょっと私手に入らなかったんで残念なんですけど、同様に大規模農家ほど大きな打撃があってるんじゃないかと思います。一方、情報によりますと、秋田県の大仙市っていう市があるんですが、市独自に10a当たり、10aというのは一反ですね、300坪です、3千円。総額で2億7,628万円の補助金を出しています。対象は作付が30a3反以上で、JAなどで販売実績がある農家ということです。こうした補助が町村でも行われれば、農家としては大変な喜びになると思うんです。JA 粕屋に行きますと、今事業復活支援金などの資料があって、それを勧めたりしています。

これらを利用した農家などの地域支援について、地域振興課、どれほど掘んであるんでしょうか。国や県の支援も含めて、そういう支援があったら答えていただきたいと思います。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

日本の農業、これはもうこの長期間に渡り、長年に渡り非常にその自給自足の観点からも危惧されております。

ただ、今回国連の家族農業10年、これはSDGsに沿った持続可能な農業振興の一つとして、うたわれております。それぞれ市町村のほうでは、やはり国と連携してこの国家戦略としてやるべきだというふうな要望はしておりますが、なかなか国のほうでは迅速な動きがないのが現状でございます。

今の現状について、担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

川口議員さんも言われるように事業復活支援金、これについては各農家に今、周知がいつているような状況だと思っております。

また、町の独自の農業支援策ということで言いますと、町では転作等推進事業奨励補助金を支給いたしまして、各農家に稲作以外の作物を栽培するように奨励をいたしております。そして、直接的な個別農家に対する支援というものはございませんが、各農区や水利組合と共に農業用施設の維持管理をするために工事予算等を来年度5,834万円計上いたしております、水路等の改修をすることによって、関係者の負担軽減や安全面、環境に配慮した支援策を行っていく予定としております。

そのほか農区や水利組合、それから機械共同利用組合、かすや農協といった関係機関、団体等を補助、支援することによりまして農地や農道、農水路の維持管理及び農業経営の改善に努めているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

農家の問題は、なかなかこう、情報にならないので、こういう機会に質問したわけです。

じゃ、この項の最後ですが、中小企業者の法人住民税の納税動向です。それから税法上の何か支援があれば、ということで質問します。コロナ禍の中でも大企業は内部留保をますます増大させています。新自由主義の中で、企業の実効税率が下がっています。しかし、中小企業の税率は、大企業ほどには下がりませんでした。マスコミでは中小業者の倒産や売上げ減少はひどいものだと報道されています。中小企業者が、自治体と関係がある税は固定資産税と法人住民税です。法人住民税は企業の所得に応じて税額が決まるという仕組みですから、所得がなければゼロとなります。

まず、粕屋町における収納状況について質問します。

担当者のほうから、答えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

臼井収納課長。

◎収納課長（臼井賢太郎君）

まず、中小企業者の法人住民税の納税動向についてですけれども、粕屋町の法人全体の3か年の法人数と、法人住民税の収納率を述べさせていただきます。

平成30年度からなんです、法人数が30年度から元年、2年と申し上げます。法人数が1,530件、1,584件、1,633件でございます。法人数としては増えている状況でございます。次に収納率のほうでございますが、30年、元年、2年と申し上げまして収納率が99.2%、これ現年度になりますけれども、次が99.95%、98.23%となっております。収納率につきましては、今申し上げました令和2年度については下

がってはおりますけれども、これは、新型コロナの影響による徴収猶予という制度がありましたので、その制度を利用したためであります。この徴収猶予分につきましては、猶予の期限がありますけれども、それまでに納付がすべてっております。

次に、税法上の支援につきましてでございますけれども、地方税法にただ今申し上げましたような、納税の猶予制度というのがございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ありがとうございました。意外と収納率がいいので、私はびっくりしている状態です。

粕屋町は非課税世帯が非常に多いので、中小業者の人たちの生活はどうだろうかというのがちょっと心配で、そういうことで意味を含めて質問したわけです。しかし、実際はもう苦労しながら納めている可能性を感じているんですね。そういうことで、税制上の支援が整えばという意味があったんです。猶予制度が利用されていけば、非常にいいかなというふうに感じています。それは、これでいいですかね、国や県の給付事業などはハードルが非常に高いと思います。売上げが30%から50%あるいは50%以上とか、減収があれば申請できる制度になっています。元々大企業ほど、収益率は中小業者は高くありません。30%売上げ減りゃあ、もう機能不全状態です。それか、倒産ですね。

昨年実施された、粕屋町独自の10万円のがんばれ企業奨励金、5万円の小規模事業者支援は、大勢の町内の業者から喜ばれました。もう、このような事業とか、また税法上の支援とか、現在、粕屋町として、何かこう考えてあるようなことがあれば、お答えしていただきたいと思いますが。

町長お願いできますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

なかなか、町単独でこれだけの規模の、今申し上げましたように、法人数が1,633、非常に多くなっております。

その法人のすべてとは言いませんけれども、支援を要するような企業さんに対する財源といいましょうか、それが、町単独ではなかなか用意できないような状況もございます。これは県、国のほうに要望を行いながら、今後も持続的な、こういったコロナの影響下にある企業、産業についての支援は考えていきたいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

◎議長（小池弘基君）

川口議員、よければ休憩を挟みたいと思いますけども、よろしいですか。

それでは換気のために暫時休憩といたします。

再開を10時15分といたします。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、2番目3番目と移っていきます。時間配分は、2の項が10分ぐらい、3の項が20分ぐらいでやりますので、御協力お願いしたいと思います。

まず最初に、デジタル問題と個人情報問題です。赤旗の2月23日付の記事があるんですけど、このように書かれています。小規模自治体やIT企業など、29の団体や企業で構成する、自治体デジタルトランスフォーメーション協議会という団体があるそうですが、デジタル庁に財政支援やデジタル人材不足の支援の拡充を求める要望書を出したということを報道しています。昨日も、デジタル人材のことを案浦君が言ったんですけども。また、政府は2025年度末までに、介護保険や生活保護など、自治体の基幹20業務、ここは20業務となってるんですけど、の情報システムを全国一律に標準化しようとしている。対象業務のシステムの仕様書が出揃うのは、今年の夏の予定だそうです。そういう記述がされています。

業務数とか経過など、正確な情報を町のほうで掴んであったら答弁していただきたいですが。

箱田町長、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国の大きな潮流として、自治体のDX化、要するに行政のデジタル化、これを、全国進めるための必要条件として、それぞれの各自治体が持っている情報、これを統一化、広域化をして標準化しようということでございます。

今からのそういったスケジュール面、そしてまたどういった内容でやるのかというのは、詳細につきまして担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

自治体持ち出し費用に関する御質問ですが、今、先ほど言われましたように国の動向ですが、令和4年度上半期、先ほど夏頃と言われてましたので、夏頃かも分かりませんが、すべての仕様書が揃う予定でありまして、今回の当初予算ではまだ予算化はしておりません。

令和4年度の補正予算において、一部を計上する予定になっておりますが、標準化後の運用経費を含め、最終的に自治体の持ち出し分がいくらなのか、現時点では分からない状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

次の項で質問しようと思いましたが、もうすべて答弁されたようなので、発言だけしときます。

一方で、政府はシステムの個別開発が不要で安価になると言っていますが、自治体全体で関わる費用は、システムにIT依存が増えるため、今後膨らむ可能性が高いというふうにそういう指摘もあります。私が議員になった当初、役場の業務システムの変更のための予算が頻繁に出されて、2千万円、3千万円とか補正予算が付いたりして、これびっくりしたんですけどね。この17業務とか20業務とか言われている。17業務というのは、要するにこうあるんですが、基本台帳、住民基本台帳とか選挙人名簿の管理とか固定資産税とか、いろいろありますけども、20という三つぐらい増えるんですが、ちょっと分かりません。

それで、どれほど費用がかかるのかちゅうのはもう試算ができないちゅうことですね、今のところね。

◎議長（小池弘基君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

先ほど、三つ増える業務につきまして、三つは、戸籍と戸籍の附票、印鑑登録、この三つの業務が増えるようになっております。

で、自治体の持ち出しの費用は、デジタル基盤改革支援補助金として、ガバメントクラウドへの移行経費として、接続データ移行、文字標準化に関する分につきまして

しては、国費10分の10が補助されることになっており、本町の場合は、人口規模による補助上限額が6,330万円となって、これは確定をしております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

もう少し、時期がたってから質問したほうがよかったかなと思いますけども、次に行きます。

個人情報の問題です。個人情報審査会という言葉が出てくるのは、粕屋町個人情報保護条例の収集の制限という項目が、第8条の4項であります。読み上げますと、次に掲げる個人情報は収集してはならないと。ただし、法令などに定めがあるとき、または実施機関が粕屋町保護審査会の意見を聞いて、個人情報取扱い事務の目的を達するために必要があると認めるときは、この限りではないという、そういうふうに記載されています。つまり、実施機関が収集してはならない4項目の制限項目があるのですが、この該当する制限項目をどうしても収集したいときに、審査会にかけて同意を得て収集するということになるんでしょうね。

そこで、第38条が作動することになります。ただ心配なのは、収集される対象者の取り扱いですが、対象者本人にはこれ知らされるんでしょうか。

これ質問したら、町長お願いします。分かりますか。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

議員言われますとおり、個人情報につきましては、御本人からの直接収集というのはまず大原則、基本となっております。

それに対する例外がいろいろ定めてある部分だろうかと思いますけれども、これはものによって、御本人が把握できる場合できない場合というのはあるかなというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ものによって収集できるかどうか、本人に、対象者本人があるかどうかがありますが、もし、対象者がいるとすれば、知らされますか。知らされませんか。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

ちょっと具体的なケースがないので、ちょっとお答えがしにくい部分がございますけれども、例えば法令等に基づいて、大量に収集するような場合とかっていうのがあった場合には、いちいちそれを全部個人の方にお知らせというのはしないと思いますので、そういった把握できないパターンというのはあるかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。それでは次に行きます。

過去に、この審査会が開かれたかどうか。あったとすれば開かれたとすれば、どのような事案だったのか。

答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

開催の実績についてでございますけれども、開示請求がされまして、それに対する決定に対する審査請求、不服があられた場合の請求事案としまして、平成30年度、令和2年度、令和3年度にそれぞれ1回ずつ開催をしております。また、条例の運用に関して重要な事項等の審議が必要な場合というのも、諮問して開催をすることになっておりまして、これはいろいろパターンがございますけれども、例えばオンラインの提供する場合における、こういう提供、外部提供したいんだけど、妥当でしょうかというような形の、例えば諮問とかさせていただいたようなパターンとか。

これは令和、失礼しました、平成22年に1回、平成25年度に2回、平成26年度に2回、平成27年度に1回、平成30年度に1回という形で開催をしている実績がございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

やはり、利用されてるわけですね。分かりました。

それじゃ、3番目に移ります。個人情報に関し個人が提供を拒否すれば、行政は他に対して、開示を拒否できるのかどうかです。これはちょっと、これは私が6月議会で質問しました、重要土地利用規制法との関係もあろうと思えます。そもそも個人情報は、情報の主体である個々人のものです。そういう意味では、自分の情報を他人に勝手に持ち出されることはあってはならないことだと思います。しかし、

現実の社会はうまく行ってません。個人情報の漏えいはあちらでもこちらでも起こっています。漏えいには歯止めが必要じゃないかと思っております。

そういう意味では、究極的には自分の個人情報は自分の許可なく持ち出すな、というような拒否権があってしかるべきだと思いますが、拒否権とかいうのはあるのでしょうか。

ここで町長の見解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

個人情報につきまして先ほど言われましたように、直接収集というのがまず一番大原則ですので、御本人が提供を拒否されれば、そもそも行政が保有をしてないということで開示ができないという形に、提供もできないという形になろうかと思えます。

ただ、申しましたように例外がありまして、法令等の定めがある場合ですとか、既に報道等で公になってる場合ですとか、いくつか御本人から直接収集しないパターンというのが複数ございます。そういった場合に把握しておるものにつきまして、今度、利用や外部提供する場合について、例えば御本人の同意が必要だというような規定がございます。なので、この御本人同意がなければ、外部提供とかできないんですけども、これにもまた例外規定がございます。法令等によって定めがある場合ですとか、先ほど言いました審査会の意見を聞いて公益上必要と認められるような場合とか、というような形で、御本人の同意なしで提供ができるという場合も定めてございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

でもちょっと研究がいるようですので、後日また機会があったら質問したいと思います。

それでは、3番目に移ります。災害対策及び柚須文化センターの更なる活用に関してです。2020年の球磨川水系の熊本大水害、また、2020年、21年の筑後川水系の朝倉・久留米・佐賀を襲った大水害など、ここ2、3年、地球の温暖化に伴われると思う異常豪雨が続いています。これらに対する災害復旧は、大変な金がかかる事業です。それより前に、水害を防ぐにはどうしたらいいのか、その方法の研究が大切だと思います。

一つの例として挙げたいと思いますのは、昨年12月29日付けで西日本新聞の一

面に掲載されました。見出しは、球磨川に粘り強い堤防、決壊に備え法面保護です。つまり堤防の最頂部から外側にかけて、全面的に法面をコンクリートブロックなどで保護する方法です。何かこういうものらしいですね。頂部で、こういうふうに保護するという形です。決壊しにくい粘り強い堤防の整備で、浸水までの避難時間を確保しようとの考えだそうです。だから避難時間の確保だからですね、堤防が壊れる可能性が非常に強い。

また、私が以前紹介しました、北九州の紫川の例もあります。小倉の紫川では、川底を掘削して、大体1 mぐらい掘削しています。土手は、大型のコンクリートブロックで強固にする方法もあります。久留米市、佐賀平野などの浸水常襲地域の抜本的対策も、今検討されているんじゃないかと思います。同様に、須恵川水系でも多々良川水系でも、過去の水害の経験を生かした対策が早急に必要じゃないかと思っています。

以前にも紹介しましたが、粕屋町の須恵川西側地帯は9時間で674mmの降水量としての防災マップが作成されています。洪水浸水地域は、大体、須恵川西側は一面が3 mに達します。粕屋中部消防署西出張所付近が5 mです。これを基準にして、災害対策を考える必要があると私は思います。いずれにしても、災害は忘れた頃にやってくると。これ昔からのことわざです。

今こそ、須恵川の対策をとるべきだと思いますが、須恵川及び多々良川の対策をとるべきだと思いますが、どうでしょうか。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も公約上、住民の安全、これはもう第一に考えていかなければならない施策と
思います。

須恵川は、御存じのように県営河川でございますので、県のほうがその管理責任
があるということで、私も、就任早々から、県の土木事務所にも出向いて、河道の
確保、要するに掘削をやって有効水量を増やしてくれと。それが、まずはするべき
ことであり、またできることだろうということで要望してまいりました。昨年まで、
県のほうも動いていただいて、掘削と、河川の浚渫等も行っておりますが、なかな
か予算の関係でしょう。途中で止まったりとか、計画どおりやっぺらっしやらな
いところがあります。これは今後も、県のほうに積極的に出向いて、要望を重ねてま
いりたいと思っております。

ちなみに、今年度の要請につきましては、3年度につきましては、7月の29日に

要請を行っております。今後も、そういった強い要望を行ってまいりたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

続きまして、町のほうでも御存じだと思いますが、昨年、河川法の改正が行われております。

川底の土砂を放置すると、増水しやすく、河川の氾濫につながりかねず、国のノウハウでは、日常から対策をとって大雨に備えるってということらしいですが、そういうことが、できるようになったと報道されました。つまり自治体に要請によって、国が代わって代行するという方法が可能になった、ということらしいです。須恵川の扇橋の一带、それから福岡市松田の新幹線下の一带は、1年で土砂がびっくりするほど溜まります。もう扇橋のところはもうびっくりするほど溜まりました。この代行措置を利用することを、県に対して強く要望して要請してほしいんですが、どうでしょうか。

これ、昨日、仲原川のこと出ましたけど、土手が弱いし下の川底が軟弱だし、そういうことも含めて、何かこの記事によりますと、何て書いとったかな。川底に溜まったものを取り除くといった防災関連の維持管理は、国が都道府県、市町村に代わって工事を担えるようにするというふうに、記事として載っています。これ、たしか西日本新聞だったかな、何か載ってたんですが、こういうことの利用もあっていいんじゃないかと思えますので、積極的に活用されたらどうかと思っております。箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これ単独に、粕屋町だけの問題ではございません。流域全体の問題だろうというふうに、私も理解します。

そういった動きを今どうやってるかっていうことを、担当所管のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

お答えの内容が、二番の質問の内容にかかってくると思いますがよろしいでしょうか。

（許可のない発言あり）

◎都市政策部長（山本 浩君）

はい。近年、異常気象等で、激甚化、拡大化しております水災害。こちらのリスクに備える、これまでの河川等の管理者が主体となっていく治水対策、それだけでは対応できないというようなことで、流域全体で水災害を軽減させる取組みを社会的に重視されてきたというのが現状でございます。

そういった動きの中で、令和2年度に、全国の河川の一級河川水系及び二級河川の一部になるんですが、流域全体で今後取り組むべき治水対策の全体像を、流域治水プロジェクトとして策定、公表し流域治水の取り組みが推進されております。これは去年、令和2年度に一級ということで。それに基づいて、引き続き福岡県におきましても、今年度から二級河川を対象に、県内を四つの圏域に分けて、流域治水協議会というものが立ち上げられております。治水対策の実施に向けまして、全体像の共有や取組計画、内容といたしまして流域治水プロジェクトという名称ですが、こちらを策定するということが現在、協議等が行われておる状況でございます。

粕屋町といたしましても、これまでも粕屋町では、雨水貯留槽とかこういったことでやってはきておるんですが、準用河川の浚渫、それからため池の有効利用、これは停水管理とかいったものになってきますが、そういったことで流域治水に取り組んでいきたいというふうに考えておるところで、計画の中でもそういった内容を盛り込んだ内容を取り上げられているという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大体、私が質問しようとした内容だったので、結構なことだと思います。

次に行きます。最後は、柚須文化センターの改築と事業拡大の問題です。

まず最初は、以前申しましたように、柚須文化センターを避難所として機能を発揮できるように改築する必要があるというのが大前提です。私は個々の家々を嵩上げするよりも、須恵川の流量を増やすための方法が適切ではないかと、一つは思います。私たち人権連では、1月26日に福岡県人権課に折衝に行きました。県側としては、町側の案が出されれば、十分検討し協力いたしますと、協力的姿勢を示されました。非常に私は感激しました。困難はあるけども、うまく進んでいけるかもしれないなという、帰り際参加した人間で話しながら帰ってきました。

柚須文化センター同様に、現在、小郡市でも改築の動きが進んでいます。小郡市の教育集会所が老朽化したので、名称を変更して、子育て支援センター、子ども食堂、高齢者いこいの家の三施設を取り込んで、更に駐車場も広げるという形の計画

だそうです。各地の隣保館も建設後40年が経ち、建物は老朽化し、改修の時期に差しかかっています。

さて、40年もたつと、隣保館に対する考え方も使用方法も変化してきます。特別措置法の終了後、平成14年8月に、隣保館の設置及び運営についてという、厚労省通達が出されました。介護福祉課には、私が渡しましたね。目的は、隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの、とそういうふうになっています。

つまり、一部の地域だけを対象にするのじゃなく、それらを含んだ周りの地域全体、社会全体を対象に活動するよとの方向を、今回は示しています。それから、生活上の各種の相談事業、人権課題の解決のための各種の事業などを総合的に進めなさいという勧告です。定められているこの設置運営要綱は、国において運営費などについて予算措置をするものであるもので、念のために申し添えると、念のために申し添えると強調しています。つまり、予算は出しますよという、そういう意味だと私は思うんです。コロナ禍の中ですので、コロナ対策が今急を要していますからね、それが最重点だと思います。

しかし、長寿命化の計画が今行われているようですが、雨漏りとか電気設備の修理などは、すぐ改修していただきたい。そう思います。各地の施設も動き出すだろうからですね、遅れば後回しになってしまいます。順番が出てきます。

改築、それから改修について、箱田町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前に、それにつきましては、介護福祉課のほうが、様々な観点から協議もしております。

その意味で、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

浸水対策を考慮しての改築の件でございますが、柚須文化センターは洪水浸水想定区域内にございますが、昨年6月議会でも町長が答弁いたしましたように、建築基準法、また強度等の関係で、上の階の増築というのが難しい施設でございます。

しかしながら、防災浸水対策として、上の階で避難ができるような既存施設の性能向上を図りながら、長期的な活用を行っていきたいと思っております。また、災

害対策を進めるための方策につきましては、国、県、また関係課とも協議しながら、検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

上階に避難所を作るといっても、そんなにスペースはないので、恐らく焼け石に水というような感じのスペースしかないと思いますので、後日、いろいろ検討して、私たちのいろんな相談事を申し入れていきたいというふうに思います。

続きまして、相談事業とデイサービス事業の実施の問題です。まずは相談事業ですけど、相談にあたっては、地域住民の利便を考慮して機動的な相談体制を確立し、また相談の結果、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等に連絡紹介を行うほか云々となっておって、事務室で相談事に応じるようなことも相談事業として位置づけられるでしょうけども、厚労省通達が示しているのが、各種相談事業というからには目的を決め、日程を決め、予算をつけて実行するものだと、私たちは思っています。それが事業だと思うんです。ジェンダー問題などの人生上の問題、それから仕事上の問題、就職の問題、税務や相続や事故などの解決の相談会など、各種の人権に関わる事業が考えられます。

これらの事業を、館の主体的な事業として進めるべきではないか、そういうふうに思っていますが、この件に関して箱田町長の考えを伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も隣保館、柚須文化センターにつきましては、そういった地域の生活者の方の相談に応じているものと理解しております。

実態につきましては、所管のほう調べておりますので、お答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

相談事業につきましては、川口議員が申しましたとおり、平成14年8月に厚生労働省から、社会福祉法に基づく隣保事業の更なる推進を図るため、隣保館設置運営要綱を定める通知が出されております。

その中で、相談事業は基本事業として位置づけられております。粕屋町では、隣保館職員が、地域住民に対しまして、生活上の相談、人権に関わる相談等を実施し

ておりまして、必要に応じまして、役場を初め関係行政機関等に連絡するなど、日ごろより連絡を図っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私たちが要求してるのはそういうことではなくて、事業として何々の相談事業とか、人権連でやってる無料法律相談とか、ああいう形のを定期的にやっていくことが大事じゃないかという、そういう視点から言ってるわけです。

県の隣保館の協議会のほうに、まだ話を聞いてきてはいないんですが、私たちもつぶさにそういうのを調べて、もう一度、相談したいというふうに思います。全国的にはいろんな形で相談事業が、事業としてやられているというふうに思います。

続きまして最後にデイサービス事業ですが、これは県からいただいた資料です。この中には福岡市、北九州市久留米市は除いてありますけども、それらを除いた54の隣保館のうち、12館でデイサービス事業が開催されています。小郡市は、高齢者いこいの家などの三施設を含んだ隣保館の建て替えを前提とした計画というふうに考えられています。これは私、石川課長から電話があったんで、折り返して小郡市の日本共産党の議員さんに電話しまして中身を聞きました。そしたら、建て替えを前提とした改築だという表現です。

デイサービスは、粕屋町と同等規模以上の館で実施されています、デイサービスといっても各種あるようで、行政の主体性でやってるところもあれば、委託でやっているところもあります。須恵川から西側、町の施設としては、西保育園と柚須文化センターしかありません。柚須文化センターは、粕屋町西部地域の福祉センター的役割を担わせる施設として位置づけた政治の在り方を考えていただきたいというふうに思います。

最後にデイサービス事業について、箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

他市の状況につきまして、私がとやかく言うことじゃございませんが、様々な見方がやっぱりあると思います。若干調べましたら、その隣保館の改築そのものではなくて、様々な総合的な観点から建て替えがなされてるというふうに聞いております。

また、柚須文化センターでのデイサービス事業の関係、相談事業等も含めて今後

の在り方について検討しておりますので、担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

隣保館デイサービス事業につきましては、先ほど申しました隣保館設置運営要綱に定める、障がい者及び高齢者等が隣保館を利用して創作、軽作業、日常生活訓練等を行うことによりその自立を助長し、生きがいを高める事業として特別事業に位置づけられております。

この事業は、周辺地域にサービスが提供できるような場所がないなど、特別な事情が想定されますが、現在町内には多くの障がい者及び高齢者に対する民間のサービス事業所がございまして、送迎を行っているところもございます。また、週1回ではありますが、柚須文化センターでは65歳以上の方を対象にゆうゆうサロンを行っておりまして、運動機能の維持向上に取り組んでおります。

これらを利用していただければと思っておりますので、現時点では隣保館事業としてのデイサービス事業を実施することは考えておりません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

相談事業でデイサービス事業に関して、今後、いろんな角度から検討して要求していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

次の質問者のための職員の入替え等を行いますので、暫時休憩といたします。

再開を10時55分といたします。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時55分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号2番、田代勘議員。

（2番 田代 勘君 登壇）

◎2番（田代 勘君）

議席番号2番、田代勘です。通告書に従い一般質問をいたします。

私は、昨年の4月に実施された町議会議員選挙におきまして、町民の皆さまの温かい御支援により当選させていただき、晴れて粕屋町町議に就任をいたしました。私は粕屋町に生まれ育ち、地元に基づいて、日々農作業の傍ら、消防団・青年団・PTAなど、地域や団体活動に取り組んできました。今の私があるのは、地元の方々や地域や団体活動の恩恵を受け、育てていただいたものだと思っております。一票を投じていただいた町民の皆さんに深く感謝をすると共に、皆さまの思いを重く受け止め、町政の発展に尽力してまいります。

さて、粕屋町も都市化が進み人口も増え、また、社会の多様化、住民意識の変化に伴い、地域や団体活動が困難な状況となっております。災害が発生した際、住民の生命、身体、財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、また、社会秩序の維持と住民福祉の確保が保たれているのか。このままでは、地域住民が安心、安全で住みよい町なのか、将来が不安でございます。現在、地方財政が厳しさを増す中、公的なサービスにも限界があります。地域社会を再構築し、共に支え合う地域社会を築いていくことが求められております。

私は、まちづくり・ひとづくりは、自分たちの町は自分たちでという郷土愛護の理念が基本だと思っております。私は公約に、自助、共助、公助のバランスのとれたまちづくり、地域の担い手の育成を掲げております。そこで、地域防災計画と付随して、地域の担い手についての質問です。過去の質問と重なるところがありますが、確認ということで、よろしく願いいたします。

初めに、自主防災組織についての質問でございます。地域防災計画に基づき、住民の防災意識を高め、自助、共助による災害に対する備えとして、各行政区に自主防災組織が町の指導のもと設立され、約10年の月日が経ちます。現在、コロナ禍で、活動ができないという状況であると思っております。これまでの組織の運営、また、機能が発揮できているのか。また、その効果が出ているのか。年々災害も複雑多様化し、計画も常に見直しを図られていると思っておりますが、今後の組織の在り方についての町の見解はいかがでしょうか。

町長、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地域住民の安全・安心な暮らしを守るためにどうしたらいいかと。これは今まさに議員が言われてる、自助、共助、公助、このバランスだろうと思っております。

まず、災害発生時、有事の際には、やはり家族を含めた御自分のまず身の安全を図ると。そしてもし、例えばお体の不自由な方とか、非常に生活上困ってる方につ

いて、地域で避難訓練も含めて様々なその救出の仕方、避難のやり方を日ごろから訓練していくための自主防災組織、これが共助の中心的な存在だろうと思います。当然、公助のほうも積極的にはやりますが、なかなか有事の際に即効性がある、お助けができないというようなことはもう現実的な問題としてあります。そういった意味では、この共助の中心的存在である、地域の自主防災組織の内容と中身の発展性といいたいまいしょうか。それが非常に大事でございます。

最近のコロナ禍にあって、なかなかそういった研修あるいは訓練等ができかねている部分がございますが、今の現状、そして今後の考え方について、担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

災害時は、やはり自分の身は自分で守るのが基本になっておりますけれども、その中でも町長も申しましたように、公助の分で自主防災組織というのは、非常に重要なものでございます。

現在の自主防災組織の現状につきましては、令和2年度に1行政区で新たに設置されておりますので、現在24行政区の中で、粕屋町においては、23行政区で自主防災組織が設立されております。今後も24区すべてにおいて、なるように残りの行政区につきましても、継続的に働きかけを申しまして、1日でも早く設立に結びつけていきたいというふうに思っております。また、その活動状況につきましては、各自主防災組織において、防災講座や防災訓練の実施を計画されておりましたけれども、議員も申されましたように、新型コロナウイルス感染症の影響で人の集まりがなかなかできないという状況でございますので、実施できておりません。組織の中では、備蓄品というものを用意して、それに代わる活動をとってという形で有事に備えられております。

また、今後の自主防災組織の方向性というところでございますけれども、出水期を迎える6月を防災月間、また、6月1日を粕屋町の防災の日と定めておりますので、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、防災の関係の講演会あるいはセミナー等を開催して、地域住民の防災知識の普及や自主防災組織の重要性並びに必要性をより知っていただいて、自主防災組織の活動の活性化につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

是非、進めていただきたいと思います。

新宮町の相島では、令和2年9月に発生した台風10号が東シナ海を北上した際に、直近の台風9号と同じコースをたどる予報が出たため、町では町内全域に避難勧告、令和3年5月20日から避難指示という形になっておりますが、これが出されたと同時に自主的に島内2か所、これは区長さんとか、会長、組織の方々が避難所を開設して、区長を初めとする自主防災組織の役員の方々が、高齢者の方に1軒1軒避難するか否かの確認をとり、避難所まで送迎、一夜を共に過ごしたそうです。被害の防止、軽減を図るため、自分たちの町は自分たちで守るという住民共助の重要性と、防災意識の高さの一つの形として一つの事例だと思います。私も微力ながら地域防災に携わってきた者としてです。何よりも第一に、人的被害が出ないことが望ましく、そのためにも町と各組織の連携を図っていただき、常に備えと対応できる組織づくりを是非進めていただきたいと思います、今後も思っております。

続きまして、自主防災組織の強化についての質問です。組織の活動において、地域によっては温度差があるようで、また、組織の構成員には区長を初め、役員の方が就かれてると思います。区の役員の方々も、任期が来れば交代されます。組織を持続化、強化していくためにも、地域防災の核となる人材の確保やリーダーを育成することが必要であると思います。最近では、地域防災の要として消防団と共に、防災士の活動が注目をされています。福岡県では、令和4年1月末時点で6,236名の方が認証登録をされています。

粕屋町はどのくらい登録をされていますか。また、組織としての活動はされていますか。

大分県では、南海トラフ地震の備えを喫緊の課題として、自助、共助の中心的な役割を担っている自主防災組織の活性化を図るため、その核となる防災リーダーの養成が急務と考え、これを実現する適切な施策として防災士の養成に取り組んでおり、また、県下の各自治体が防災士の養成を推進をしております。ちなみに、大分県の日出町、ここは人口約2万8,200人に対し、防災士が232名いるそうです。で、行政区が70行政区のうち、2区だけ防災士がいないということ。その2区というのはもう山の中の小さな集落みたいところで、5年前から町挙げての訓練を実施されており、昨年はコロナの影響により中止でしたが、毎年3月第1日曜日に実施されているそうです。震災を想定し、津波用のサイレンを吹鳴、各行政区の自主防災組織独自で防災士の指導のもと、避難誘導訓練や防災講座を実施し、地域住民の防災意識の向上に努めておられます。

粕屋町においても、防災計画書の中に、防災士等の防災人材育成の強化、地域に

おける自主防災組織の推進を図るとうたっておられます。組織の中に、防災リーダーが在籍していることで、組織の活性化にもつながることではないかと思えます。また、横須賀市では、町内に潜在する災害対応専門の人材や災害時に協力してもらえる事業者を、自主防災組織内の防災人材バンクとして登録。平常時はそれぞれの専門分野からアドバイザー役として、また、被害発生時は、貴重な戦力として協力体制に取り組んでおられます。

粕屋町内にも、自衛隊や消防署員、看護師など経験された方々がおられると思います。その人材を掘り起こしていただき、また、その技術や知識を生かして防災士と共に、組織のリーダーやアドバイザーとしての協力体制の取組みのほうの考えがありますか。

町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

自主防災組織を設立し、その運営、訓練等を中心とした運営には、やはり町の行政の職員が今かかっているわけです。

地域の区長さんを初め、地域のリーダーの方に呼びかけを行い訓練等も行っているわけですが、それは、行政と当然地域では結びつきがありますけども、やはり地域から本気で真剣に自分たちの地域のことを考えていただくには、やはり地域の方々が積極的な思いで、これに携わっていただきたいということがございます。

そういった意味では、粕屋町の防災士、粕屋町に在住してある防災士、これは後ほど担当のほうから数字等は申し上げますが、数多くおられるようでございます。また、併せて自衛隊に所属している職員、あるいは警察の職員も非常に多ございますので、そういった方々、要するに民ですね。官民一体となってこの粕屋町の防災を考え、また、実際に有事の際には本当に効果があるような防災力を発揮するためのことを今後考えていかなければならないと。私も真剣に、これは考えたいと思っております。

詳細につきまして、また担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

地域防災活動の核となります、防災リーダーの育成や潜在してある防災リーダーの発掘につきましては、自主防災組織の存続や活動力を上げる有効な手段であり、先ほど議員もおっしゃいましたように、粕屋町地域防災計画でも福岡県と協力し、

自主防災組織のリーダー等の育成をするために、研修会等を開催し、防災士等の人材育成の強化、地域における自主防災活動の推進を図ることや、災害ボランティアリーダー、コーディネーターとしての資質を兼ね備えた町内に居住する防災士等々の連携体制の構築に努めるものと定めております。

今後の取組みとしましては、町内に防災士の資格をお持ちの方が35名いらっしゃいますので、セミナー等を通じた協力体制の構築や、新たな地域防災人材の発掘も併せて進めてまいりたいと考えております。また、地域防災力を高めることを目的としたまちづくり活動登録団体の中に、防災について考えていく団体等も発足しておりますので、当該団体等とも意見交換等を行いながら、防災リーダーの発掘や育成に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

35名ということです。さっき日出町は、やっぱその自主防災組織、また町が推進して230名ほどおられます。是非、町のほうもやっぱ防災は大切なあれです。人に被害を抑えるリーダーとして、是非、応援をしていただきたいと思います。特にやっぱ自主防災組織できてますけど、やはりやっぱ名前だけっていうところが多ございます。是非、町がリーダーシップをとっていただき、もっと推進をしていただきたいと思います。

続きまして、総合防災訓練についての質問です。毎年、全国各地で風水害が発生し、想定を超える甚大な被害が相次いでいます。また最近、災害を伝えるニュースなどで、命を守る行動をとってくださいと呼びかけることが多くなりました。災害が大きく広範囲になると、公的な救援活動も時間を要します。災害が大きくなるほど、自助、共助の連携が発揮されることにより、自主防災組織の果たす役割も重要であると思います。しかし、各組織では、防災マニュアルを設けていると思いますが、実際に訓練をしてみないと本当にマニュアルどおり、スムーズに行動できるのか分からないという問題点が多ございます。また災害時は、規模が大きくなるほど地域防災だけでは対応はできません。町、関係団体、公共的団体、民間協力団体などと住民が一体となって連携することが必要であると思います。最近、大規模災害を想定して、各自治体単位での総合防災訓練が実施されています。

粕屋町も、是非、町を挙げての総合防災訓練の実施の計画は考えておられますか。よろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実は、昨年この防災月間、そしてまた粕屋町防災の日を設立設定するにあたり、こういった総合防災訓練を実施しようとしてました。しかし、御存じのようにコロナが急拡大して、第5波も発生しました。

従ってこれが計画倒れといいましょうか、実際実施できなかつたというのは非常に私も残念でなりませんでした。今年は、それをもう具体的に進めようかと思っておりますら、今第6波の真っ最中でございますので、ちょっとなかなか呼びかけでも、いやあちょっとっていう消極的な御意見もありますので、今ちょっと躊躇してるところでございますが。

これは別に防災月間に関わらず、1年中通して考えていくべき問題だろうと思えます。自主防災組織、そしてまた防災士、また警察、自衛隊等の様々な防災の知識、知見があられる方を掘り起こしながら、この防災訓練に結びつけたいと思っております。

是非とも、私もやりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

是非、計画通りなつてほしいと思っております。

続きまして、消防力の強化についての質問です。消防庁は、令和3年4月1日現在、全国の消防団員数が80万4,877人と発表いたしました。前回調査の令和2年4月より1万3,601人少なく、過去最少を更新をいたしました。減少数が1万人を超えたのは、3年連続です。入団者3万4,553人に対し、退団者は8,154名。20代30代の入団が減少傾向にあり、若者の消防団離れに加え新型コロナの影響で、勧誘活動が停滞したことが響いたと発表がありました。ちなみに、女性消防団員は117名増え2万7,317名です。消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害など多数の動員を要する、必要とする大規模災害時の救助、救援活動、避難誘導、災害防御活動など、非常に重要な役割を果たしています。

更に、平常時においても住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導など、地域に密着した活動を展開しております。しかしながら、粕屋町においても、年々消防団員は減少傾向にあり、また、コロナの影響により、団員の確保や勧誘活動も難しい状況であります。SNSやホームページなどで呼びかけておられますが、なかなか結果が出てないようで、将来を危惧するところでもあります。一時的な対応策として、町の職員を各分団に配置をしていますが、これもまたいずれは限界があ

ると思います。消防団は、地域防災力の要でもあり、地域を支えていく担い手でもあります。更に将来的にも、地域行政の運営や団体活動に支障を来たすことになりかねません。消防団は、要員動員力、即時対応力といった特性を発揮していくことは、地域の実情に応じた適正な団員数を確保すべきです。また、長期的には、対策も必要であると思います。将来を担う子どもたちにも目を向ける取組みが必要であると思います。

総合計画書の中の42ページに、愛郷心を育むふるさとの教育の継続、子どもたちが地域を学び、知る、ふるさと教育による愛郷心を育む取組みの継続が必要であります、と書いてあります。昨年6月の教育長の答弁の中で、粕屋歴史令和版の制作にあたり、郷土を愛する子どもたちが育ってほしいとの町長の思いを、令和の新しい視点から形にしたいと言っておられます。これも地域を担う、人材の育成の取組みの一つではないかと私は思います。

そこで質問です。消防団員の確保と地域を担う人材の育成についての町長のお考えをよろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

消防団の確保は、非常に困難な状況に今なっております。

議員が御指摘のように、若い世代の方々が消防団に対する興味を失っているという部分は非常に多ございます。地域の安全は、防災は地域で担うと。これは当然、若い方々が中心にならないと、もう実際の消防力の強化にはなりません。

従いまして、私も区長会、あるいは様々な団体に対して呼びかけを行いながら、消防団の確保も行っておるところでございます。消防団員の勧誘も進めておるところでございますが、なかなか思いどおりには増員ができてないということでございますが。ただ、何で消防団員の確保が滞ってるのかという問題につきましては、様々な要因がございしますが、その一つとして、やはりその消防団員に対する手当てといましようか、それが、実際の消防の活動に対して低過ぎるようなことも考えられるということで、消防庁のほうから昨年、そういった通達もありまして、今回、後ほど所管のほうから申し上げますが、諸手当の引上げも考えております。併せて、各企業、町内の各企業に、私のほうからも強く、消防団員の確保についての御協力をいただくような働きかけも、今後行ってまいりたいと思っております。

詳細につきまして、所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

激甚化していきます災害等に対して、消防団員の確保と、先ほどから御質問でありましたように、防災、地域防災を担う人材の育成につきましては、今後一層、強化を図っていく必要がございます。

粕屋町におきましても、消防団員の確保が喫緊の課題となっております。現在、町で行っております取組みとしましては、先ほど町長が申しましたように、令和3年4月に消防庁から発出されました消防団員等の報酬等の基準にのっとり、12月に、出動報酬の創設や、年額報酬の見直しなど、関係条例の整備を行って団員の大幅な処遇改善を行い、団員確保の一端を担っております。

消防団は、先ほどから出ております地域防災組織の防災リーダーと同様に、地域防災の中核としてなくてはならない重要な戦力ですので、今後も引き続き、団員の確保について検討を継続してまいります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

最後の質問のほうに、中長期的な対策が必要であると。

一応子どもたちに、やっぱその防災の教育とか、いずれ消防団になってもらう、そんな対策は考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

幼稚園・保育園は、それぞれの園で防災訓練を行っております。

これは本当に非常時には、子どもたちの動きそのものを、やはり安全なほうに導く必要があります。そこに、女性の消防団員が今おります。活動班と言いますけど、そちらのほうを派遣しながら、その消防教育を行っております。イベントがあれば、今コロナの時代でなかなか非常にその開催が厳しいんですが、イベント等があれば、消防車をそちらに団員と共に行って、身近な存在であるような、そういった触れ合いの機会を持たせるようには考えておりますが、なかなかそれは思いどおりになりませんが。

今後、コロナが終息すれば、そういったことは、積極的に働きかけを行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

続きまして、質問に移ります。消防団員の準中型自動車免許取得等についての質問です。

道路交通法の一部を改正する法律が、平成29年3月12日に施行され、新たに準中型自動車免許が創設されました。普通自動車免許を取得した人が運転できる車両は、総重量3.5t未満に限定され、そのため、新たに普通免許を取得した消防団員は、3.5t以上のポンプ自動車を運転することができません。将来的に消防団活動に支障が生じる恐れがあります。災害が発生した際、対応できなければ意味がありません。

現在、粕屋町にはCD-1型のポンプ車が11台ありますが、準中型の免許を取得していない団員の数は何人おられますか。また、他の自治体では、3.5t未満のポンプ車を配備しているところもありますが、近年は災害も多種多様化しており、また、地形や地域の実情を鑑みて対応する必要があると思います。

準中型免許を取得する消防団員に対しての公的の負担の考えは。

町長、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

粕屋町消防団の団員の中で、準中型免許の取得が必要な団員につきましては、令和4年2月18日現在で8人となっており、準中型免許の取得が必要な団員の割合につきましては、全体の4.5%となっております。

この中で先ほどから出ております、3.5t未満の消防車を所有しております分団もございますので、そちらのほうの対象者が3名ということですので、実質、準中型免許の取得が必要な団員につきましては、現在のところ5名というふうになっております。

今後の公費負担に対します考え方につきましては、道路交通法の改正から約5年が経過しております。今後、団員の確保や消防団活動を維持していくための必要な条件となってくるものですので、制度を導入している先進の自治体の事例等を参考にしながら、調査や検討を現在進めております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

ちょっともう1回確認したいんですけど、その持っていない人は8名。他の団員は全員持ってるということですか。

（許可のない発言あり）

◎2番（田代 勸君）

分かりました。大変と思いますけど、また実情に応じた対応をお願いします。

続きまして、最後の質問になります。消防団員の福利厚生についてです。

消防団員は、昼夜を問わず、地域住民の負託にこたえるため、常に使命感と緊張感を持って生活をされていると思います。休日返上で訓練、点検、地元行政区の行事などに出ることも多く、また、子育ての世代でもあります。消防庁の通達により、消防団員の報酬額の見直しがありました。まだまだ処遇改善の策はあると思います。

ほかの自治体では、消防団員を応援するため店舗や事業所など、消防団応援の店として申請していただき、団員やその家族が団員カードを提示することにより、様々な特典や優遇サービスなど提供していただく制度です。団員の福利厚生の向上、店舗や事業所のPRのみならず、団員の入団を促進し、地域防災の向上と共に、地域の活性化にもつながる制度です。県内では、大牟田市が積極的に取り組んでいるようで、一人当たり年間約5、6軒、多い方は年間30軒以上利用しているそうです。地域住民や社会全体が、消防団の本質や現状をもっと理解し、協力し、行政と一緒に、消防団活動をしやすい環境を作っていくことではないでしょうか。何よりも、地域ぐるみで応援しようという取り組みです。

是非、粕屋町でも検討していただけないでしょうか。

よろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常にいい提案と思います。

これは、消防団員を輩出しているといいますか、消防団員を出してある御家族にとっても、これは応援という意味で消防団員に、例えばうちのお父さん、あるいは御主人がなってよかったなどやっぱり思える。家族揃って応援できるっていうことの意味でも、非常に効果があると思います。併せて、その協力していただける飲食店、様々な企業に、これは消防団の対する御理解を深めるために、例えばポスターをそこに提示したりとか、様々な啓発活動の一つのポイントになるろうかと思えます。

これは是非、粕屋町にとっても重要なことですので、大牟田市あたりともいろいろ御指導を仰ぎながら調べて、実現に積極的に検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勘君）

県内も、福岡市とか、北九州、久留米市とか、いろいろ取り組んでおられます。その中で、久留米市から紹介されたのが大牟田市なんですね。意外と町全体でほとんど取り組んでいて、やっぱ活性化にもつながっているということで、是非、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、質問は以上ですが、私はもっと若い人たちにやっぱふるさを思う気持ち、ふるさを愛する気持ちを持ってほしいと願っております。私は消防団や青年団、少年の船など、地域や団体活動を通して、ふるさを思う気持ち、粕屋町民という意識の高まりを覚えたような気がします。基本は、家庭での教育だと思いますが、また学校で学ぶだけではなく、地域や団体活動の場にやっぱ自身を持ち出して、そこで人と人とのつながりを通して、成長できる場を設けるのも一つの大きな学びになると思います。

現在、コロナの影響で、地域団体活動が停滞していますが、子どもたちが積極的に参加できるよう環境を整備し、次の世代につないでいくことが、私たちの役割じゃないかと思っております。是非、消防団とか青年団とか、今ちょっと人数が少なく大変だと思います。是非、そんな将来を担う子どもたちが、消防団とか青年団に入って、町で頑張りたいという整備をしていただきたいと思います。みんなでこれは取り組むべきだと思います。是非、よろしくお願いします。

これで質問を終わります、以上です。

（2番 田代 勘君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、午前中の一般質問を終了いたします。

ただ今より暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

（休憩 午前11時31分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号1番、古家昌和議員。

(1番 古家昌和君 登壇)

◎1番(古家昌和君)

議席番号1番、古家昌和です。通告書に従い、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、最近ちょっと私の身の回りで起こったこととお話したいことがありますので、質問ともちょっと関わってきますので、皆さんちょっと聞いてください。

私の知る、ある女性の保護者の方なんですけど、子どもさんをよく連れて、大体5歳ぐらいの幼稚園生だと思います。その子が、日ごろから顔を会わせることはあるんですけども、なかなか会話をしたりとかってということなかったんですけど、ある日、私にその子が話しかけてきてくれました。それなぜかという、私今ここにバッチをつけてるんですけど、皆さんも御存じと思いますが、3月の31日まで赤い羽根の共同募金、これが行われております。それで、この私、ソフトバンクとこの赤い羽根、コラボされたバッジをここに付けておまして、その子がソフトバンクのチームが大好きだったそうで、私に、おじちゃんソフトバンク好きなの。私、実はあんまり詳しくはないんですけど、ソフトバンクに関しては。野球好きだよって話して、その中で、その子と色々な話をするようになりました。やはりこういうふうな何か意思表示、こういったものをするのは、すごく人と人をくっつけていく、つなげていく、何かこうきっかけになるんだなというのを、最近つくづく思った次第でございました。で、私、それでは質問のほうに入らせていただきます。

今日は二つ、私のほうから質問を、大きな質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目が、妊産婦への支援や助成についてということで質問させていただきます。粕屋町は、若い世代の流入も多く、近年では人口が年間で約350人から400人ほど増加。月平均で50名弱の新生児が生まれる、全国でも高い出生率と人口増加が顕著な町です。しかしながら、全国に目を向けてみると現在約1億2千万人と、日本の人口なんですけど、2050年には約9,500万人、2060年には8,400万人、次2100年には4,700万人になるという国土交通省からの、総務省ごめんなさい、総務省ですね、総務省からの統計からも、そういう数字が読み取れます。コロナ禍で里帰り出産が非常に困難な状況な、今事態になっております。核家族化が進み、男女共同参画や働き方改革等で多様化する生活様式の中、行政ができる出産前後に行っているサービスや、助成、補助についてお尋ねしたいと思います。

まず一つ目なんですけど、私もちょっとある方を通じて知ったんですけども、こういうマタニティマークという、こういうマークが妊婦さんに配布されてるということを知りました。つい最近、私の身内の中で出産を経験した者がおまして、その

親戚もこれを持っておりました。私は、私の家族の出産のときにはちょっとこれをいただくことはなかったんですけども、実はそのマタニティマークのことで、それ以外に、現在粕屋町では、障害や認知症など外見から判断、見ても分からない障害を抱えている方の援助や配慮を必要としている方向けのヘルプマークという、こういうマークを福岡県、そして粕屋町でもこういうものを配布していると。そして、啓発しているということ、障がい者の団体の方から私もお話を聞きました。

で、やはり先ほどのソフトバンクのマークじゃないんですけども、こういったものを持つことによって、私今、こういう困ったことがあるので助けてくださいというような意思表示ができる、こういうマークなんじゃないかというふうに私は思っております。で、その中で現在、粕屋町でこのヘルプマークやマタニティマーク、こういったので配布を実際にどのように行っているか。お尋ねしたいと思います。

町長、お願いしてよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

マーク自体は、やはりこの特にコロナ禍の中にあっては、なかなかその自分自身がどういう立場にあるのかちゅうのは表現できないような事情でございます。

会話はなかなかしにくいということの意味から言うと、マークをすれば、マークをしていけば、その認知度を高めて周りの方々に対しての周知はもちろん必要なんです、それで自動的に、例えばこの方は障がいのある方だ、この方は妊娠をしてる方だっていう理解のもと、優しいまちづくりが育まれていくというふうに私も理解をしております。

それぞれ、マタニティマーク、ヘルプマークにつきまして、所管のほうから御説明をいたします。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

まず、マタニティマークから御説明いたします。これは健康づくり課におきまして、母子手帳の交付時にすべての妊婦さんに対してマタニティマーク入りのキーホルダー一配付しています。これが現物、ちょっと小さいですが現物。先ほどあの、古家議員が見せられた絵が両方とも書いてありまして、中に「おなかに赤ちゃんがいます」という言葉が書いて、これは現物でございます。

で、この利用につきましては、出産後の4か月健診時のときにアンケートをとっております。それによりますと、平成30年度の利用率は58%、令和元年度は65%、

令和2年度は80%と、どんどん上がってきております。ただ令和2年度は、コロナにおいてということで、利用値が高くなったんじゃないかなあという、妊娠中のコロナ感染への不安とか、妊婦さんの心理面が反映されて高くなってるんじゃないかなと推測しております。また、効果につきましては、これが追跡といいますか、把握が難しいから実際は把握ができてない状況でございます。あとは周知のことなんですけども、一般の方への周知、啓発につきましては、これが平成18年にこのマークができております。しばらくは周知をしておったようなんですけども、現在は行っていない状況でございますので、今後、マークのこの認知度は高いようなんですけれども、目的とする妊産婦に優しい環境づくりのため、改めてその内容について周知を行い、理解促進、必要な方以外にこんなふうなマークがあるよ、と一般の方に知ってもらうために周知を行いたいと思っております。

それから次に、ヘルプマークですね。ヘルプマークは、目や耳、言語の障害、内部障害、知的障害や認知症、これらの外見では分からないような援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方の配慮を必要としていることを知っていただくというような内容のものです。このヘルプマークには2種類ございます。これ現物を持ってきました。まず一つが、これがラバータイプと申しまして、ゴム状になっとうのが一つ。次にカードタイプ、こういったとがあります。「あなたの手助けが必要です。ヘルプカード」ということで表に書いてありまして、裏が「私が手伝ってほしい事」ということで書くような欄が、こういった2種類のヘルプマークがあります。で、粕屋町では、令和2年5月からこの二つを配布いたしております。このラバータイプは、これ県のほうで作っておりますが、これには申請が必要になります。で、ラバータイプでこれが欲しいということで受け付けた分については、福岡県に申請書を送りまして、福岡県からいただくというふうな流れになります。

それと、これが2年5月の配布から現在まで76件、申請を受け付けております。一方このカードタイプ、これは持ち帰り自由となっておりますので、介護福祉課の窓口等に置いております。で、今現在、250枚程度配布いたしております。効果については、これを持たれてある方がどんな場面で活用しておるかというのは、これも大変難しいことでございますので、把握は実際しておりません。で、周知、啓発についてですが、介護福祉課窓口の障がい福祉情報コーナーにおけるポスターの掲示、それから、これの設置。実際これを置いております。それから、ホームページへの掲載などを行っておりまして、今月の3月号にもこのヘルプマークのイラストを入れたこの記事を、広報に載せておりますので、更なるこのヘルプマークの周知を深めるために、いろいろ工夫して進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

いろいろ本当に、啓発活動を行っていただいて、本当にありがとうございます。やはりこれは、たくさんの方に知っていただくことが大事だと思いますので、いろんなあらゆる場面で皆さんにPRしていくということが大事だし、これを続けていくことがとても大事だと思いますので、引き続きお願いいたします。

私もこの問題についてちょっと調べてる中で、私も今回初めて知ったんですけども、実はサポートハートマークという、これサポートできますよという側ですね、はい。何かお手伝いできますよという、こういうマークがあるということを知りました。なので、今啓発活動をやっている活動の内容としては、それを必要としている方に持っていただいて、そして周りの方には広報等でお知らせすることなんですけども。これを一般の方に持っていただいて、私何かお手伝いできますよというような啓発。こういったのも必要になってくるんじゃないかと思えますので、併せてサポートハートマーク、こういったものの啓発も、もしこれから行えるのであれば、併せてやっていただければなと思っております。

では、続いて二つ目の質問に参ります。全国的にも高い出生率を誇る粕屋町ですが、出生ができる産婦人科、産科領域の二次診療という表現になるらしいんですが、粕屋町には私の認識では1医院しかないんじゃないかと思っております。多くの母親は、出産のために町外に行かざるを得ない状況というのが、今粕屋町の状況ではなかろうかと。町内で出産するのが1医院しかないということですね。月に大体50人、新生児が50名弱、生まれているということですので、その病院でどれだけ対応できてるかってのはちょっと私も調べてないんですけども、ほとんどの方が町外に行かれてる可能性があるというふうなことなんですね。

で、その中で最近ちょっと耳にするようになりましたけども、妊産婦が利用できるタクシー会社のサービスで、助産師の資格を持った方がドライバーに起用されているとか、妊産婦タクシー、陣痛タクシー、ゆりかごタクシーなど、配慮あるサービスが民間のタクシー会社で増えています。粕屋町ですね、JRの駅が六つありまして、非常に交通の便がよさそうには見えるんですが、JR沿線沿い以外、私も内橋サンライフ地区に住んでおりますが、交通の便がいいとはなかなか言いづらいところはあります。

で、通院のアクセスの悪い自治体や都心では、交通費の一部を、産婦人科に通う交通費の一部を、自治体のほうから助成するタクシー券の助成や、そういうことを行われている自治体も多ございます。私の調べでは、一番近いところで春日市、こ

こがこの助成を行われていると。あと佐賀県の大町町、あとは佐世保市、こういったところで行われているということでございました。JR 沿線以外は、交通機関の不便さが目立つ当町ですが、それに類する助成は行われていないと、私は今現在認識しております。

コロナ禍において、コロナのリスク回避の観点からも、導入を考えてみてはと私は思っておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、議員がおっしゃった春日市、これはコロナの感染症対策の関係で、時限的にやってあるようでございます。その他、福岡県内でもう一つあります。これはうきは市。これは、経常的にやってありまして、実際非常にその JR も含めて交通手段がないとこのようでございます。そういったところでは、行ってあるということでございます。県内、ほかには、ちょっと今のところないということでございますが。

外出がなかなかできない場合に、コロナの関係でできない場合にはそれは確かに有効ではございますが、今現在、町内、粕屋町、この14平方キロの中で、非常に遠方だという認識はないと思うんですよ。交通手段も非常に多ございます。バス、そしてまた JR の軌道路線もあります。ですから、私の耳には、非常に困ってるということでの、妊婦さんの関係で困ってるということは、お聞きはしておりません。また、例えば陣痛が起こってすぐ出産になる場合には、そのタクシーで行かれる場合の陣痛タクシーというんでしょうか、これは明光タクシーさんが県内ではしておりますが、この粕屋町の管内では、そういったタクシー会社ございませんので、なかなか、実際のそういったときに、呼んでもなかなか来ていただけないというようなことはあるようでございます。

これはそういったことを、サービスを町として行うには、相当の予算が必要でございまして。御存じのように粕屋町は非常に出産率が高く、出生率高くて、年間、例えば1万円 で計算すると、1,200人の対象になる方がおられると、1年目の予算は大体1,200万円。そしてまた、その後は700万円ほどになるというふうな試算も、実は担当課のほうで行っておりますので、今現在は、実施の予定はしておりません。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

御答弁ありがとうございます。

確かに、私もいろいろこう頭の中でシミュレーションして試算的、費用的にかな

りの負担が出てくるなという感覚がございました。ただ、その1,200名とはちょっと私もびっくりしたところであるんですけども、対象がですね。やはりこのコロナという状況で、このコロナ禍の中でこういう期間限定な助成。こういったのも、もしできればということでお尋ねしましたが、費用的な面、あと、いろんな予算等でもし融通がきくのであれば、是非是非、前向きに御検討いただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

では次、二つ目の大きな質問に移ります。次は悪性新生物、がんの早期発見についてということでお尋ねいたします。2020年ですが、2020年の我が国における死因の第一位は、悪性新生物、腫瘍、簡単に申し上げますとがんですね。がんで亡くなる方が一位、二位が心疾患、第三位が老衰、第四位が脳血管疾患、第五位が肺炎という統計が出ております。特に死因の一位に、この悪性新生物について、今、日本の国民の二人に一人が悪性新生物に罹患し、そのうち三人に一人が、何らかのがんによりお亡くなりになられているという時代です。

本町においても、基本、国民健康保険に加入をされてる方を対象に、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、各種がん検診、こういったものを安価な自己負担で検査ができるような取組みを行っていただいていると思います。その中で、最近皆さまもテレビや新聞、雑誌等でお耳にされたことがあるんじゃないかとは思いますが、線虫という虫ですよ。小さな1mm以下の虫なんですけど、これを利用したがんの一次スクリーニング検査というのが、最近報道されるようになりまして、私の調べたところでいくと、これは一滴の尿で全身のがんのリスクを発見することができる。この検査の名前、N-NOSE ということらしいんですけども、この検査で、一滴の尿でステージゼロや、ステージ1の早期がん、これも発見できるということが分かってきています。

このN-NOSEの特徴なんですけれども、まず、僅かな尿の検査で痛みを伴わずに検査ができるということ。そして二つ目に、発見が難しいステージ0や1の早期がんにも対応ができると。あと三つ目に、一度の検査で全身のがん、これが今現在で15種類のがんを発見できると言われております。で、申し上げますと、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、膵臓がん、肝臓がん、前立腺がん、食道がん、卵巣がん、胆管がん、胆嚢がん、膀胱がん、腎臓がん、口腔咽頭がん、この15種類、これを見分けることができるということらしいです。で、四つ目に、線虫が見分けることのできるこの感度なんですけども、やっぱここ大事だと思うんですけども、約86.3%での確率でがんが発見できると。ただ、その15種類のどのがんだということが分からないので、一次スクリーニング検査としては、この精度で発見することができる。そのあとは精密検査をするということで、更なる検査をし

ていくきっかけになるのではないかと思います。

この逆に、この方はがんではないという判断をする。これは特異度と言うらしいんですが、これも90%以上の確率で、この方はがんではないということが発見できるという、高精度な結果が出ているということです。ちなみに、血液検査でこの方ががんかどうかということ調べて、腫瘍マーカー検査と言いますけども、これで検査しても、25%程度の精度しかないということなんですね。で、五つ目、身体的な負担が少ない。要は痛みを伴わないということです。例えば毎年検査するというのもできるかと思います。

今回の3月議会のほうにも、議案として上がっておりましたが、やっぱり医療費、国保料金、こういったものの改定が今回もあったと思いますけども、医療費を下げていくということは、とても必要なことではないかと思います。ちなみに、日本人の平均寿命、男性でです、これ福岡県のデータですけども、80.6歳。女性で87.4歳、これ平均寿命と言われております。これに対しまして、健康寿命というのがありますね。健康寿命というのは、誰の手も借りずに一人で生活できる高齢者、これの平均が男性で71.4歳、女性で74.6歳と言われております。逆に言うとそれ以降は、医療費がかかり続けるということになるわけですね。

その医療費の削減というところも含めまして、粕屋町でも各種いろんながん検査、定期検査を実施していただいていると思いますが、この中にこのN-NOSEの検査を組み込んでいくというような、そして医療費を下げていくというようなお考えはあるかどうか、町長にお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

悪性新生物、がんに対する対応は、まずは検診によって早期に発見する。これが、一番大事なことではなかろうかと思います。

議員が今おっしゃったN-NOSEの検査についての前に、今、粕屋町のほうでどういった、そういった検診があつてるのか、どういう状況なのか。そしてまた、要精密検査の対応についてどうなのかを含めて、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

それでは、まずは近年の各種がん検診の対象者数と受診率についてお伝えをいたします。

粕屋町のがん検診の受診率ですが、国のがん検診実施のための指針に示されている五つのがんについてお答えをいたします。まず、胃がん、肺がん、大腸がんは、すべて40歳以上が対象で、対象者数は、令和1年度から2万4,081人。2年度は2万5,339人。3年度は2万5,759人です。次に、種類ごとの受診率を令和1年度から順に申し上げますが、胃がんは、令和1年度から6.7%、次4.8%、3年度4.6%。肺がんは、1年度から9.3%、7.2%、7.8%。大腸がんにつきましては、9.0%、7.1%、7.7%でございます。次に婦人がん検診ですが、子宮がん検診の対象者は、20歳以上の偶数年齢の女性で、国の無料クーポン対象の21歳も含まれております。対象者数は、令和1年度から746人、575人、671人で、受診率は順番に7.7%、5.8%、6.9%でございます。最後に、乳がん検診ですが、乳がん検診の対象者は40歳以上の偶数年齢の女性で、国の無料クーポン対象の41歳も含まれます。対象者数は、令和1年度から722人、616人、847人で、受診率は順番に、10.7%、8.7%、12.1%です。なお、令和3年度につきましては、まだ数値が動く可能性があります。

受診率が大変低く感じられると思いますが、がん検診の対象者数は、健康保険の種類に関係なくすべての方が受けることができますので、保険の種類に関係なく対象年齢人口となっております。実際には、社会保険の本人の方などは、勤務先等の健康診断の際に、がん検診を受診されているケースがかなり多いと思いますが、あくまでも町が実施している集団検診か、個別検診においてがん検診を受診された、町で把握できる受診者数で算出をするために、対象者数に対して低い受診率となっております。続けてよろしいですか。

では、要精密の場合の対応についてお伝えをいたします。町のがん検診で、要精密検査が出た場合は、検診結果と共に精密検査の紹介状と、精密検査が受けられる医療機関リストを検診業者から送付をいたします。そのあと、精密検査が未受診であれば、検診業者から封書で受診勧奨を行います。それでも御本人からのアンケートの返信がなく、病院からも紹介状が返ってこない場合は、精密検査の未受診者として検診業者から、今度は町のほうにリストが送られてきます。町のほうは、再度封書で受診勧奨を行いまして、その上で、アンケートの返信がなく、受診の確認もできない場合は、直接、家庭訪問を行いまして、精密検査の重要性をお伝えしながら、確実に精密検査につながるよう働きかけをしております。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

本当、細かいデータをありがとうございます。そうですね、数字だけでは読み取れない、やはり私もちょっと国保の方が対象かとちょっと思っていましたので、社会

保険の方まで考えると、やはりその会社で、企業での受診をされてる方もたくさんいらっしゃるの、素直にこの数字に反映してきてるということではないということとはよく理解できました。

実は皆さんも御存じかと思いますが、私健康かすや21、これの創立というか、立ち上げのときから、長きに渡って携わらせていただきまして。子育て応援団、これについても長きに渡って携わらせていただいております。その中で、やはり健康かすや21といって、粕屋町の健康増進計画第2期の後期計画。これちょっとコピーを持ってるんですけども、この資料の中にも健康づくりというところで、がんの受診率を上げていこうということで現状値、そして中間値ということで平成30年のデータを示してあります。今度目標値として、これ平成35年ですので令和5年になりますかね。に、この数字まで持っていきたいというところで、例えば胃がん検診の受診率、これが35パー、今現在が19.8パーごめんなさい、平成30年が19.8%、これを35%まで。肺がんに関しては、25.8%を35%までと、それぞれの目標値を掲げてあります。この、やはり受診率を上げていくということが、町長も先ほど御答弁いただきましたとおり、早期に発見して、早期に対処していくということが一番、非常に大事になってくることだとは私も思っておりますのでね。

先ほど私がちょっとお話をしました、N-NOSE という検査、これに関しては費用的なものもあるでしょうし、なかなか導入も難しい。これは今インターネット等で販売されてるものを個人的に買って、福岡県はここに持って行ってくださいというような、検体をここに持って行ってくださいというのがありますので、そうするとそこで大体2週間から3週間ぐらいでその結果が返ってくるというような内容でありましたので、こういったものを例えばその検診のときに一緒に。例えばその費用負担はできないんだけど、こういった検査もあるんで、検査されてみませんかとか。そういうふうなところの取組みから始めていただくのも一つの方法ではなからうかと思っておりますので、せっかく、痛みを伴わずにこういった検査ができるというものができましたので、是非、将来的なものでも構いませんので、検討の一つにさせていただけたらなとは思っております。

いいですか。じゃあ、はい、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今、御提案いただいた N-NOSE の導入とかに関してなんですが、先ほど古家議員がおっしゃったように、がんは今や一生のうちに日本人の二人に一人がかかると言われてる病気です。がんの種類によっても異なりますけれども、多くのがんは早期

に発見すれば、治療できる時代になって、早期発見とか早期治療というのがますます重要になってまいりました。

町が実施するがん検診というのは、国のがん検診の指針に基づいて、5大がんと言われる、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検査を中心に検診を実施をしております。今回議員に御質問いただきましたN-NOSE検査につきましては、先ほどおっしゃったように、線虫の持つ特性により、尿一滴で簡単に、それからがんのリスクを全身網羅的に判定できるという特徴を示してありますが、症状などが全くない場合の、やはり一次スクリーニング検査として、使用するようなものだというふうに思います。

仮に、町の集団検診に導入した場合、まず線虫がん検査を一次スクリーニングとして取り入れるのかということ。それから線虫がん検査と、そのほかのがん検査との兼ね合いをどういうふうにとらえて、どういう位置づけにするか。それから町民の皆さんが、線虫がん検査だけを受ける傾向にならないかどうかとか。がんの診断ではなく、がんのリスクを評価する検査ですが、結果が低リスクだった場合、町民の皆さんがどういうふうを受け止めて、その後のがん検診、受診に影響が出ないかなど、様々なことが考えられます。誰もが簡単に受けられる、そのがん検診のハードルが下がるというか、ということはすごく大事な視点で、やはり町民の皆さんの健康を考える上では、大変重要なことだと思っております。ただ、現在はまだ科学的根拠というですかね、が明確ではないので、公的な町の検診への導入とか、個人用の検査としての助成というのは、今の段階では考えていないんですが、これからまた見守っていききたいというふうに思っています。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

本当ありがとうございます。私も、今課長が言われましたとおり、信頼度の問題というところ、それが自治体で導入するということになると、やはりある程度きちっとしたデータに基づいて導入するべきではないのかなということは考えておりました。

というのが、この質問を考えてる間に実を言うと、今年の1月の20日号だったか、文春、よく皆さん見られる。あれで、このデータがちょっと怪しいんじゃないかというような記事が載ってたのも、私も把握しております。なのでやっぱそういうことを、やはりきちっとデータを確認しながら。ただこれもむやみやたら、やみくもに出てきた検査ではないとは思っておりますので。この信頼性がだんだん確立されていくということであれば、本当にハードルの低い検診、一次スクリーニングだと

思いますので、是非、そのときは前向きに御検討いただければというふうに思っております。

では、最後になりましたがこの一次スクリーニング検査、N-NOSEを受診する、もし高いリスクの判定が出たとき、これを導入してこの検査をやってみたときに、医師と相談の上、既存のがん検査を組み合わせ、そしてその種類を究明していく、早期に治療する。がんの一次スクリーニングには、非常に安価で簡単に、そして高精度なものが求められますので、この一次スクリーニングを実施していくということも、今度この町にこの検査を導入していく一つのきっかけになればと思って、今回質問させていただきました。

この検査が、いつの日かこの町の健康診断に導入されることを強く期待し、私の質問を終わらせていただきます。

(1番 古家昌和君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

それでは職員の入替えも含めまして、暫時休憩いたします。

再開を13時50分といたします。

(休憩 午後1時39分)

(再開 午後1時50分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。今定例会は3問、質問をいたします。3問とも、これは過去の一般質問で質問をしている事案です。では始めます。

まず一点目、有事の際の保育についてということで質問します。昨日の一般質問で田川議員のほうは、新型コロナウイルス感染症に係る休園等になった場合の保育について、という感じの質問を投げられたかと思いますが、私の場合は、有事。もうこれは、新型コロナウイルス感染症だけではなく、全般的な有事についての質問ということでとらえております。新型コロナウイルス感染症による影響で、全国的な小・中学校の休校が始まって2年が過ぎました。私が思うに2年前の2月28日に政府のほうから、これはもう全国一斉休校だったというふうには認識していますが、一部休校しなかったというところもあるようなので、2年が過ぎたということです。直近では、感染が若年層に広がり、中でも全国的に保育園の休園が多発しております。これは、当町においても同じような状況だと思います。

先の一般質問、これは平成31年の3月議会、それから令和1年6月議会、これは続けて行った議会では、10連休のときの保育サービスについて質問しております。で、10連休というのが5月の連休、ゴールデンウィークを挟んだ、これはおそらく政府のほうが経済的な対策もあったと思うんですけど、なるべく労働者のほうに休暇を長く与えて旅行させて、お金を経済を回していきましょうという、そういう対策だったと思いますが。そのときに、10連休が発生したということで、質問を2回しております。

で、まず一つ目、認可保育園において、ひとり親であったり、時給で生活をしてたり、非正規職員であったり、有事であっても簡単に仕事を休めないという保育利用者を個別に把握していますか、という質問をまず一つ投げます。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

保育所の入所に際しましては、お申し込みいただいたときの申請書で必ず世帯の情報や勤務状況、収入の状況等を把握しております。

ただし、これはあくまでも保育所への入所することを目的として、必要最小限の個人情報をお預かりしているものでございます。また、入所時に面接させていただいており、有事の際の連絡先として、御両親やお近くにおられる御家族の方を記入していただいておりますので、何かあった場合には、そちらに御連絡してお迎えをお願いしておりますのでございます。

なお、仕事の都合上すぐにお迎えが難しい御家庭もございますので、その場合は、お迎えに来られるまでしっかりと園のほうでお預かりしているという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

それは、一般的に求められていることだと思いますが、日々やっぱり年月とか年月がたつと、状況が変わっていくというのが私の認識であるんですよね。

例えば、保育園に入所されたときには、まだ御両親いらっしゃったとか。家庭の中で、例えばひとり親になられたりとか、そういう日々家庭状況というのは変わっていくという感じで、私は思ってるんですけど、考えとるんですけど。例えば有事のときに、例えば10連休で保育園一斉休みますよという感じになりますよね。そのときに、いや、どうしても休めないんだという人たちがやっぱりいらっしゃると、私は思うんですよ。私自身がやっぱりそうだったので。で、そういうときの保育利

用者を個別に把握することをされたのかということをお聞きしたいんですけど。

先ほどの、あくまでもその入所申込時にそういう、例えばおじいちゃんおばあちゃんが近くにいらっしゃいますかとか、そういうところを求められたと思うんですけど。そのあと、実際に保育サービスを受けてられる方がそういう有事に直面されたときに、行政としてそういう方を把握してますかというところを求めています。いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

御家庭の状況は、確かに議員が言われますとおり、変わっていくというふうなのはあるかと思います。

それでありますので、もし家庭の状況で変化がございましたら、すぐに園のほうに言っていただく。また、子ども未来課のほうにお伝えいただければ、状況が変わったということは把握できると思います。ただ、その有事の際にお仕事を休めるか休めないかっていうところまでは、実際のところそのお話等はそこまでは聞いておりませんけども。

もしそのようなことがあれば、こちら子ども未来課、また園のほうに御相談いただければというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、有事の場合にそのような感じで、園若しくは行政のほうに話があった場合に、行政としてはどのように対応されるつもりですか。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

有事と申しますと、いろんなことがあるかとは思いますが。

で、個別にどういうふうにしていくっていうのは、ちょっとこの場では申し上げられないんですけど、その場その場でお話を聞きながら、どういうふうな対応が一番いいかっていうのを、保護者の方とお話していきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、先に質問した10連休ありましたよね。10連休保育園休みますというときに、

前もって質問を受けた場合、行政としてどのような対応ができますか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

先の31年3月、令和元年の6月に御質問いただいた部分だと思いますけども、園のほうに、まず10連休で休みますというふうなことでお話をして、保護者の方たちにもその旨の通知を差し上げておるところでございまして。前回もお話したかもしれませんが、そのときに休みで預かってほしいというふうなお話は、こちらのほうまでは聞いてなかったというふうなことがございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

前回も私のほうでこの場で質問投げましたが、私のほうは実際にそういう方からお話をいただいたんですね。その方は、先の議会質問でも伝えたように県外から来ましたと、御両親ともですね。で、近くに預ける方がいらっしゃらないということで、どうしたもんですかっていうところで、私も質問したんですね。で、そのときの答弁でも、行政若しくは園のほうに、そういう保護者からの話はなかったということなんです。で、話がなかったということでそれで終わりにするのか。若しくは、こうやってやっぱり困っている方がいらっしゃるということを前提に、やっぱり考えていく。それによってやっぱり動いていくっていうことが、やっぱり私は必要だと思うんですね。

これは、2番目にちょっと移らせていただきます。これはもう提案になります。

今回の新型コロナウイルス感染症、これで休園になりましたということで、これ先の先月の常任委員会でも、行政のほうからお話がありました。これは私も無理は言えませんので、致し方ないかなって感じは考えてます。ただ、内容的にやっぱりこれちょっと問題だなってというのは、前日に休園になりますとか。やっぱりそういう考える時間は、保護者に与えないということは、なかなかこれは行政としてやるべきじゃないと。やっぱり行政としてそういうことをやるのであれば、何かしらの代替措置をやっぱり用意しておかないといけないというふうに私は思うんです。私はやっぱりその立場であれば、例えば急に前日に明日休園になりますので、もう来ないでくださいと言われてたら、やはり慌てますよね。仕事はある、ただ子どもを預ける場所はない、というなりますよね。預けられる方はいいんですよ。ただ、預けられない方がやっぱりいらっしゃると思いますので、やっぱりそういう方たちのために、代替措置をやっぱり行政として用意するべきじゃないかなというふうに

私は思います。

で、これは提案になります。緊急時に、かすやこども館が今ありますよね。そのようなところに、臨時の保育受け入れサービスの設置を提案します。これは、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、これは2月8日の厚労省が発表してます。代替保育としてですね。これによると、保育園が休園したとき、他園や公民館を使って、そこで代替保育をしてくださいと。そのための財政的支援は、国のほうからやりますよ、というふうにこれ発表してます。ただ、私が言うのは、金をもらうからするということじゃなくて、前もってやっぱりそういう人がいらっしゃるということを前提に、やはり前日に休園ですよ、とかそういうことを言うのであれば、やはり行政として代替措置をやっぱり用意しておくということが、やっぱり私は必要と思うんですよ。

それに関しては、いろいろと行政は雇ってる、行政が採用されてる保育士さんとかいらっしゃると思いますので、もうこれは本当1日2日とかそういう短期間の話だと思いますので、そういうところをやっぱり考慮してかすやこども館というのがありますので、そういうところでやっぱり保育を受けられるような体制を作るべきじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

確かに議員が言われますとおり、代替保育っていうのは大切なものであると考えております。

で、緊急時のときに前日に保護者の方に言うと、確かにそのようにお仕事を休まねなくちゃいけないというふうなのはあると思います。ただ、そこであくまでも今粕屋町がやってるやり方といいますと、福岡県のほうの基準にのっとりまして、濃厚接触者に該当する可能性があるお子様のみを、園を休んでいただくというふうな対応をしておりますので、その方に該当しないお子様については、そのまま園のほうに来ていただいております。

で、こども館の利用というところでございますけども、こども館で利用するにあたって、やはり年齢に応じたトイレとか汚物を処分する専用の流しであったりとか、遊具であったりとか、その辺りが数多く必要になってきますけども、こども館2階にあります集いというのがあるんですけども、そこでも一部はそのような機能は備えておりますけども、少数人数というふうに形になってまいっております。

ですので全園休園というのになると、それはあくまでも、濃厚接触者に該当する

可能性があるお子様になったときだけになっております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今のは、あくまでもその新型コロナウイルス感染症っていうところに焦点を当てられてると思うんですよ。で、私が言うのは、先ほど言ったように新型コロナウイルス感染症、これに関するやつはもう、ある意味仕方ないと私も思ってますよ。そこまで無理は申しません。ただ全般的に有事、今サービス業がかなり多くなってます。サービス業というのは、もう年中無休体制で行政の方とか大企業の方とかがお休みになる土、日、週末。週末が、かき入れ時なんですよ。そういう時に休めないとかいう方たちがいらっしゃると思うんですよ。で、例えばゴールデンウィークとかやっぱり長期にわたる休みのときっていうのは、やっぱり企業としても休んでもらっちゃ困るとか。そういう体制でやっぱり企業も動いています。

サービス業は動いてますので、そういうときにやっぱり一例としては、10連休ありましたと。そういうときに、やっぱり困ってる方は何名かいらっしゃると思うんですよ。何名かのために、やっぱりそういう代替的な措置を構築してほしいなということ、私は質問してます。分かります。だから、新型コロナウイルス感染症云々の話じゃなくて、かすやこども館が今、受け入れ体制が今揃ってないみたいなことを言われましたが、そういうところではないんですよ、私が言うのは。まず、受け入れましようというところで、で、一つ一つ改善できるとこあればやってみましようというところをしていかないと、初めからすべてを受け入れ体制を完璧にした状態で、はい来てくださいだと、もう年数はかなりかかると思うんですよ。

だから、まずはこうやって受け入れますよと。そのあとに、一つ一つやっぱり課題を解決していくという方向でやっていただきたいなという提案です。

いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その有事の際っていうのは、逆に議員に質問したいんですが、個人の都合の有事の際ですよ。園の有事じゃないですよ。今質問してある要旨はですね。個人が、仕事が忙しくなったから、これは個人の都合で、日曜だけでも預けてほしいと、見てほしいという、そういった意味の有事ということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

いや有事というのは、あくまでももう保育園が、これは入所申し込み時に保育園は日曜は閉めますよと、祝祭日も閉めますよっていうか、もうアナウンスしてますよね。だから、例えば10連休で10連休の中には通常の土日、祝日以外の平日も入ってますよね。で、そういうときのためっていうことです。だから、個人の要望のために開けるということではなくて、あくまでも通常の土日、祝日以外で、保育園を閉めますよという感じでやった場合に、やはりどうしても休めないという方いらっしゃると思いますので。

そういうときに行政として対応したらいかがですか、というところの提案です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどの質問の中で、忙しいから何とか預けるところはない、親戚もいない。だから、そういった場所がないか、そういったことを提案されているというふうに、私は理解したんですよ。そういうことじゃないですか。10連休のは、例の昨年、先ほど課長が言いましたように、そういった要望はなかったということなんですけども、ちょっと若干、質問の趣旨が変わったような気がしますので、再確認します。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

質問の趣旨。すいません。受け取り方がちょっと、質問がちょっと悪かったんですよ。例えば10連休ありますよね。10連休の中には、土日とか普通の平日の祝日がありますよね。で、それ以外を10連休にしちゃったよというときに、これはもう、行政としてしてると思うんですよ。ただ、そういう前もって分かってる休み、保育園は休みですよ。祝日とか、日曜日、それ以外の曜日、曜日に対して、これは、行政として対応したらいかがですかというところ。分かりますかね。個人が、個人の、何ていうか個人が忙しいからとかいうそういう理由ではなくて、行政としてそういう休み、これ政府の方針だったんですよと先ほど言いましたけど。長く休みを取らして、経済政策で、経済を回していきましょうということで、休みになりましたという、そういう平日が休みになったというところの、行政としていかがですかというところの質問です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常にレアなといひましようか、稀有な状態だろうと思うんですよ、昨年あったことはですね。働き方も含めたところの経済対策だったろうと思いますが。

いや、有事とおっしゃるから私もちょっと。有事ていうのは、例えば戦争とか天災とか、自然災害、あるいは今回のコロナみたいな感染症あたりが有事と思うんですけども。もともと土日、保育園は土曜日開いてますけども、日曜日が休みの場合のことについては、もうこれは日本全国定着してますので、当然保護者のほうで考えていただいて、自分の仕事のスケジュールを考えていただけるものと。これはもう、常識的と言ったら語弊がありますけども、当然考えていただくべきものだろうと思います。

今、昨年みたいに経済対策を含めたところの、そういったことが今後もしあればそのときにまた考えていきたいと思いますが。昨年は、そういったことで何もなかったという子ども未来課長の答えでございましたが、今後もしそういうふうなことがあれば、ちょっと検討すべきことだろうとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

もう、ものすごくすみません。

前日も申しましたが当時は、近隣では古賀市。古賀市が臨時保育というのを、別途設けられたということをお話ししてます。そのときは3日間ぐらい、ちょっと今手元にデータはないですけど、5月の2日3日とか、3日間だけ保育園が全園休園じゃなくて3か所ぐらい、臨時的な保育をしますということでアナウンスされたという事案がありますので。前もってそういうのは構築、事案が発生してから動くというのはものすごく難しいので、こういう事案があったときにどう対処しようかというところの構築は、検討されるということでありましたので、そういうところをちょっと参考にされてください。

では続きまして、PTAの入会の意味確認及び会費の返金についてということで質問をします。昨年12月、これは北九州市教育委員会は、PTAは任意団体加入の団体であることを保護者に周知。全PTAに対し、入退会の意味を確認するよう求めたようです。この事案に関しましては、平成29年の3月議会、それから平成30年12月議会で、一般質問をしていますということです。教育委員会の対応として、以下の質問をします。

まず、PTAは、紙ベースで保護者の入会の意味を確認していますかということで、答弁をください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

入学式後の説明会とか PTA 総会時におきまして、PTA 活動について説明は行って、プリントで加入と協力をお願いしているというふうには聞いております。ただ、引き続き PTA の役割や活動について、親切丁寧な説明に意を尽くすよう、各校長にも先日改めて確認を行ったところです。

それで令和 5 年度までには、入会意思の確認方法についても、PTA 役員と協議を行いながら整備するように各校長先生のほうに要請を行っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今が令和 4 年度、令和 4 年度なんですかね、4 月からのですね。

ということは令和 5 年、1 年遅れでそういう対応を協議してくれということのお話でしょうか、確認です。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

そうです。5 年度までにということで、4 年度中に確認をとって 5 年度には始められるように、何とかそのように持っていくように、この前校長先生とは一応お話ししております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、PTA は、保護者・児童・生徒の個人情報をどのように入手、今までしていますか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

入手の方法は、一応 PTA 役員によりまして、入会時の説明会の際や転入されたときに、PTA に対する個人情報の取扱いについての文書を保護者にお配りして、保護者の承諾をとって入手しております。

また、学校からの情報提供が必要な場合においては、保護者の承認はもう必ずとっております。それで提供を行っているというふう聞いております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

この北九州市の教育委員会とPTAの本部役員、地域協、その北九州市のPTAの、地域、地域地域協議会ですよね。その中のやりとり、会議録が出てるんですけど、その中に学齢簿というのがありますよね。

その学齢簿に関しましては、行政が管理している住民基本台帳からとってるということでありましたが、それは粕屋町も同じでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

うちの報告は、学齢簿等とはっておりません。

そうですね、だからとりあえずあくまでも個人情報の取扱いについて、保護者の承諾をとって入手してますので、その学齢簿等でとってはいないですね。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

粕屋町個人情報保護条例というのがありますよね。その中で、目的の第1条の中に、これちょっと省略して言いますね。個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の収集、保管及び利用等による適切な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止などを求める権利を明らかにすることというふうにあります。町の実施機関というのは教育委員会、これは含まれてるといふうにこの第2条のほうに書かれてますが、学校のほうは実施機関という位置づけでしょうか。それとも、教育委員会の関連する下部組織みたいな感じでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず小学校の入学段階、それから中学校の入学段階については、おたくのお子さんはどここの小学校へ、誰さんはどここの中学校へ、校區別に入学通知というのを渡します。これは教育委員会の仕事になっております。それは住基からは出てきません。なので、これは町の個人情報。これは法的に担保されてるといふ言い方はおかしいのかもしれませんが、認められている私は個人情報の活用だろうと思ってま

す。それ以降につきましては、今度は学校側が保護者に家の場所とか、例えば家庭訪問するとき使いますが、それから住所とか、そういった家庭状況についてはこういった趣旨で使わせていただきます。または外に出す場合は、必ず承諾をとるよういたしますというようなことを書いた上で、そういった調査書は、学校がとりまです。それをまた PTA に以前は出していたんですが、今はもうそれはないように私は聞いておりますが、そういったふうにして、まず学校が第一次的に直接保護者から、入学後は情報をとっているかと思えます。

従って、学校の入学のときだけは教育委員会が絡みます。進級、卒業については、学校長がこれは決めることですので、教育委員会はそれを承認するだけになっておりますので。

入学のときだけこの個人情報、教育委員会が対応いたします。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

そうですね、北九州市と同じ学齢簿をとるのは住基、住民基本台帳からとってるということで、これは、先ほど同じということで確認はしました。その中で、昨年の6月、これは九州の大分市ですね、大分市の PTA に対してある保護者の方が、御自身のお子さんに関する情報を使わないでくださいということを依頼したにもかかわらず、その当 PTA の学校の校長先生がその個人情報を漏らしたということで、警察のほうに告発をされてるといふことの事案が発生しております。警察のほうも、検察庁のほうに書類送検したといふ事案が発生してますので。今、教育長の答弁では、今はそういうことはやってないといふことでありますので、それは改善されたのかなといふふうに考えております。

続きまして3番目、PTA は個人情報保護規程を作成していますかといふこと。

また、もし作成しているのであれば保護者への周知、それから公へのアナウンス、発信してますかといふことを質問します。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

各学校の PTA は、単独で個人情報保護規程を作成している学校は、今現在ございません。

ただし、やはり先ほどもちょっと情報提供の部分で触れましたけど、個人情報の取扱いには、十分今のところ配慮しながら運営を実施しております。で、この件に関しまして、先ほど言いましたが、令和5年度までには入会意思確認の方法と同

様に、PTAの役員と協議を行いながら整備していくように、それも各校長のほうに要請を行って、教育委員会と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、ちょっと話は変わります。

新型コロナウイルスの感染症の影響で2年間が過ぎました。PTA活動で行事の中止などが発生していると思われまます。会費の繰越金が発生していると思われまます、教育委員会として、PTAに対して返金などの対応に関するアドバイスを考えてありますかという質問です。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ちょっとPTA全般について今聞かれていますので。

まず北九州のその通知については、各小・中学校に通知をしとるんですよ。保護者に通知じゃないんですよ、教育委員会は。各学校にこれは任意団体ですよということを、しっかり説明しなさいという通知を各学校に出してるんです。

これは、私もそこまではできると思えますので。もともとPTAというのは、社会教育団体、公の指導が入らないとこっちゅうか、入ってはいけない部分があります。なので、今ずっと課長が答えましたし、私もシステムのことをちょっとお話ししましたが、これは調査をかけて私たちが把握したことです、指導しているわけではございません。

それで、令和5年に向けてということととにかく1年間、しないといけないというのは、ここ2、3年ずっと福永議員から私も2回ほどずっとこの話はされました、熊本の事案から始まってですね。それでずっと考えておりました。入会届、これをとるべきかとらないべきかとか。会費については、ある程度説明すれば、もうそこでとっていいのか。会費を払いますよという承諾は要らないのかとか。いろんなことを私も、教育新聞とかいろんな雑誌、教育雑誌とかを見ると、やはりこれは法的にはやっぱり負けると。あくまでも加入は任意だから。今、粕屋町がどういう状態かといいますと、本当に、ここはっきりいって5年ぐらい前からですが、校長先生方とPTAが毎年毎年、どういうふうに説明をして、どういうふうな活動を見直していくのか。そして、負担にならないようにするためにはどういうふうに今やっていくべきなのか。それは、家庭環境が核家族になっておったりとか、共稼ぎが多

いとか、若しくは成り手が不足してるからとか。だから今までどおりやるんか。やはりそこに改革が要るんじゃないかということで随分、各単Pが、やり方を変えてきております。私たちはそれを毎年把握はしてるんですが、町として統一っていうことは考えておりません。だから今、返金が云々というのは調査はしております。もしあれやったら、社会教育課のほうでまとめておりますので、そちらのほうで答えることは可能ですけども、これは一律返金せれとか、どうせれという指導は私たちはできません。ただ、今町と各PTAは、それぞれやっぱり入会方法とか、PTA会費を払ってもらうこととか、例えば今こうやって活動が少なくなると、少し徴収月を減らすのかとか、金額を減らすのかとか、そういった工夫は今してありますので。この1年間、そういった情報交換をしっかりとPTAでやっていただくという準備期間を、私とっていただきたいということで校長をお願いしてるだけです。

従って、結論は、来年入会を紙できちっととりますよという約束をここでしてるわけじゃないんです。ということをまず御理解いただいた上で、返金のこと若しくはPTA会費のことであれば、社会教育課長のほうに答えていただきますが、いかがいたしましょう。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

議員御指摘のように、新型コロナウイルス感染の影響で各小・中学校PTAにおける行事設定につきましては、各学校とも大きく影響を受けている状況です。

役員会や委員会で、各見直しを行いまして取組内容について、随時、運用修正を図っているということを知り及んでおります。特にPTA予算、先ほど繰越額の問題が出ましたけども、繰越額に対する会費の減額措置を実施している学校も、実際ございます。あるいは、児童・生徒に還元できる事業や物品の購入など、各学校のPTAで創意工夫されている状況で、各単位PTAの役員さん方もかなり意識して、予算の執行に努められているというふうに認識をしております。

で、二点目ですが、教育長と重なるようですが、繰越額についてのアドバイスというのは社会教育法第12条で、行政は社会教育団体の事業に干渉してはならないというふうに規定されておりますので、そこら辺で直接行政側がああしなさいこうしなさいというアドバイスは今のところは考えておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

議長もうあと10分ほどで、第3問の終わる。どうしますか。

◎議長（小池弘基君）

いや、それでしたら、続けても結構でございます。

◎ 11番（福永善之君）

では、第3問目の質問です。これは区費・組合費についてということです。

新型コロナウイルス感染症の影響で2年間、行政区の行事などが中止に追い込まれています。この事案は、令和3年6月議会で一般質問しており、再質問をします。

まず、6月議会の中で町長のほうから、まだ私の耳にはそういう声は届いてないということでありましたが、その後、町長の耳のほうにはこの事案に関連する声は届きましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

直接、私のほうにはありませんけども、所管のほうで把握しているものがござい
ますので、お答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

繰越金の発生につきましては、2年を超える長期に及ぶコロナ禍におきまして、議員おっしゃいますとおり、各行政区のほうで例年実施しております行事などが、実施できないということが発生をしております。

区長・組合長様におかれましては、日々、いろいろ苦心をされてある、工夫をされているという現状は把握をしております。非常に苦勞している姿が見えまして、私も頭が下がる思いで日々おるところでございます。行政として繰越金の発生にどういうふうに考えるかということでございますけれども、区費・組合費につきましてはそれぞれの区・組合で、自主運営をされております。行事の開催のみでなく、公民館ほかの、区で保有をされております施設や設備、これの維持管理ですとか、後々の大規模な支出に備えた積立て、こういったものにも充てられておると思いますので、各区でいくら繰越金が発生をしているのか、その有無ですとか多少については、情報としても入ってきておりません。

私どものほうでは把握をしていないところでございます。区・組合等の実情に応じまして、それぞれ適切に判断をされて管理をされているものと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

今の総務課長の答弁は、6月議会と同じだったということですね。行政は行政区の運営に関しては、タッチしないということだったと思います。

二番目の質問に移ります。これですね、第6波というふうに、2年間。今、新型コロナウイルス感染症の事案が発生して2年間たちまして、第6波。オミクロン株というふうに今言われてます。これが、いつ終息するのかっていうのは正直見えなところだと思います。来月終息するかもしれない。いやしないかもしれないというふうに、見えなところだと、長期化する恐れがあるというふうに私は考えています。

これはもう提案です。行政が行政区にタッチしないっていうのは、これは私も理解はしてます。自主運営に、行政が口出しするなっていうことは、私も理解はしますが、ただ、行政区としてもなかなか動きづらいつころだと、私はそれも理解しとるんですよ。なかなかそういうところを、行政区24区ありますので、その中で自分たちが率先して動くというところまでは、なかなか難しいのかなというふうには考えてます。ただ、そういう2年間行事等が中止に追い込まれて、やはり区費・組合費がそのまま使えなく繰越しされるという現実も、やっぱりそういうところに御不満お持ちの住民もいらっしゃるということは事実なんです。だから、やっぱりそういうところを加味されて、行政が行政区にタッチしないというところは分かりませんが、そういうところを加味されて、私は提案をしたいと思います。

2か月に1回役場のほうで、総務課と行政区長さんのほうで会議をされてますよね。で、やはりその会議の中でやっぱりそういう何ていうか、今現実にこういう区費・組合費の繰越しの問題が発生してますよ、というところの投げかけをしていただければ、その中でやっぱり話が大きくなって、いろいろなやっぱり意見が出てくると思うんですよ。そういう中で、みんなが同じ土俵の中で議論することによって、じゃ、そうだねっていう感じになれば、やっぱりそういう方向に行くとは思いますので。ならなければそれはならない。ただ、なる可能性が非常に高い。ただ、誰かが音頭をとらないと、なかなかそれは難しいと思うんですよ。

ただ、2か月に1回、役場と区長会を開催しておりますので、その中でそういう話を投げかける提案をされたらいかがかなというふうに考えてますが、いかがでしょう。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

行政区長会、議員言われております会の後に、職員のほうがあらかた出まして、総務課だけが事務局として入っている形で、独自区長会というものを開催しております。

これ行政区長さん同士が、うちの区でこういうところがちょっと困ってるんだけど、よそはどうしてるだろうかというようなこととかを話題として出されて、情報交換等をされたりとか、行政区長会内の決め事なんかをされている会でございます。そういった中で、区費・組合費とかにつきましても、困り事とか心配事があれば、それぞれ情報交換をされて、それをまた情報として判断をされるというところであるかと思えます。で、その中で、町のほうにどう思うとかっていう形でアドバイスを求められれば、町のほうとして、例えばよそにこういう事例がありますよとか、あるいは町としてはこういうふうな考え方があるんじゃないんでしょうかとかいう、アドバイスのほうはできるかと思えます。あまり積極的にこうしてくださいっていうことを言いますと、それがあくまでアドバイスであっても、やはり指導として受け取られかねませんので、それまた自治運営のほうに差し障りますので、支障がありますので、それはちょっと難しいかと思えますけれども。

お困り事がないですかとかいうような投げかけとか、そういう形で区長さんのほうに打診をしていくことは可能かなと思えますので、今後考えてみたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今の総務課長の答弁で、やり方で問題ないんじゃないですか。いいと思いますね。

で、一つ事例をちょっと上げさせていただきます。ある、粕屋町内。これは、マンションにお住まいの方なんですよね。高齢の女性の方から、私お電話をいただきました。その中で、いろいろと提案を受けました。その方は、私の6月のこの質問に関する一般質問を見られたんでしょうね。で、一般質問見られて、ホームページ、議会のホームページで、私の自宅の電話番号を入手されて、電話かけてこられたんでしょう。そういう方がいらっしゃいました。かなり長電話、1時間ぐらいですね、長電話でした。いろいろ提案をされました。福永さん、区長の人を議会に呼んでとか。そういう、いろいろ言われたんですけど、私はもうその説明をしました。私のやり方としては、私個人が区長さんをお願いしたらこれは議員からの、何ていうか、強要みたいな感じになるから私はそういう手法はしませんが、あくまでも公の場で、これは行政からそういう話をしてもらったほうが、私としては、私のやり方はそういうやり方です、という話をしました。その方自身は、それはおかしいんじゃない

ですか、議会、議員は町民の負託を受けて議場にいるんでしょうと。そういうことをやっぱり、参考人招致ですね、そういうことをしてくださいと言われたんですけど。いや、私自身のやり方は、行政の公の中で包み隠すことなくやっていく、そういうやり方をとらせていただきます、という感じで話をしました。で、最終的には納得されて、あと、町長のホームページもありますので、町長のホームページに町民からの声というところもありますので、そういうところからでもアクセスされて、御自身の声を伝えられる方法ありますよとか。そういうところも、いろいろ説明をさせていただきました。で、こうやってやっぱり、声というのはやっぱり行政のほうは、自分のところには直接ないとか、確かにないんでしょう。ただ、実際には声はあるという認識で、やっぱり考えていただきたいなというところがあります。敷居がかなり高いという感覚をお持ちの住民の方もいらっしゃいますので、行政に直接というよりも、やはりもうちょっと、何ていうか、行政よりも身近な議員さんみたいなところもあるかと思しますので、そういうルートも実際にあるよということを、私のほうから一つ事例を伝えさせていただきました。

では、私の一般質問終わります。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の「一般質問」を終結いたします。

本日は、4名をもって終了いたします。明日2日水曜日は、2名の一般質問を実施予定です。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時37分)

令和4年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年3月2日（水）

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月2日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 13番 本 田 芳 枝 議員

10番 議席番号 12番 久 我 純 治 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和

9番 川 口 晃

2番 田 代 勘

10番 田 川 正 治

3番 杉 野 公 彦

11番 福 永 善 之

4番 宮 崎 広 子

12番 久 我 純 治

5番 末 若 憲 治

13番 本 田 芳 枝

6番 井 上 正 宏

14番 山 脇 秀 隆

7番 案 浦 兼 敏

15番 安 藤 和 寿

8番 鞭 馬 直 澄

16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（10名）

町 長 箱 田 彰

副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長 西 村 久 朝

総 務 部 長 山 野 勝 寛

住民福祉部長 中小原 浩 臣

都市政策部長 山 本 浩

経営政策課長 今 泉 真 次

総合窓口課長 渋 田 香 奈 子

都市計画課長 田 代 久 嗣

学校教育課長 早 川 良 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

ロシアによる、ウクライナ侵攻が厳しさを増している状況の中で、国においても、福岡県においても、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久的平和を求める決議が採択されたことを受け、粕屋町議会も執行部と歩調を合わせ、早急に決議を提案する必要があると判断いたしましたので、4日の考案日をウクライナ侵攻に、ロシアに対して強く反対する決議を審議していただけるよう、本日の議会運営委員会に提案いたしたいと思っております。その結果が出ましたら、早急に皆さまに御連絡差し上げますが、4日の日、考案日ということで予定をされてある方もおられるかとは思いますが、しかし、こういった緊急な状況でございますので、曲げて調整をしていただくようお願いを申し上げます。あくまでも、やはり町執行部と歩調を合わせて、この件について対処したいと。また、時間がかかりましても閉会日ですと、もうその頃にどうなってるかが、先が見えない状況でもございますので、今、第一回目の停戦交渉が終わって、近いうちに再度二回目の停戦交渉が始まるかとしているこのタイミングにおいて、やはり絶対こういったものは起こしてはならないという強い決議を、やはり発信するという事は、議会としてのやはり必要を感じておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、現在福岡県にまん延防止等重点措置が発出されておりますので、感染拡大防止のため、町執行部への出席要請は、最小限にとどめておりますことを御了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく明確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声を出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って一般質問をいたします。

質問の内容は、粕屋町中期財政見通し、令和4年度の予算編成についてでございます。最初に、質問の趣旨、要旨を申し上げますが、令和3年11月下旬に粕屋町中期財政見通し、令和4年度～令和7年度がホームページに公表されました。令和4年8月には、粕屋町町長選が行われる予定です。今のこの時期に、中期見通しを発表、その上での令和4年度の予算編成をされたことは、町政の舵取りを長期的に行うという町長の強い姿勢のあらわれであると思ひ、お尋ねいたします。粕屋町中期財政見通しを公表されて、その流れの中での、正確には出発点としての令和4年度の予算編成も、11月24日に公表されております。

私は、今まで数回にわたって町長に予算編成について、一般質問で問うています。箱田町長が町長に就任された翌年2019年12月、そして2020年12月と、続けて翌年度の予算を編成されるにあたっての思いをお尋ねしてきました。その流れの中で、人口5万人のまちづくりをいかに進めるか。中長期財政計画による見通し。その展望に立った上での予算編成をされるよう、要望してきました。町長は、長期の計画を作るのは予測が難しく、5年規模で作りますと約束してくださっていました。そして今まさに、それが手元に、住民の皆さんへ公表されました。要望が実現できたのは、何よりうれしいですね。しかも、案浦議員の調査によると、中期の財政見通しを作成、公表している自治体は、ほとんどないようです。私は当たり前のことを要望していたつもりですが、自治体運営においては、こういう見地で物事を実行するのは大変なことなのだと、改めて実感した次第です。

私が議員としてこだわるのは結果ではなく、そのプロセスを大事にということ。たとえ施策的に誤り、失敗したとしても、過去からの計画、経過があれば、振り返ることができ、マイナスをプラスに、よりよい形で改善ができるのです。振り返る手立てがない状態で進めば、表面的にうまくいったとしても、いつか大きな落とし穴に出くわすでしょう。町長は答弁の中で、住民の皆さんが幸福感を味わえるまちづくりをしますと、何度も述べておられます。計画があり、それに沿ったまちづくりを経験できることは、多くの町民にとって、幸福感を味わえるまちづくりの一つと言えるのではないのでしょうか。

それでは、内容について話を進めます。

1、今回初めて中期計画を発表された町長の思いをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

本田議員の御質問に答弁する前に、冒頭、議長がおっしゃられました、今回のロシア軍によるウクライナ侵攻に対する決議。これにつきましては、粕屋町としては昭和63年8月7日に、非核・恒久平和都市宣言を行った、この平和を願う町として、その総意として、議会の方々と一緒に私自身も決議を、宣言をしたいという旨でお話もさせていただいております。今回、日程的にも早めて御協議をいただくということで、本当に感謝申し上げたいと思います。

それでは、御質問にお答えいたします。

今まさに、本田議員がおっしゃいました中期、中長期財政見通し。これにつきましては、確かにこれに取り掛かっている市町村は少のうございます。というのも、やはりこの、昨今の経済情勢、社会情勢が非常に変化が激しいと。1年先のことも変わるような時代もございます。そういった意味で、なかなか見通しを出すのは、出した時点ではいいんでしょうけど、変化する時点でなかなか修正が小回りの効かないという点もございますが、私はそういった失敗を恐れることなく、中長期財政見通し、これを作っております。

ただ、これはあくまで、粕屋町の将来の行く末を考えてのことでございますので、決して、私自身が長期に町政を担いたいということではございませんので、誤解なくお願いします。私自身は、やはり1期4年間の間で様々な掲げた公約について、誠心誠意、全力で取り掛かるという思いでございます。またこの4年間の間、以前の一般質問でもお答えしましたが、コロナ禍にあって2年間のコロナとの闘いに非常にそのエネルギーも財政的にも、様々なことを費やしております。そういった意味で、満足できる4年間、3年半ですけども、この期間ではなかったというふうに思いますが、そうは言っても精一杯、計画したことについてはやってきたという自負がございます。

残り半年間について、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

残り半年間を頑張るためにというか、それを充実させたいというおつもりで立てられたようなお話をされましたが、実は今からお話ししますが、この町財政に対する、あるいは町政全般に対する今までの流れ。そういった流れの中で、現在粕屋町がどういう状態にあるか。そして、今後、今まさに5万人のまちづくりで市制をどうするかという話がいろんな場所に出ていますが、粕屋町は今後どうあったらいいのか、そういうことを踏まえての中期の財政、まず財政が大事なので見通しを立てられたというふうに思います。その姿勢に、私は深く感銘を受けております。

確かに、町長あと半年しか今のこの任期はありませんが、その後、結果としてどうなるか分かりませんが、私たち議会も、それから町民全体も、この町の行く末をどうしたらいいのかっていうのを、常に考えないといけない時期に来ていると思います。実は、後で一番最後にお出ししようと思っていましたが、ある表を作りました。ごめん、いいかな。これはやっぱり見にくいですね。

昨日、古家議員がパンフレットを出しておられたので、色つきだから見やすいかなあと思ったんですけど。私は、結構統計が好きなんです。それで、これは平成6年から令和2年までの投資的経費、町債、公債費の推移を数字を出して、そしてグラフにいたしました。およそ28年間の流れです。私は、平成17年に町会議員になったと思うんですけど、16年17年前ですね。その前のことはよく分かりませんが、その前から粕屋町は、投資的経費をたくさん実は使って投資をしております。で、私は、自分が町会議員になったときは、借金がたくさんあってどうやって今後進んでいくだろうと、すごく悩み、そういう視点から一般質問をいたしました。ところが、28年たった今、令和2年はこの表で分かるように、当時は平成9年に61億の投資的経費を使っています。予算、これは決算ベースです。その当時の歳出歳入の数字は、たしか120億ぐらいだったと思います。だから、半分は、投資的経費に使っているんですよ。そんなことって大丈夫なのかなって思って、当然その公債費、借金を返済する費用がかかります。それで粕屋町は、長いこと、一番これが多い時期で、平成18年に16億か17億町債の返済、公債費があるんで、県から新たに債費を組む場合は、許可を必要としますというふうなお達しが来ているような状況でございましたが。

ところが、粕屋町は順調に返済をして、順調に健全財政を構築している状況が、今まさにそうなんです。だから私は、こういう展望のもとに議員も、それから町職員の皆さんも、町長もどうあったらいいかということのを常に考えながら、まちづくりを進めていったらいいなというふうに思っております。それで、今後のことですが、そしてもう一つ、最後にこれも。実は去年の3月に、数字で見る福岡都市圏の姿というのを都市圏、10市町村のデータ数ということで、福岡市広域都市圏行政推進協議会が発表しています。この中で、粕屋町が10市町村の中でどういう存在なのか。多分職員の皆さんは御存じの方も多と思うし、私もかすや通信で書きましたけど、粕屋町は常にトップなんです。3位以内にはほとんど入っています。人口の伸びも著しいし、財政力もあるし、それからいろんな意味で、粕屋町は将来が展望できる町、自治体ということになっています。そういうことを踏まえて、今後の長期展望を、中期か、を多分つくられたらと思うし、今のこの時期を、どうやって過ごしたらいいかということ、ちょっと、いろんな先、今までのことと

先のことを合わせて、考えられたのではないかと。

そういう意味で、課題はあると思うんですね。この中期の財政計画の見通しで、その課題っていうのを具体的にどういうことか、お尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、案浦議員にもお答えしておりますけども、その粕屋町公共施設等個別施設計画。この中であるように、今まさに本田議員が言われた、非常に投資的経費が大きかった頃の箱物、これが老朽化を今迎えてるんです。様々ございます。学校はもちろんでございますが、かすやドームあるいはそのサンレイクかすや等の大型の箱物について、非常に今後の修繕等の経費がかさんでいくということで、個別施設計画を立てて、大規模な営繕改修にこれからスタートするわけでございます。

そういった意味の普通建設事業費、この増加。そしてまた、それに伴う町債の発行額。この増加が、今後、公債費の増加を招いて、財政を圧迫するのではなかろうかという危惧はございます。これで、例えば単年で起債の発行が終わって、あとなければいいんですが、もう、矢継ぎ早に様々な施設の営繕改修がございまして、また、新たな住民のニーズにこたえるべき事業も、これから先どんどん出てまいります。

それが以前から私が言いますように、例えばカーボンニュートラルの関係の事業、あるいはデジタル化の事業等も、今までにないようなことも新たに加わってまいりますので、その意味ではこの公債費の伸びを真剣に考えながら、堅実なこの財政運営を行っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

まさにそのとおりだと思います。そういった中で、公債費が膨らむという中で、結局、個別施設計画に基づく改修事業とか、それから中央保育所の建て替え、それから朝日団地の建て替え、仲原川改修工事、それから長者原駅前整備事業、駕与丁公園整備事業、大隈西地区土地区画整理事業、清掃センター除去事業、それから学校関連の増改築、それから阿恵官衙遺跡の整備事業、こういうのをですね。それから、最後に庁舎ですね、空調改修事業、それから給食費公会計化など、ずっと上げられておられるんですね。なかなかこれを、公に挙げるということは、すごく勇気が要ることだと思います。でも、上げていただいて初めて町民は、こういう課題があってこういうのが先で必要なことなんだなっていうことが分かるし、職員の皆さ

人も、御自分の担当課でその内容があれば、何年か後にはこれが必ずある事業だから、それに対して情報を集めよう。あるいは、どうその費用を捻出しようかということを考えられるので、実にこれは公表されたっていうのは、とても粕屋町にとってはプラスになると私はにらんでいます。その中で、歳出抑制対策と歳入確保対策が述べておられますが、そのことについて、これは案浦議員がおっしゃったんですけど、歳出抑制対策では経常的経費の縮減。それから、事務事業の優先順位による負担の平準化。それから、事務事業の抜本的な見直し。経常的経費の場合は、入札を一般入札を考えられるような話で、これは清掃センターのことで、議会でも入札の在り方をみんなで勉強しようという流れがありますので、多分議会と一緒に進めていけば、随分違うのかなど。でも、課題も多いと思います。

それで、歳入対策ですが、結局減る抑制はなかなか難しいですね。今、総合計画で行政評価でいろいろしてるから、削られるところは削って、事業も縮小するところは縮小しているんですね。だから、しかも今後の投資もあるし、これを抑制するのは非常に難しいので、逆に歳入。歳入の確保対策が大事だろうと思います。その点でいくつか挙げておられますが、その点についてちょっとお話を申し上げたいけど、私が申し上げます。本当は町長に話してもらいたいけど、時間がないので。その中で、いくつか挙げられている点で、収納率の向上及び受益者負担の適正化というのを挙げておられるんです。ところが、先ほど示したこの数字で見る福岡都市圏の姿の中で、収納率はピカイチなんです粕屋町は。今後、今まで税金を納めてられなかった方が結構いらっしゃいましたので、その方たちの徴収で、結局財源は確保できた部分もありますが。結局ね、私これは予算ベースなんですけれども、令和3年度の予算から令和4年度の予算を見ますと、差額は5,250万円減ってるんです。来年の予算は、1,450万円、町税の収納課の予算。だから、この収納率向上させて、歳入を増やすということはとても難しい、そう思います。この点はまた後でお尋ねしますが、私はこの中で保有財産の有効活用、これは今後進められると思いますし、企業立地の推進、これも今、進めながら話をされていると思うんですけど。

私が重視するのは、最後の国・県の補助金。それと、それからもう一つは、町税増の手立て。私が国・県の補助金について一つの提案を申し上げたいのは、今回、国の予算の中で、公共施設の脱炭素化の取組みの推進っていうのがあります。で、結局新たに、公共施設等適正管理推進事業費における補助金が結構あるんですね。で、それが今年度から始まります。でも、これを手を挙げるには、やっぱり準備が必要と思うんですよ。で、粕屋町がこれを一応1,000億円、令和4年度から7年度、しかもうちは、まさに公共施設等の管理推進計画を進めようとしてるし、この中に、今後の事業の中にいくつもあります。だから、ひょっとしたら、そこをうまく計画

を立てて申請すれば、かなりの補助金が得られるかもしれない。そういうそのことを、是非、やってもらいたいというふうに思っています。それから、町税増の手立てというのは申し上げました。過去の町税が増えた時期が、平成30年度から令和元年、町民税は、64億4,240万から67億7,991万円、決算ベースで上がって、つまり3億3,751万円増えています。それから今年から来年にかけて、町税が64億から64億4,517万円から69億3,165万円に、今、予算も出てます。つまり、4億8,648万円増えるんです、予算ベースでね。それはどういうことかといいますと、景気が悪い悪いと言いつつ、思ったほど沈んでいない。それから、納税者が多くなって、引越して来られて、納税をする納税義務者が増えている。それから、固定資産税の評価替え。そういうことがあって、これだけ令和4年度は増額をするということがあるようですが、粕屋町は、非常に自治体としては住宅地で、今から若い家庭が入って来られる方が多いんですね。だから、単身者よりもそういう若い家庭が魅力を感じる町にすれば、なおさらそういう方が来てくださって町税が増えるという流れがつかめると思っています。それは、町長は今から、今までもされたし、幸福感を味わう町やまちづくり、そういうことにつながる。それを強化していただければ、ずいぶんこの吸引力があって、違うのではないかとこのように思っています。

もう一つ、町税の増額で、ふるさと納税。これが昨年の12月に4億8千万増やされていますね。だから予算として今回、7億2千万ぐらい予算を上げておられますが、そのうち保育所の建て替えに2億何千万かを使われるようにしておられます。これは、有効な使い方、町民の皆さんも大いに納得できるものと受け止められると思います。議会でも、このことは3年前から提言をしまっていました。

それで、抑制も大事ですけど、歳入を増やすというそういう手立てをもっともつと研究して、されたらどうかと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々なエールをいただいたと思います。

健全な財政運営というのは、何も使わなければ、確かに健全なんです。しかし、使わなければ、住民の方々、町民の方々の当然幸福度は上がらないし、住民ニーズに応えられないということがございます。従いまして、入ってくる歳入のお金をどんどん増やすことが、私自身の使命だろうと思っております。そういった意味で、今まさに言われたようにふるさと納税については、本当にこれ自主財源ですので、様々な方策。これは私自身も営業マンとしてなっておりますが、もう全職員が、いろんなそのふるさと産品を探しだして、粕屋町の売り物にしたいということで、今、各

部各課に指示をして、そういった模索を続けているところでございます。その一部成果があって、今年度3年度につきましては、非常に大きなふるさと納税の収入になったというふうに思っております。今後もこれは、止まることなく、どんどんその新たなふるさと産品を見つけていって、粕屋町の特色を出していきたいと思っております。

そしてまた、税収のことなんですけども、これは、粕屋町は恵まれていると思います。というのは、物流なんですね。流通業が、今回、コロナ禍にあって非常に例えば飲食店を代表するようなサービス業、あるいは、製造業については、非常に大打撃を受けております。その比率が粕屋町は非常に少ないと。物流が非常に多かったという点が、税収の減少の歯止めにもなったと。減少はしておりますけども、それは大きく減ることはなかったと。今後の伸びも期待できるものと思っております。ただ、物流ばかりでは、住民の方々の満足度は発展していかないと思いますので、やはり、住民の方々が誇れるような町にするためには、様々な企業の展開も行っていきたいと思っております。

今言われたようなカーボンニュートラルの関係の企業、これはこれから先の日本、そしてまたこの福岡、特に九州の福岡というのは非常に全国の中でも注目されているところでございます。労働力もあり、自然環境も、今災害がないという意味で自然環境もいい。そしてまた、アジアにも近いという点で、この ICT を含めたカーボンニュートラルの新たな企業にも、非常に展望が開けているまちと思います。これを、この福岡空港に最も近いこの粕屋町が、その指をくわえて待っているわけにはいかないということで、そういった関連の企業に対してのオファーといいたいでしょうか、私自身の営業活動も行っていきたいと思っております。

歳出につきましては先ほど言いますように、様々な個別施設計画に伴って、大規模な修繕、あるいは新たな学校の増築等もこれから先ありますので、それはそれで、どんどんその計画をしながら、歳入のほうの増額についても積極的にこれから図っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

未来を、輝かしい未来があるようですけども、でも実際過去を振り返って、現在様々な課題があると思います。その課題に直接向き合って、地道にその課題を解決しようとする姿勢が、今の箱田町長ではないか、町政ではないかというふうに私は思っています。

中央保育所の建て替えは、その一つですね。民営化問題で、これはもう平成18年

に、粕屋町の行財政改革大綱ができたときからの民営化の話があるんですね。で、いろんな問題がありました。それを今、解決をされようとなさっています。もちろん、かなりの町の財政を脅かす存在ではあるんですけどね。それから、私が感心するのは仲原川。これは、私西区に住んでいましたので、もう50年近く放ったままの状態だったように。去年ですかね、一昨年か、護岸が崩れたときに調査に行って、原課と色々な話をして、どうしてこうなんですかって言ったら、もうずっと手つかずの状態であったということを、町長は前向きに今年度からされています。それから、清掃センター。これも本当は、給食センターがある前にされる予定だったんですけど、私そうしてあったら、給食センターのあのような問題は起きなかったのではないかと思います。でも今回あえて、それに向き合っておられる。しかも、机上に載せて、計画の中にそれを着実に入れておられる。そういう姿勢は、本当に私のほうからもエールを送りたいし、まちづくりとしてこの流れを見極め進めていくのは、幸い私にはあと3年任期ございます。それで、皆さんと一緒に、これを見ていきながら、頑張って進めていけたらいいなというふうに今思っているところでございます。

それでは次にいきます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員、ちょっとあの換気5分ほど、換気のため暫時休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは暫時休憩といたします。

再開を9時55分、5分間でよろしいですか。ごめんなさい、ごめんなさいこっち、10時だから10分まで、あと5分ぐらいでよろしゅうございます。すみません。

10時10分まで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時10分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは2問目にまいります。ICT教育の学校現場での教育方針、それからGIGAスクール構想の進捗状況について教育長にお尋ねいたします。

ICT教育を促進することで、子どもたちは多くのことを学んでいます。私は、昨年の町会議員の選挙の際には、ICT教育の促進を公約の一つに掲げました。世界中の人々とつながり、特別に支援の必要な子ども、また、訳あって学校に行けない子

どもにも、学びを保障する体制を ICT 教育の促進によって作りたい。子ども一人一人に、学びの楽しさをとというふうに掲げております。GIGA スクール構想を文部科学省が掲げ、子ども一人一人のためにパソコンの端末、各学校にインターネット配信できるようにネットワークを構築する予算が提案されたのは、令和元年度、2019年の3月補正予算でした。しかし私は、そのときの補正予算に反対しました。GIGA スクール構想に対する、粕屋町でどのように取り組むのかの計画がないということが分かったからです。文部科学省は実態調査をした上で、平成30年度以降の学校における ICT 教育環境の整備方針についてを打ち出していました。それによると、新学習指導要領の実施に向けて ICT 環境の整備の必要性として、児童・生徒の情報活用の育成、それから各教科における ICT 活用についてなどの記載があったからです。

その後、令和2年の6月定例議会、臨時議会でも補正予算で提案された内容には、その計画がスケジュールとして提示されたので、それは主に環境設定が中心なんですけれども、賛成して現在に至っています。そして、昨年の令和3年3月定例議会には ICT 教育推進の中長期について、小学校低学年・中学年・高学年及び中学校での目標などを尋ねました。

それで今回、それぞれの一番と二番、質問項目の中で、小学校、低・中・高での目標達成に対する進捗状況、それから二番は中学校、それから三番は計画の内容、経過について保護者への周知はどのようにされているのか。それを受けて、各家庭の取組みはどうなんですかということ、まずお尋ねいたします。

それで一番から一応四番までお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まとめて、学校教育課長よりお答えをいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは一番から四番まで、回答のほうさせていただきます。

まず、進捗状況ですが、どの学年でも今基本的なスキルは向上しております、小学校の低学年では、タブレットの初歩的な操作方法は、もうほとんどの学校が習得しております。で、タブレットドリルの計算や漢字の読み書き等を今行っております。そしてあと中学年では、国語の、例えばローマ字の学習とあわせて、キーボードのタイピングや、調べ学習、あとドリル等の使用頻度が増えるだけ習得も速く

なっております。そして、高学年では、社会科や調べ学習、情報収集等を毎日1、2時間程度行っております。また、体育の授業を動画で撮影したり、あと図工の作品の撮影や外国語のスピーチ等の動画撮影等を、各学校で行っているというところがございます。

続きまして、中学校での目標達成の進捗状況ですが、小学校よりも発展的なICTを利用しての問題の解決、論理的な思考力を育成することを目指しております。具体的には、やはり毎日1、2時間程度タブレットで、先生と生徒のコミュニケーションツールを使って課題のプリントをしたり、あと、各班の交流をタブレットで行ったり、あと各自が、例えば作ってきたお弁当の何か献立等をタブレットに移したりして、見ているということでございます。あと、それを保護者に対する周知なんですけど、各学校でタブレットを持ち帰るときや、あと学級通信と学級だより、キッズメール等で、授業でタブレットをその活用を何時間しているとか、あと教科書、教科、今これをしてるっていう内容等を、保護者には通知をしております。

それで、あとタブレットを使って、家庭でのオンライン授業の状況はということですが、現在はタブレットで学校と家庭とのネットワークの構築ができるようになっております。それで、学級閉鎖等の際に、まず健康観察等は朝夕2回行っております。そしてまた、学習指導とか相談等にも対応できるようになって、オンライン授業ももちろん行っております。オンライン授業は、具体的には、オンラインで授業を先生が説明します。そしてそのあとに、課題をタブレットで集約をして、タブレットに打ち込んで回答。タブレットから打ち込んで回答したり、またそれに対してまたタブレットで質問をしたり、そういうのもしております。また、あと通常の授業の映像を、オンラインでライブ配信をしまして、例えば学級閉鎖のクラスがありましたら、そちらの児童へそれを見せることもできます。だから今そういうことを、各学校で行っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今言われた内容は、昨年、目標にこういうことをしますっておっしゃった内容をしていましてと言われただけなんです。はっきり言って。

私がしておられるだろうなと思って、進んでるかなあというふうに思っていたんですけど。2月10日ですかね、新聞記事があって、それは保護者からの新聞社への何かアンケート調査か何かで答えられたんだろうと思うんですけど、いかにもこう進んでないような、印象を与える記事が出ましてね。ちょっとがっかりしたんですよ。こんなはずはないと。私たち議会が聞いているのは、もっとちゃんと進んでいる

というふうに思っていたところがあるんですね。で、今それでこういう質問も用意したんですけど、今のお話では、非常にうまくいってるみたいなお話ですよ。ところが、各それ以降、私保護者のいろんな方とお話をしたら、やっぱり先生によって違ふと。それから、やっぱり不満を持っておられる保護者、それは他の自治体と比べてね。うちの町は、近くに非常にそういうことを熱心にする大きな自治体があるから、そこと比較して。でもそれは表面的ではないかと私は思っているんですけど。

比較して、あまりうちの町は、このことについては進んでいないような、そういう思いを持っておられる保護者の方が結構いらっしゃいます。だから私はあえてここで質問して、それで、学校で行われていることは、各学校の校長先生が中心になってされてると思うんですよ。どういうふうに進めていくか。で、校長先生からの内容を、教育長、協議会の皆さんと一緒に進められるのかなど。その辺がはっきりしないので何とも言えませんが、少なくとも、粕屋町では最低、すべての子どもはここまで行くと。今年度にはここまで行くと。そういう目標設定をして、それでそれが進んでないあるいはできてないところはなぜできてないのか。どういう教育委員会がサポートすればできるのか。

その辺をもう少し分析をして、進めてもらいたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。教育長。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校のICT化は、あくまでもこれは学習の手段であって、児童・生徒の学力向上、学校教育の魅力化、教職員の負担軽減が目的であり、ICT機器をいかに上手に、効果的に活用するかというのを、各学校で検討をしていただいております。

そして、更にタブレットというのは、私は常に申し上げてるんですが、教具というとらえ方をしておりますので、学びを保障し学びを止めないというのは文科省がよく言ってる言葉なんです。これについては学びのプラットフォーム、いわゆる、どこからでもクラウド上に、クラウドってお分かりですかね。つなぐことによって、自分の学びがそこでしやすくなるといいますかね。

従って、前回もそうだったんですけど、本田議員。何かこう、タブレットを使うと、授業と違ってものすごく何か特別なことができるようなイメージをとらえてあるんですけど、今やってる一斉授業の中でも、この瞬間に子どもたちが興味があるのを一気にネット上につないで、目の前の画面でカラーで、しかもまた動的に動いていう、そういったものが見えるということなんですよ。これによって一斉授

業と何が違うかっていうと、書くこと、白黒のプリントで勉強すること以外のビジュアル的な学習ができるっちゅうことなんですよね。だから、誰一人を取り残さないでっていうのは、一人一人の学び方を全部確保しながら、いろんな多様な学び方を保障して、それでいいんだよということを認めてますので、議員がおっしゃってるように、このラインまでこのラインまでというのは、はっきり言うてごさいません。先生方が今、子どもたちにとって必要な、こんな教材を与えたらいいな、こういう授業が一時間の中にできたらいいなということを日々研究していただいて、それを授業でやっていただいております。

従って、家庭でタブレットを使うことが目的ではないんです。それも一つの活用方法かもしれませんが、授業でこういったネット上でいろんなことを学びますよと。今までとは、教科書とか参考書だけの学びから、今度はリアルタイムで世界中のいろんなところから情報を持ってこれますよという、こういった世界が広がってます。

従って、今までのように答えありきの学習ではなくて、問いばかりの世界の中に自分がどんどん飛び込んでいくわけですね。これがいわゆる、前回御質問いただきましたように、主体的な学びなんです。それを私たちは、タブレットを通して、各授業でしていただいておりますので、私はそれを差と言われたら差かもしれませんが、私はそれは個性だというふうに考えております。

で、もう少しお話しさせていただくと、今回、タブレットを小学校一年生なんかを持って帰ったときに、親御さんからのコメントで何て書いてあるかという、子どもたちが、キーボードを打ちきってる。アルファベット打ちきってる。まだ、平仮名とか漢字も難しい漢字書けないのに、パスワードを入れているんですよ。これをさも当たり前のように、ば一つとやってる。すごいことだと。学校はこんな教育をやってくれたんだな。しかも持って帰ったことによって、体育の授業の動画が入っておったり、子どもたちが国語の時間に書いた作文を先生が添削したり、みんなの意見をそこで励ましのコメントがあったりするのが保存されてるわけです。フォルダの中に。それを親が見たときに、こんなことやっていただいているんだ、紙ファイルじゃなくて、こういうふうにタブレットの中に学習の跡がポートフォリオ的に保存されてるんだと。いいことやってるんだなと。そこで親御さんは本当に安心されました。

その次に親御さんが求められた言葉は何かっていうと、オンライン授業もいつかはやってくださいね、なんです。そんなに慌てられてる、私は意識はごさいません。今回、学級閉鎖もやりましたけど、せいぜい長くて土日挟んでも、6日間か7日間です。その間にそんなに授業が遅れてるかっていうと、先生たちは間に合いますというふうに返事が来ましたので、私は無理してやる必要はない。ただし、課題は与

えなさいと。そして、朝の画面上に全部の子どもの顔が映りますので、元気ですかというのを必ず確認をして、夕方もう一度熱を測ったのを教えなさいということで、2回つなげさせました。その間に、今日の宿題はどうだったんだ。いや誰さんはまだコメントまだ答えあげてないけど、今日6時までにはあげててねとか、そんな会話ができるわけです。だからそれをやっていただいたことに非常に感謝されてるところがありました。

場合によっては、文科省、県、いろんな動画がありますので、そのサイトも紹介をしています。それから2月のたしか11日だったかな新聞は、10日やったか、私も見ました。えっと思いましたけど、オンライン授業という言葉が私が学校現場で使わせてなかったの、ネットでミートだけする、ネットでやりとりするしか私言ってなかったから。オンライン授業というのは、普通の45分か50分の授業を先生が一人で喋って、みんなの顔があって、一人一人こうコンタクトをとりながらやるっていう何かそういったイメージを持たれてますけど、子どもの学びの学習というのはいろんなタイプがあるということで、私はもう少し、オンライン学習は広く取っていただくような啓発を今やってるところです。新聞の後じゃないですけど、ちょうどその時期に3連休だったんですが、3連休明けからのオンラインっっちゃうかネットについては、授業を2コマさせとこうかねっていう話をちょうどしていた矢先に新聞が出たもんだから、ちょっと先手をとられたなと思ったんですが。それがやっどできるようになりましたということ。今、どの家庭にも一旦、こういったタブレットをやってますというのは、紹介できておりますので、私はもう次のステップに入ってると思うところだろうと思います。

もう一つ、校長がやってるんじゃないやしません。ICT担当教員がおりますし、職員もICTの担当職員がおります。それからICT支援員というのを業者と皆さん方から御了解いただいておりますので、派遣をしていただいております。非常に評判がいいです。現場の先生たちも、子どもたちからも、専門の先生ということで。その外部ですよ。だからそれも継続してお願いをしております。そういった形で、先生たちとか子どもたちが、こういうことをやりたい、こういうふうにやりたいんだけどってなったとき、瞬時にそれが形となって、次の授業に活かされておりますので。

私はここで、ここまでこのラインまで来ました、次このラインまでっていうことじゃなくて、ものすごく今、全体的に上がっておりますということをお伝えしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

昨年も同じようなことを聞いて、私は感動して、さすが粕屋町、よくやってくださってると思っていました。そして父兄から、保護者から心配の声が上がってる時も、大丈夫よって。粕屋町は順調だし、それからよそからこられた先生方も、粕屋町は進んでるという評判を聞いていたので、大丈夫ですよっていうふうにお話をしていました。ところが今回、こういうことがあって、そのあと何人の方にもお話を聞いたら、うんって思うようなことが結構ありました。

それで、学校現場と家庭との差、家庭もいろいろありますよね。非常にそういうことに熱心で、私が一番最初に申し上げたのは担任の先生に聞いてくださいと。担任の先生とよく話をしてくださいっていうふうな話をして、納得された保護者の方もいらっしゃる。ただ、学年とかクラスによって差があるっていうのは、やっぱりよくないと思うので。私は教育委員会の最低限のあれは、ある程度のところまで、水準を同じように上げていくっていう、差があってはいけないと思うんですね。だからそれをお願いしています。

それともう一つ、GIGA スクールの目的は何でしょうかね。インターネットを使って、情報を自在に習得することは大事ですけど、その先はあると思うんですよ。そういうことに関しての教育委員会の姿勢、あるいは目標も私はお尋ねしたいんです。それが、やっぱり各学校の学科の内容とも連動していると思うし、文部科学省もそこは強く進めているんじゃないかと。そういう授業の中で今いろいろおっしゃっていましたが、子どもたちが情報を使ってどうするかというところの今後の方針。それはもう、一番最後の課題になりますね。そういうことも含めて、目標設定、それから現在こういう状態っていうふうな流れを私はお尋ねしたかったので、今回こういう質問を用意しました。

で、今のお答えの中に、ああ、なるほどな、大丈夫だなと思う部分と、えっと思う部分と二つあります。それで、それはもう今が終着点ではないのでね。今後、ずっと見ていきたいというふうに思っているところです。それともう一つ気になるのは、各学校の授業とかいろんな計画を、最終的には、校長先生が責任を持って進められるわけですよ。その計画のもとに、各支援員とかの方たちがいらっしゃるんじゃないかと思うけど。さっきの内容はちょっと違うような気がしたので、それも含めて後でお話ください。それで、時間があまりないので次行きます。

それで、何番やったかな。ここはとても大事なんですけど、令和3年度の教育の基本目標のレジリエンスを育むとは、というふうに書いています。私は、実は教育目標、令和3年度の粕屋町教育行政の目標と主要施策を毎年楽しみにして、その結果も公表してくださってるのを見ていますが、その最初のところに、レジリエンスという聞きなれない言葉があって、しかもこれは今回初めて入れてあるんですよ。

だからその背景をね、ちょっとお尋ねしたいなと思って。

これは今後の粕屋町の教育行政に大きく関わる問題ではないかなと、そういう意味もあって書いてあるんじゃないかなと思ったので、よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

このレジリエンスを育むという言葉ですけど、これはもうちょっとネットとか引いたら、もうそのレジリエンスとは何かということは、もちろん議員も御存じかと思えます。

レジリエンスとは、逆行や困難から立ち直る力のことを言う。そして、困難な状況に陥ったときに、自分を奮い立たせて断ち切れる力や意欲を育てること、というふうに記載しております。レジリエンスの意味は、これを例えば学校でどういうふうにそれを使うかということ、今このコロナ禍において、様々な行事とかを中止せざるを得なくなっております。そういう逆境というか、そういうときにインターネットやオンライン学習を取り入れて、今、その逆境、コロナ禍にそういう面を取り入れてやっているということや、あと、それによって児童が自ら学びや自ら考える力を育てている。で、その育てている力というのが、例えば、課題を児童が自分で、自ら課題を設定して情報を収集してそれを選択したり、分析集約をして発表とか、そういうふうな形でやっていること自体が、レジリエンスを育てていることの、そのインターネットを使ってはそれが一つだとは思っております。

それとあと、学校で児童・生徒が、主体的な活動の経験や友達や先生との関わりを通して、人間関係やあと受験期、今ですね。もういろんなストレスが溜まると思えます。それを克服するために、そういう意味でのレジリエンスの育成を、今学校では行っているんじゃないかなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

教育長にお尋ねしたいんです。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

このレジリエンスについては、今年の卒業式のときに私、告辞の中で入れた言葉でもあります。というのは、今、コロナもそうでしたけど、その前から、とにかく人間関係の希薄さ、それから子どもの弱さ、それから自殺等がちょっと増えてきて

るよとか、いろんなことで子どもの生きる力が少しずつ減退してるんじゃないかという、そういった見立てをちょっとしておいた部分があります。そういった中でいじめとか、不登校とかっていうもう数もまた増えてきておりますし、認知はするんだけどなかなか解決策のほうに手が向かない。やはりそこに復元力とか、回復力というのを、子どもたちにしっかり今のうちにつけておかないと、2030年問題とか、そういったふうに考えていくと、本当にこの子たちが大人になったときに、生き抜いていけるんだらうかと。そういったふうなことを考えたときに、今こそのレジリエンスという力をしっかり身につけさせてやりたいなど。

この根源は何かというと、自己肯定感のほうにつながると言われております。自分もやれるんだ、やってみよう。いや今きついんだけど、必ず嵐は過ぎ去って、新しい陽は昇ってくるはずだから、それまでにはもっと自分を今鍛えておこうとか。そういった思いが私あります。

従って、教育委員会もいろんなところから褒められることよりも、少しく、叱咤のほうが多ございます。もうちょっとこうならんかとか、それに負けずに、よしそれも取り入れながら次、一步前に踏み出そうと、そういった思いを込めて、昨年この施策の中に、しかも1ページのど真ん中にこの言葉を位置づけております。これは来年度もまた継続の方向で考えておりますので、いい言葉に目をつけていただいたなというのは、感謝申し上げたいと思っております。そういう意味でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私もほかのところでこの言葉を、それはデンマークの教育なんですけれども見つけたので、ここにもこれがあると思って、すごくうれしくなって。それで調べ始めたら、いろんなことが分かってきたという、そういう流れになっています。

粕屋町の教育委員会が、この言葉を取り上げ前面に出してこの教育行政の目標に掲げてくださったっていうのは、今後はすごく楽しみです。ハードの問題は割と、やりやすいですね。だけど、内面的なその教育のありようっていうのは非常に抽象的になるので、なかなか難しいところがありますけれども。こういう形でね、表明して下さってるっていうか、こういう視点で物事を進めていってるよっていうのを皆さんにお伝えされたのは、とてもよかったなあというふうに私は思っています。

それで、そういう意味も含めて、またその中にこのオンライン授業はどういうふうに今後、タブレットを子どもたちが持って進んでいくのかっていうのも兼ね合わせると、結局、教室で子どもたち、先生、あるいは家庭で親と子。で、それとは違

う世界、違うやり方で物事にアプローチできて、それから情報を取得でき、その中でいろんなことを学べる。そういったもう一つ別の場所が、私はパソコンをタブレットを使うことによって、タブレットと向き合うことによって、そういう場所ができるんじゃないかと。

私自身がそうなんです。実は、私が今議員をこうやってやれるのは、パソコンのおかげなんです。とても、無所属議員として、しかも主婦としてね、してきたので、社会的な経験何もないんですよ。そういった中で、自分が皆さんと共にこういうお話をしながら進めていくっていうのは、やっぱりパソコンを通じていろんな情報を自分が取得して、うちの町に照らし合わせて、これがどうなのかっていうのを、常に考えて学んでいるので、今私。だから一番、私ができなかったし、いや、できないことを人に尋ねるのは、本当に嫌なんです。向こうも教えてくれない、簡単に。前言ったじゃないとかね。もうそういうオーラがあるんですよ。だから、そういう中をね、もうこれは必要だからってまず子どもからそうですね、お母さん前言ったでしょみたいな。夫もそうですとかいって、今後ろにいるかもしれないけど。もう本当に聞くっていうのは大変なんだけど、聞くことによって、でもめげなかったですね。それはやっぱり自分の中にレジリエンスという、そういうあるいは自己肯定感が中にね、私が育つ環境の中にあったのかなって、すごく今思っているところで。だから、多くの皆さんに、だからスマホ教室も開いてくださいっていう話もしていましたけども、世界が広がる。いろんなところが、今ウクライナの問題でちょっと大変なこともありますけど、目の前のことがすべてではないということ、多くの方に分かっていただけのような、今後進め方ができたらいいなと思って、子どもたちのことに関して教育委員会でいろいろお願いしていることがあります。

それで、先ほどの続きになりますが、今はまだ目標達成までいかないし、もちろんいくはずもないんですけど。

それで、今後の課題も含めて最後のね、令和4年度の重点目標というところを、教育長に是非お願いしたいんですが。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

次年度の目標については、今策定中でございますので柱だけ申し上げますと、昨年度を継承しながら、更に徹底をやっていこうというところでございます。

今、GIGA スクールって何なのかとか、何が違うんだとか、いろいろさっきその前の質問があつて後で聞きます、ということだったので答えさせていただきますが、GIGA っていうのは、グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォー オ

ールというこの略でありまして、何度も言うておりますけども、情報活用能力、Society5.0の社会を今から迎えると言われております。これはどういうことかという、新スマート社会と言われるような形で、Societyの1.0というのは狩猟。狩猟の世界なんですね。それから、2期が2.0というのは農耕。その次が工業。そして情報化。そして今度は、新スマート社会ということでIoTという形で、人が動かずものが動くという形。

これはもう議員も、たくさん本を読んでおられますので私はここで言うまでもないと思うんですが、新潮社のスマホ脳という本があります。この中に、先史時代、昔の時代と現代の違いということで、非常に分かりやすい説明がございますので、四つ五つだけ紹介をして、こういうふうな世界だから子どもたちが大変な世界に生きてますよと。だから情報をしっかり選択しながら、人とコミュニケーションをとる時には論理的な思考で、きちっと根拠を言いながら、自分はこう思うという自己表現しきらんといかんのだという、そういう力をつけてやりたいと思います。

じゃあ、どんな社会が今来ようとしてるのか、来ているのかということ、昔は50から150人程度の集団で生活をしていたが、今は地球上の多くが都市で生活をしているということ。それから、当時は常に移動し住居も簡素であったが、今は同じ場所で何十年、何百年も同じところに住んでいると。それから、当時は生涯出会う人の人類の数は200人、多くても1,000人程度であったが、今は大体自分と同じような人間ばかり、当時はだったということで。今はもう世界中誰とでも、ネットを通して会えますよと。

私一番びっくりしたのは、当時は積極的に体を動かして食べ物を探さなければ餓死する可能性があった。今は食糧を手に入れるために、一步も動くことなく注文すれば玄関に届く。こんな社会なんですね。だったら、子どもが全部その便利さに負けていいのかと。そうすると引きこもっていいのかっていう。

だからそこで、やはり少々きつい思いをしても、やはり耐えていく力も一方ではいる。しかし、耐えきれない子どもたちには手を差し伸べるということも大事だということを、やはり学校教育は私は必要だろうと思う。だから対面を私は今後も大事にしていきたいと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ありがとうございます。まだ続きがありそうなので、それは次の議会あるいは9月議会で、少しずつお話をしていけたらと思います。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

(13番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

それでしたら、次の一般質問の準備のために暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号12番、久我純治議員。

(12番 久我純治君 登壇)

◎12番（久我純治君）

議席番号12番、久我純治。通告書に従いまして質問いたします。

まず、マイナンバーカードについて。それと、第一種低層住宅専用地域についてにします。行政の人は、またかって言われるかもしれませんが、私はこの町にサラリーマン辞めてきて、約50年になります。そして46年間は牛乳屋をやりました。今の飲食店も41年間やっております。また、太鼓のほうも今年の9月でもう18年になります。とにかく、いろいろなことについて、継続することが私の力と思っております。今、太鼓の子どもたちがよく言うことですが、続けることと工夫することを身につけるって言っています。練習をすればいいんですけど、方針は、いまだにずっと18年間言っております。だから私にそれに沿って、私も、しつこいようですが同じような質問をしております。

まず、マイナンバーカードについて。

令和元年9月定例会で質問した、粕屋町の令和元年7月末の現在のマイナンバーカードの交付枚数は4,952枚で、人口比で10.39%でした。国も、取得率を高めるために、最初の頃は取得する人に5千円のポイントを付与。最近では、最大2万円分のクーポンというような話になっております。その結果で、取得率は大幅に上がっているそうです。

2022年2月15日の西日本新聞についていたものですが、若者にマイナカードを、福岡市、抽せんで商品券を贈るとの見出しです。コロナ禍に、福岡市は、新年度から若い世代のマイナンバーカード取得率アップを目指し、19から22歳の1,000人を対象に、5千円分の商品券を抽せんで贈ったり、公民館など出向いて申請をサポートしたりするなど、マイナンバーカードの普及促進策に力を入れる。総務省によると、20から24歳のカードの交付率は、今年度1月1日現在で37.7%。15歳から19歳

では、32.9%で、若い世代の取得率の低さが指摘されている。市によると、商品券の贈呈は、取得したカードが必要な電子申請システムを活用する仕組みとし、マイナンバーカードを使って得られる利便性を体験してもらおう、と市の担当は言う。商品券贈呈を含めた番号制度対応経費として、新年度、一般会計当初予算案に7億4,867万円を計上。昨年4月以降、公民館や商業施設などで約700回実施してきた申請出張サポートについては、2倍以上に拡充する予定。新型コロナウイルスワクチン接種会場である中央埠頭クルーズセンター、博多区や中央体育館、中央区などの各区の会場でも実施する。市のカード取得率は昨年12月末現在で52.7%という。

この結果から質問していきます。現在の粕屋町のマイナンバーカードの取得率は、何%ですか。

よろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

洪田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（波田香奈子君）

お答えいたします。取得率ということなので、全住民の何%の方がマイナンバーカードを所有しているかということになると思います。

で、こちら令和4年の2月15日現在で、2万551人の方が所有しており、人口比42.2%です。で、質問のところに、令和元年の9月で、交付率を聞きましたっていうことが書いてあるんですけど、こちらの交付率っていうのが、現在全国で比較できる共通の指標となっておりますので、交付率もお答えします。令和4年2月1日現在で、交付枚数2万1,141枚で、交付率が43.8%。県内60市町村中14位で、全国平均の41.8%を上回っている状況です。

そして、先ほど新聞で申請率、申し訳ないです、取得率。福岡市さんの取得率が52.7%ということで新聞に載っているということをおっしゃられて。これ結構高い数字でって思ったんですけど、これは、福岡市さんに確認しましたら、申請率の誤りみたいで。申請率というのが、カードを取りに来られてない方、受け取りに来られてない方とかも含んで、全体の申請率で52.7%っていう数字で新聞に掲載されているようなんですね。で、ちなみにこの申請率なんですけど、粕屋町では2月1日現在の数字で51%になります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

今、訂正されたように、私はこの新聞を読んだだけですから。

内容的には、私もよく分かりませんでしたけど2問目に移ります。

粕屋町の70歳以上の人数とマイナンバーカードの取得率は。なぜといたしますと最近、将来高齢者の5人に1人に痴呆か認知症になるというような報道をよく耳にします。私の周りにも、だいぶ進んできておりますし、暗記するのは難しくなるからです。

まず、お答えをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

粕屋町の70歳以上の方の人数とマイナンバーカードの取得率ですね。これも令和4年2月15日現在の数字でお答えします。

70歳以上の人口が6,603人に対しまして、マイナンバーカードを所有している方が2,679人で、取得率は40.6%です。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

ありがとうございます。では3問目に移ります。

保険証として利用できるのはいつからか。また、未取得者の保険証の別発行はあるのか。今、テレビでコマーシャルの中で、女性の人たちが保険証としても使えるようなコマーシャルがあります。また現在、私の知っている病院に行くと、まだマイナンバーカードについては触れていませんし、また、当病院では使っていませんというような表示があります。

保険証は、個人個人が必ず必要なものですから、一番心配になっておりますので、是非お願いします。

◎議長（小池弘基君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、令和3年10月から始まっております。

利用には、オンライン資格確認というのが必要になりまして、情報を読み込むためのカードリーダーっていうのが、機関に必要になります。で、そちらを備えて運用を開始している医療機関や薬局は、全国的にも、まだ1割程度でありまして、粕屋町では2月20日の時点で、町内の8か所ほどの医療機関や薬局等が利用可能とな

っているようです。こちらは今後徐々に拡大されていく見込み、全国的にです。

また、健康保険証につきましては、今までと同じようにそれぞれの保険者から被保険者の皆さまに発行されておまして、保険証での受診は可能です。

今のところ保険証がなくなることはないと思われまます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

一番私が心配するのは、保険証の問題なんですよ。今言ったように、マイナンバーを取得するのが100%になるようなことは、私はないと思うんですよ。そしていうように、今暗記、結局、ナンバーの4桁でも暗記する人少ないんですよ、歳とったら、どうしても。あれ2回打ち込むと銀行のキャッシュカードでもそうですけど、アウトになりますよね。だからもう年寄りにはこのマイナンバーカードっちゃうのは私はもう前から言ってるけど、本当に必要やろうかと思って、ずっと思うんですけどね。国としての政策でしょうから、しょうがないと思うんですが。まだまだ、どうか年寄りの人に考えてほしいと私は思っております。

では4番目、現在利用されているふれあいカードはどうなるのか。マイナンバーカードに切替えれば、現在の機械は対応できなくなると思いますが、マイナンバーカードの専用の機械になれば、カードのない人たちは困ります。

まず、どんなふうなやり方になるのか、説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

今、ふれあいカードが、ふれあいカードのことからちょっと御説明しますが、ふれあいカードは印鑑登録証でもありますので、お持ちの方は大切に保管していただく必要があります。

そのふれあいカードに、暗証番号を設定されている方が、現在、役場の正面玄関の証明書自動交付機で住民票等の証明書を取得することができます。ただこちらが、令和5年12月末までで自動交付機の機器の使用期限が満了しますので、それ以降が使えなくなりますので、今マイナンバーカードのほうで出せるっていうのは、証明書コンビニ交付のことになるんですけど、そちらのほうへの移行を進めているところではあります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

そうすると、粕屋町の窓口にある分はずっとあるんですか。コンビニ対応と言われたけど、なくなるんでしょ、要するに。そしたらその持たん人はどこに行ったらいいんですか。

結局今、印鑑証明書のあれは大切にとってくださいと言われるけど。

◎議長（小池弘基君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

自動交付っていう意味では、自動交付機が使えなくなるので、マイナンバーカードを使って、コンビニが町内にもありますけど、そちらのほうでの取得が可能になります。で、ふれあいカードはそのまま印鑑登録証なので、そのままお持ちいただいてももちろん窓口での発行が可能です。

◎議長（小池弘基君）

窓口での発行ができますという答弁でしたけど、久我議員。

◎12番（久我純治君）

要するに年配の人には、今言うようにマイナンバーカードがいかに便利かちゅうのはよく分かってないんですよね。言葉では分かってるようですけど。ここに今からまた言いますけどね、結局、横文字の言葉でパパパって言われると、お年寄りの人は分からんこと多いんですよ、内容が。マイナポイントとか、ポイントカードとか言われる言葉自体が、年寄りの人知らんことが多いんですよね。

だから今言うように、自動交付機でなくなりますよ、窓口はいいですよ、大切にしてくださいと言われるけど、それをもって使うんですか、窓口でも。

自動交付機のカード。

◎議長（小池弘基君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

印鑑登録をされた方っていうのは、必ず印鑑登録証っていうのを持ってあって、そちらがないと印鑑証明書が発行できないんですね。そちらのカードが今ふれあいカードっていうもので、そのカードに暗証番号を設定することが、以前ちょっとできてたんですけど、その期間の作られた方っていうのが正面玄関の自動交付機が使えるっていうことになっているので、印鑑登録証としてはもう持っていておかないといけないっていうことをちょっと申し上げました。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

その旨伝えます。

では5番目の、マイナンバーカードの取得率を高めるため、粕屋町独自で何か取組みを考えているのか。

福岡市みたいにカードの取得率を高く上げるために、高額の予算案を出しておられるように、粕屋町では何か対策を考えておられるのか。ということをお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

現状の取組みも併せて、ちょっとお答えさせていただきます。

マイナンバーカードを利用して先ほどから申し上げているコンビニ交付、証明書コンビニ交付、こちらを導入して3年になりますけど、順調に発行数を伸ばしております。こちらのほうがコンビニ交付のほうが、手数料が窓口正面玄関の自動交付機より、一通50円安い設定としております。で、庁舎ロビーのほうに、令和2年10月からマイナンバーカードの交付とか申請に特化したマイナンバーカードブース、そちらを設置しまして、機器を増設しまして、発行体制を整えまして、それによって、お待たせ時間とかも短縮ができるようになります。交付率が伸びてきました。昨今ですね。併せて、カードの受け取りに関しましては、御本人の確認のため、一度御来庁いただく必要がありますので、土日の休日開庁や、平日の夜間の窓口を開設して、受け取りがしやすいように配慮しております。それに加えて、申請の機会を増やす取組みとしまして、12月の補正予算で導入しましたマイナアシスト、これマイナアシストっていうオンラインの申請補助端末、機械になるんですけど、こちらが端末1台でQRコードの読み取りから顔写真の撮影、申請内容の確認やオンライン申請までの、ワンストップでサポートできるようになってまして、所要時間も3分の1ぐらいに減らせるっていう、そういう機器なんですけど、そちらを利用して、イベント等へ出張申請等も今後は検討していきたいと思っております。

なお、交付率が飛躍的に上がっている自治体の取組みとしましては、先ほど新聞の記事のことをおっしゃられてましたが、商品券を贈呈するなどのインセンティブ、作ったらこういう特典がありますみたいな、実施している傾向があります。こちらには予算を必要としますので、財源の確保ができれば、町独自のインセンティブということも検討していくことも考えられると思います。今後です。

で、先ほどからそして言われてます高齢者の方っていうのが、デジタル技術の活用

に不安を抱いてあると思います。で、高齢者の方等にもその恩恵を受けて、利便性を感じていただけるようなサポートを行うことも、町の役割の一つじゃないかと思っております。町長が施政方針で述べましたように、粕屋町におきましても、予算の議決をいただきましたら、デジタル活用支援としまして、来年度から、役場ロビーにおいて、週1回のスマホ相談窓口等を開設しまして、専門家によるサポートを始めることを計画しています。スマホとかマイナポイント、デジタル技術が難しいという感じてある方々に、実現しましたら是非利用していただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

今言ったように高齢者の人は、言葉自体がよう分からんとですね、この書いてあるマイナポイントとか、マイナカードとか。だから、これ任意任意でおっしゃる割には、国としても上げるために、結局いろんな方策で、最初は5千円やったのが、今2万円。ある人によってはこの2万円、現金でもらえると思ってるんですよ。若い人もそうなんですよね。だから内容的に分からんで、2万円がひとり歩きしてるみたいなんで、私の周りでは。だからこの前高校生が言ってきた、おっしゃんって。何ねって言ったら、今もうよりもう一時したほうがいいんじゃないかって。何でって言ったら、前は5千円やったけど今度は2万円になったろうがって。もう少ししたら上がるっちゃんないというけん、それは分からんと言うたけど。

要するにそんなふうに最初は5千円やったのが、今度は2万円のマイナポイントとかいうように、国がやるから。どこまでが任意か私もよう分からんけど、ただ、今言ったように、どんどんどんどん痴呆の人が増えてるんですよ。今言ったように、認証するためには本人が来て、受け取らないかんとおっしゃるけど、そのお年寄り自体が、言って言葉悪いけどぼけたり、痴呆になったりしとるから、だから心配なんですよね。そのために、本当に金を使ってやるのかなと思ったりもするし、国の政策やから、町としてもしょうがないことかもしれんけど。

本当にこれ、どのくらいのメリットが町としてはあると思われます。町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

突然メリットと言われてましても、国の施策でありますけどもこれは、国の施策だけじゃないですよ。全世界の施策なんです、実は。

デジタル社会の到来、これはもう逃げようがないというよりも避けようがないこととございます。特に今回のコロナの関係では非接触、要するに人と人が接触しないことが、その感染を防止する一つのこととございます。

従って、デジタルで、キャッシュカードと同じですよね。交付機で、様々なコンビニのほうに行って、どこでも24時間やっていますので、役場の開庁に関係なく人と接せずに、マイナンバーカードでその印鑑証明なり、納税証明あたりもすべて取れるというような社会の実現を目指しているということです。これは、様々な行政サービスが、どんどんどんどん変わっていくと思われまます。

従いまして、行政としては、これは高齢者も含めた様々な住民の方に、そういったサービスを享受できるような啓発、そしてまた、先ほど渋田課長が言いましたように、スマホ教室で分かりやすく丁寧に、我々も誠心誠意、高齢者の方には御説明、そしてまた、そのスマホの使い方についてマスターしていただけるようなことも、本当に、これから先も粘り強く行ってまいりたいと思います。これはもう、避けて通れないという部分とございます。

確かに、議員おっしゃるように、認知症にかかれた方については、なかなかその取得そのものよりも、利用ができないということがございます。これは、その御家族、その関係の方々でそれをフォローしていただくような必要もございますが、今後そういった新たな局面を迎えるとは思いますが。

今はまさに、マイナンバーカードの取得率を高める。これがまず大前提でございますので、御理解をよろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

さっき小学校・中学校は、タブレット一人ずつ交付してあって、一からずっと教えてありますよね。そんなふうにやはり手取り足取りせんと、年寄り言葉自体がよう分からんとです、今言ったように。横文字が苦手なんです、年寄りは。簡単に横文字にすれば済むことが、日本語で言うてないから、テレビの中でもそうなんです、よく言われるのが。言いよう言葉が分からんというんです。早くて、横文字で言うから、簡単で。このマイナポイントとかいうのもよう分かっとらんし。

だからやっぱ手取り足取りって言わっしゃったように、やはり早く、そんなふうな体制をとって、マイナポイントの取得率が高くなるように、私自身は、年寄りには勧めないんですが、町としてはそんなふうな体制で早くやってほしいと思っております。

では、2問目に移ります。2問目、第一種低層住宅専用地域について。

粕屋町は、第一種低層住宅専用地域の中に、建ぺい率容積が、40分の60と50分の80の2種類があり、この2種類の統一化について、都市計画マスタープランの中で検討すると、令和元年9月定例会での答弁でした。当時、議会を傍聴した人や、議会だよりを見た人たちは大変喜んでおられましたし、今も大いに期待しておられます。なぜ、過去形を使ったかといいますと、私の知人で、この3年間の間に3人が亡くなりました。死亡されない2人は、あとは今認知症で施設の中に入っておられます。そして家は建っております。私としてはこの件については、10数年になりますが、さっき言ったように継続して言わんと、進まんから私ずっと言ってます。

都市計画マスタープランに入れて欲しかったと、今になって思いますが、この建ぺい率、容積率の40分の60が50分の80には、いつになるのですか、という質問です。よろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず都市計画の決定、あるいは変更の際には、将来のまちづくりの指針であり、都市計画マスタープランに沿って進めていくこととなっております。

昨年度、令和2年12月に策定しました都市計画マスタープランの中では、第一種低層住居専用地域の建ぺい率並びに容積率は、町内に2種類の規制があるため地域の特性や公平性、将来の土地利用にあたっての柔軟性などを配慮し、規制の統一化を検討します、と都市計画マスタープランの中に位置付けをしております。で、規制の統一化につきましては、都市計画を変更する都市計画法の法定手続きというところを行ふこととなります。この手続きの前には、福岡県との事前協議が必要となります。この県との事前協議では、都市計画マスタープランに沿った内容であることはもちろんのこと、変更を行う理由や必要性などを問われ、それに基づきます根拠資料などの提出が求められてくることになります。

現在、この県との事前協議を実施中のごさいまして、資料の作成を進めているところであり、県との協議が整えば、都市計画法の法定手続に入ることができます。この法定手続には、概ね1年程度必要になるものと考えられます。

以上のごさいます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

今みんな御承知のように、粕屋町っちゅうのは土地の上昇ですよ、ものすごいですよ。だから言うんですよ。早くやっばこれをしてもらいたいし、前もって

こんなふうでできるんやったら、さっき言ったように、やっぱり10数年前から取組んで欲しかったんですよ。しつこいほど言ってますけど、ただこれでやっぱ言うように、悩む人が多いんですよ今。もう内容的なこと何回も言ってますから言いませんけど、とにかく一日も早く協議して、これを実施できるようなことを進めていきたいと思う、進められたいと願っております。

この前、私も現場に、現場ていうかそのお宅の都市計画のにいったら、今やっと、市内のほうでその話ついたらというようなことを、市内っちゅうが課内で言われてましたけど。もう少しスピードがあってできんのかなと、私期待しとったんですよ。だから、今言ったように、実際今3人も私の友達死んで家もなくなりましたし、今現在あるところも誰も住んでおりません。ただ、売ろうには安いんですよ。ただ、土地は高いんです、周りは。だから一日も早く、やはりこれを解決してできることですから、是非お願いしたい。町長にもお願いします。これまでの返事は、町長たちも、もうこれ以上言うなっていわっしゃあから言わんつもりだったんですよ。ところがもうこんなふうで、私の周りがもう実際、死人まで出てるんですよ、もう何人も。そしてその子どもたちから相談あるけど、私もどうしようもないんですよこれは。だから言うように、家をバラして安く売るか、そのまま売るから、なお安くなってるとですよ。だから、なおさらほったらかした家も今、友達とこ2軒空いてますけど、そんなふうで、状況ですから、一日も早く県との協議をやってもらって、やはり粕屋町の土地ていうのは限られてますよね、14平方キロちゅうて。どんどん田んぼは減ってますよ。だから前から言うように、前からおる人も、是非助けてやってほしいという、私の質問です。

もうこれ以上言うと、もう言うことないんですけど、もう町長たちもよく分かっ
とるっておっしゃりたいでしょうけど、とにかくよろしくお願いします。

これで私の質問、いいです。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ですから、去年策定した都市計画マスタープランに、こういった見直しをするというふうにならってるんですよ。やっと、私のときにできたというふうに、これ評価していただきたいと思います。で、その県との事前協議も、これはもう既に始めております。

従いまして、あと県との事前協議、これはもう粕屋町の思いどおりには、なかなかいかない部分がございます。これは、議員がよく御存じのことと思いますが、県との事前協議が整えば、一年間の様々な手続きを経て、実現するんじゃないだろうか

と、私もそれは期待しておるところでございます。
よろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

本当ですよ。今までの行政、町長たちも大概私も言ってきたんですけど全然進まんやったですね。初めてそんなふうな返事もらって、今ここまで進んだっちゃんことを今日お聞きして、本当に私も心強く思っておりますし、是非一日も早く実施日が来るようお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

（12番 久我純治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

以上で、3日間にわたりました「一般質問」は全部終了いたしました。

また先ほど、ロシア軍による即時の攻撃停止と、完全撤退を強く求める決議については、4日の考案日に本会議を開いたらといった発言をしておりましたが、明日の朝というか、最初に本会議を開いて、それから後、各常任委員会の審査をしていただくということも、これから。午後っていうかこれから議会運営委員会で、その件につきまして審議していただいて、決定いたしましたら皆さまに連絡を差し上げますので、明日の朝から本会議ということもあり得るということを、御連絡を差し上げます。

本日は、これにて散会といたします。

（散会 午前11時22分）

令和4年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（本 会 議）

令和4年3月3日（木）

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和4年3月3日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. （追加）決議の上程
- 第2. （追加）決議に対する質疑
- 第3. （追加）討論
- 第4. （追加）採決

2. 出席議員（16名）

1番	古 家 昌 和	9番	川 口 晃
2番	田 代 勘	10番	田 川 正 治
3番	杉 野 公 彦	11番	福 永 善 之
4番	宮 崎 広 子	12番	久 我 純 治
5番	末 若 憲 治	13番	本 田 芳 枝
6番	井 上 正 宏	14番	山 脇 秀 隆
7番	案 浦 兼 敏	15番	安 藤 和 寿
8番	鞭 馬 直 澄	16番	小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（0名）

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は、「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」について議題とする会議を急ぎよ開催することになり、慎重な審議をよろしく願いいたします。

なお、本日追加の議事日程内容は、議会のみに関係する案件でございますので、町執行部の出席要請は行っておりませんので、御了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

本日、決議第1号が提出されましたので、日程を変更し、議事日程第5号を第6号とし、新たな議事日程第5号、追加日程第1、「決議の上程」を議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第1、「決議の上程」を議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

決議第1号、「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」、提出者に趣旨説明を求めます。

提出者を代表し、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

改めましておはようございます。

決議第1号、「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を提出いたします。

粕屋町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり、決議案を提出するものであります。令和4年3月3日提出、粕屋町議会議長小池弘基様。提出者、粕屋町議会議員、山脇秀隆。同、田川正治。

理由につきまして、ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、武力行使の即時停

止と、軍の完全撤退を求め、恒久平和を実現するため、決議するものであります。
以上。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2。「決議に対する質疑」ですが、この案件はこの後開催の議員全員協議会において、改めて協議の場を持ちたいと考えておりますが、今この場で質疑があるという方がいらっしゃいましたら、質疑をお受けいたしますが。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようでしたら、ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時34分)

(再開 午前9時55分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

これより、決議第1号。「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を議題といたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3。決議第1号の「討論」に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私は一般質問の冒頭で、私の過去の経験から発言をさせていただきましたが、やはり戦争というのは、家族も含めて、ちりじりばらばらになるし、建物も被害を受けるし、国土全体が破れていってしまいます。

国山河、杜甫の詩があったですね確か。有名な詩がありますけど、こういう悲惨なことを起こすことは許されるものじゃないということで、この宣言に、決議に賛成いたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第4．これより、決議第1号を採決いたします。

本決議を、原案どおり可決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、決議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

ここで、議会を代表し、議長をして、「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議文」を読み上げます。

ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

ロシアは、2月24日早朝（現地時間）、ウクライナへの侵略を開始し、軍事攻撃により、子どもを含む民間人の犠牲者も多数出ている。

また、プーチン大統領は、核兵器の使用もちらつかせており、唯一の戦争被爆国の国民（議会）として断じて容認できない発言である。

このように、力を背景として一方的に現状を変更しようとする軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性への侵害であり、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて許されない。

よって、本町議会は、ロシア軍による即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるとともに、日本政府においては、ウクライナの在留邦人の安全確保に全力を尽くし、国際社会と連携し、制裁措置を含む厳格な対応を行うよう求めるものである。

以上、決議する。令和4年3月3日、粕屋町議会。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（閉会 午前9時59分）

令和4年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和4年3月18日（金）

令和4年第1回粕屋町議会定例会会議録（第6号）

令和4年3月18日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. （追加）議案等の上程
- 第2. （追加）議案等に対する質疑
- 第3. （追加）議案等の委員会付託
- 第4. 委員長報告
- 第5. 委員長報告に対する質疑
- 第6. 討論
- 第7. 採決
- 第8. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
住民福祉部長	中小原 浩 臣	都市政策部長	山 本 浩
総 務 課 長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税 務 課 長	吉 村 健 二	収 納 課 主 幹	岡 野 哲 枝
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
子ども未来課長	神 近 秀 敏	介護福祉課主幹	筒 井 薫
健康づくり課長	古 賀 みづほ	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課係長	世 利 幸 範
上下水道課長	松 本 義 隆	会 計 課 長	藤 川 真 美
学校教育課長	早 川 良 一	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会が閉会を迎えます。福岡県に対して発出されておりました、まん延防止等重点措置が3月6日で解除されましたが、粕屋町におきましては、保育所や幼稚園を中心にまだまだコロナウイルス感染者が多い状況ですが、昨日、小学校の卒業式が行われております。3回目のワクチン接種が順調に進んでおり、1日でも早く新型コロナウイルス感染症が終息し、平穏な生活が戻りますことを期待いたします。また、世界では、ロシア軍によるウクライナ侵攻が激しさを増している中、世界中のたくさんの人々より人道支援の輪が広まってきております。日本でも、受け入れを含む支援が広まってきております。さて、部課長8名の方が、今月末をもちまして退職により、最後の定例会となります。長い間お疲れさまでした。

現在、福岡県に出されておりました、まん延防止等重点措置が解除されておりますので、町執行部への出席要請は、特別職と部課長全員の出席を要請を行っております。町執行部の安松道路環境整備課長、石川介護福祉課長及び臼井収納課長から、体調不良、身内の御不幸等のため欠席届が提出されており、代わって世利係長、筒井主幹及び岡野主幹が出席されておりますことを申し添えておきます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

本日、町長から追加議案が4件提出されました。

これを議題とし、追加議事日程表のとおり、日程に追加したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第1。「議案等の上程」として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第1。「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました議案等は4件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

改めまして、おはようございます。

議員の皆さまにおかれましては、連日の御審議、本当にありがとうございます。

一昨日、宮城県福島県沖で、非常に大きな地震が発生しました。これは、震度6という最近ではないような震度でございましたが、交通インフラを初めとして、多大なる被害が出ておるようでございます。今更ながら、この災害はいつどこに起こるか分からない。そういった防災体制を築いていく必要があると、心に記したものでございます。

今後とも防災行政に関して、御協力をよろしくお願い申し上げます。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、追加で提案させていただきます議案4件について、上程並びに提案理由を御説明申し上げます。

議案第25号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正法案が国会の衆議院におきまして、令和4年3月10日に可決しましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の改正の概要といたしましては、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.45月分から4.30月分へ0.15月分の引下げ改定を行うものでございます。また、既に支給しております昨年12月ボーナス引下げ相当額は、本年6月ボーナスで減額調整するものでございます。

続いて、議案第26号と議案第27号は、期末手当に関する同じ内容の改正でございますので、一括して提案をさせていただきます。

議案第26号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第27号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第25号と同様、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を、年間3.35月分から3.25月分へ、0.10月分の引下げ改定を行うものでございます。また、既に支給しております、昨年12月ボーナス引下げ相当額は、本年6月ボーナスで減額調整するものでございます。

最後に、議案第28号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

会計年度任用職員の期末手当について、一般職の職員に準じて、人事院勧告に基づく改定を行うものでございます。改正の概要としましては、期末手当の支給月数を年間2.55月分から2.4月分へ0.15月分の引下げ改定を行うものでございます。会計年度任用職員については、雇用している方への影響の公平性を図るため、人事院勧告に基づく改定は、翌年度の4月1日から適用するよう規定しており、減額調整はございません。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

賞与について6月で調整するとされますけども、例えば3月に辞められる方はどういう形、措置になるか、ちょっと確認したいと思いますが。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。はい。堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

3月退職されます方は、その調整をする6月の手当がそもそもございませんので、調整はされないという形になります。

◎議長（小池弘基君）

よろしいですか、案浦議員。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

ほかに、質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3。「議案等の委員会付託について」をお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第25号、26号及び議案第28号につきましては、付託表のとおり、総務建設常任委員会に、また、議案第27号につきましては、付託表のとおり、議会運営委員会に付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第25号、26号及び議案第28号につきましては、付託表のとおり総務建設常任委員会に、また議案第27号につきましては、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

それではただ今から、追加議案の審査を行いますので、暫時休憩といたします。

（休憩 午前9時39分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

ただ今、審査を行いました追加議案の討論及び採決は、後ほど行います。

◎議長（小池弘基君）

議案第3号、「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、除斥になりますので、西村久朝教育長の退席を求めます。

（教育長 西村久朝君 退場）

◎議長（小池弘基君）

本件に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第3号、「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

現在、粕屋町教育委員会教育長をしていただいております西村久朝氏の任期が、本年3月31日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。

長年、教職に奉職され、また、教育長として2期6年の実績。そして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている学校からも、厚い信頼を寄せられている方です。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

（11番 福永善之君 退場）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

では、もう一度よろしいですか。

（賛成者投票）

（11番 福永善之君 入場）

◎議長（小池弘基君）

今のは全員賛成であります。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

退席でございましたので、採決にはここにおられなかったということでございますので。その中で、採決を行われた後に入ってこられましたので。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

2度ほどしたタイミングだと思います。

それでは、もう一度採決をとりたいと思います。

それではこの議案、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（11番 福永善之君 退場）

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

つかない、つきました。賛成、全員賛成であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

ここで除斥を解き、西村教育長の入場を求めます。

(教育長 西村久朝君 入場)

(11番 福永善之君 入場)

◎議長（小池弘基君）

教育委員会教育長の任命同意につきましては、御本人が議場内にいらっしゃいますので、同意したことを西村久朝氏に告知いたします。

申し合わせ事項により、再任された西村教育長に御挨拶をお願いいたしたいと思っております。

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

失礼いたします。ただ今、本議会の議案第3号、「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」、議会より同意の議決をいただき、ありがとうございました。

これまで6年、粕屋町の教育委員の皆さんや、教育委員会事務局である学校教育課、社会教育課、学校給食調理場の協力と御支援をいただきました。このような中、議員の皆さまには、教育行政に対しての予算や教育施策について、これまで議会の議決をいただき、無事、推進をできました。この間、熊本地震をはじめ、大雨の自然災害、学童期の児童・生徒数の増加や、特別支援が必要な子どもたちへの支援のため特別支援の学級の増加など、小・中学校とも校舎の増築や改築を、そして何より、現在もなお終息が見られない、新型コロナウイルス感染症の猛威に日々、学校や社会教育施設と連携して、想定されるリスクの予防策、いわゆるクライシスマネジメントを、町長の助言をいただきながら行ってまいりました。

今後もまだまだ、学校の増改築や、新型コロナウイルス感染症の対策、学校給食調理場も早5年が過ぎ、今後、保守や管理・運営についても、関係者との密な協議が必要になってくると思われまます。しかし、これまでも、これからも、不易と流行を町民の方々の目線で判断し、これまでの各事業を継続しながら、Society5.0の社会を生き抜く子どもたちの健全な育成、安心して学べる学校や地域の環境づくりに邁進したいと思います。特にアフターコロナ・ウィズコロナ社会を想定し、学校教育においては、GIGAスクール構想を一層積極的に推進すると共に、児童・生徒の主体的な学びを確立していきたいと思っております。そして社会教育においては、現在、不寛容な社会と言われる中で、町民の皆さんが文化・芸術、スポーツを通して、以前のように心身の健康づくりに取り組めますよう、社会教育施設の長寿命化の推進や、町の行事の充実を図ってまいりたいと思っております。

そのいずれの施策においても、以前のような枠組みでどんな成果を期待しながら

ら、どう行動すべきかといったことを重視してきましたが、これからのアフターコロナ社会を迎えるにあたり、自己認識をリフレーミングしながら、このことはどこで役立つのか。どこで機能するのか。また、そのことはどんな意味があるのか。どんなプラスの価値があるのかといった認識のフレームを変えていきたいと思えます。

私自身の生き方や職務をリフレーミングし、これまでのコロナ感染への不安や感染対策での逆境や挫折を自分を成長させる糧とし、粕屋町の教育行政の大きな枠組みの中で、いろんな立場で多面的な見方、考え方でリフレーミングしていきたいと思えます。

最後に、粕屋町教育指針であります「育てよう、心豊かな粕屋の子ども」の実現のため、議員の皆さまには、今後とも粕屋町の教育行政に対し、御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単措辞でございますが、挨拶にかえさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

議案第4号、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第4号、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

平成19年4月より、粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって任期満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。

議員からの質疑においては、昭和20年生まれで77歳ぐらいになられる。15年間、当町の固定資産評価審査委員として活躍されてきたことは分かるが、歳をとると、新しいものになかなかついていけないということが世間一般的な見方である。この方は会社を経営されているが、今もこれは継続しているのかという問いに対し、実際まだ実務にも携わられておられるという答弁でございました。また、向野氏以外に、粕屋町固定資産評価審査委員会委員の方も70代であり、同じぐらいの年齢だと、辞める時期も同時期になる可能性もあることも考えられる、多様性のある選任

を行ったほうがよいのではないかという意見もございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第5号、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号、「粕屋町個人情報保護条例及び粕屋町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、議案第7号、「記号式投票に関する条例を廃止する条例について」、以上3件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第5号、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号、「粕屋町個人情報保護条例及び粕屋町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、議案第7号、「記号式投票に関する条例を廃止する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まず議案第5号、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

昨年8月10日に人事院が行った、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で明らかにされた、国家公務員に係る、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、令和4年4月1日施行予定の事項である、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の規定を整備するものです。

例えば正職が育児休業で休み、そこに非常勤が入った。その方が、今度育児休業というパターンもあると思うが、そのような場合も、その方の給与が保障されるということかという質疑に対し、会計年度職員については、今まで産前産後休暇は無給ということになっていたが、今年1月1日から規則が国のほうで変わったので、町でも規則を改正して、産前産後休暇は有給になっている。育児休業については、職員もだが給料は出ず手当、正職であれば共済組合のほうから育児休業手当金が出る。会計年度職員であれば、協会けんぽ、ハローワーク等での雇用保険など、入っている方の保険のほうで対応になる旨の答弁がありました。

この非常勤職員というのは、常勤的な勤務をする方と、週に2、3回勤務もあるが、そういう方も押しなべて同じように取り扱うのか。もう一点は、勤務環境の整備に関するところの一番目、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認というのはどういうことなのか。具体的に説明を求める質疑もございました。それに対し、個別の周知については、妊娠・出産されることが把握できた時点で、制度や条件を個別に該当者に説明して、理解をいただくということを総務課からプッシュ型で行うという内容である。また、育児休業の取得要件は、週3日以上勤務の方が対象である旨の答弁がありました。総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第6号、「粕屋町個人情報保護条例及び粕屋町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されます。それに伴い、当該法律の規定を引用する粕屋町の関係例規について必要な改正を行うものです。

こちらのほうは、大きな意見はございませんで、総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第7号、「記号式投票に関する条例を廃止する条例について」でご

ざいます。

粕屋町では、町長選挙において、公職選挙法第46条の2の規定に基づき、記号式投票を採用しております。この記号式投票とは、当日の投票所で行う投票において、あらかじめ候補者名が印刷された投票用紙の選挙人が、丸の記号を表す印を押すことで、投票用紙の記載を行うものです。この投票方法を、ほかの選挙と同様に自書式投票とするため、この条例を廃止するものです。

委員会の審査において、粕屋町では町長選挙のみ適用しているということだが、不在者投票や期日前投票は、記名式で行っているのかという質疑に対し、公職選挙法上でも定めがあり、議員と首長の選挙でしか使えない。町議会議員選挙については、人数が多くなるので小さい用紙の中に候補者すべての氏名を印刷し、マークをつけるほうが難しいということもあります。このことから、現状町長選しか使っていない。また、期日前・不在者投票に使えないということで公職選挙法に定めているので、当日の投票にしか使えないという旨の答弁がありました。また、粕屋町は投票率が悪いこともあり、有権者の方が投票しやすい環境を作ることも必要である旨の意見も出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括番号順に行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に対する反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第8号、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第8号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国保の財政運営の責任主体である、県から示された令和4年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うと共に、未就学児に係る均等割額の減額について、所要の規定を整備するものでございます。

議案の付託を受けました、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。令和2年度に税率を据え置いたため赤字が増大し、更に今年度の単年度収支が4千万円弱の赤字となっている状況から、令和4年度の収支の改善のため保険税の引き上げが提案されました。負担の先送りをすれば、国保の被保険者数が減少傾向にあり、後の世代の被保険者一人当たりの保険税が増えていくことになるため、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり賛成多数で可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第8号、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対討論を行います。

4年前の2018年から、国民健康保険制度が福岡県に単位化されて以来、毎年国が都道府県に対して標準保険料率を示し、福岡県から市町村に標準保険料率が提示され、それをもとに市町村は保険料を決めています。これまで粕屋町は、一般会計より繰入れて保険税の負担を軽減するために、一般会計からの繰入れを行い、保険税の値上げを抑えることができていました。しかし、4年前、国民健康保険制度が、福岡県単位化の制度になって以来、先ほども述べましたように、標準保険料率が毎年町に提示され、提示されたものをもとに保険税を設定していくことになり、高く標準保険料率より設定していくことが増えて値上げにつながっています。今年度はこのようなことで粕屋町の保険税は、福岡県が提示する標準保険料率を大きく上回り、医療分や介護分、後期高齢者分のすべての保険料率が高くなりました、なりません。

福岡県が示した標準保険料率は、前年度に比べ一人当たり調定額が3,618円ということが提示されましたけど、粕屋町の保険税の改定額は、それを上回る一人当たり調定額が6,408円の値上げということになります。更に、保険税を据置きした2年前、昨年と今年までの比較を見ると区分別に大幅な値上げになります。所得割では医療分が0.84%、支援分は0.46%、介護分は0.51%の値上げです。均等割では一人当たり医療分が4千円、介護分は千円の値上がりになります。平等割で言えば、医療分が千円、支援分千円、介護分千円です。このような条例の改正をもとに、35歳夫婦で1人働きの家庭、子ども二人、所得202万の場合、2万3,200円の値上がりになります。保険税で32万500円になります。所得の2か月分が、約2か月分が、この保険税に充てることになることになります。その結果、今年度はこれまで糟屋地区でも保険税は低かったのですが、この2年間で、糟屋地区で今年度の料金改定、保険税改定になれば、二番目に高い保険税になります。昨年度、粕屋町以外の町は保険税を据置きました。粕屋町は、その前の年に保険税を据置きましたけど、保険税の値上げ幅は、粕屋町よりも低く抑えられております。このようなことで、町の国保運営委員会においても、賛成が5人、反対が4人と意見が分かれるという状況になっております。

私は現在、福岡県単位化により国民健康保険制度は、大きな欠陥があると考えております。しかしコロナ禍のもとで、2年連続値上げによる国民健康保険加入者世帯への保険税の負担を増やす条例改正に反対をいたします。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私はこの議案に、賛成の立場で討論に参加します。

私自身、国民健康保険に加入しているので、値上げは心情的には困りますが、驚いたのはその累積赤字です。値上げすべきときに値上げをしなかったために、結局そのしわ寄せが加入者に寄せられ、今その累積赤字がそのままになっているのです。値上げをしなければ、今年度は4千万円弱の赤字を背負ってのスタートになっていきます。私個人の話になりますが、今、私は高齢の母を介護しながら暮らしています。ここ数年、何度も病院のお世話になっています。けれども、滞ることなく医療が受けられ命を守っていただいています。誰もが差別なく、安心して治療が受けられる国民皆保険制度は、守らなければなりません。

本題にまた戻りますが、今粕屋町で国保に加入している人は減りつつあり、これからまた急速に高齢化社会に入り、国保に入っている若い世代の方々に、この累積赤字を背負わせないようにしなければならないと思っています。今回の値上げの中にも、所得に応じた値上げ率、所得割があり、また、周辺の町ともそう大きな差があるわけではありません。

行政は、計画を持ってこつこつと赤字をなくしていき、令和7年には赤字がなくなるという見通しです。そのために、値上げをせざるを得ないということで私は、この改正する条例に賛成いたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案に、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第9号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第9号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,250万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を200億970万円とするものです。公共施設整備基金に3億26万8千円、減債基金に2億4万2千円、財政調整基金に4億7,628万5千円を積立てを行うもの。また、執行額の確定や執行見込み、決算見込みによる額の変更が主なものです。

また、審査の中におきまして、全体的に人件費の減額が見受けられ、各課人員の確保に苦慮されているのが伺える。粕屋町のみならず、人材不足が問題となっている現在において、庁舎内一丸となり人材確保に知恵を出し合い、取り組んでほしい旨の意見もありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

本案は、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第10号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第11号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第12号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上特別会計3件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第10号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第11号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第12号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告をさせていただきます。

まず、議案第10号、「粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

歳入に関しては、国庫支出金を296万4千円、繰入金金を51万3千円増額し、収支の均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を880万6千円減額するものです。一方、歳出に関しては、保健事業費489万9千円、総務費43万円を減額するもので、主な理由は、特定健診委託料において一般会計より支出した分の執行残見込みによるものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第11号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万1千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を5億6,068万2千円とするものです。歳入に関しては、返納金を108万2千円増額、繰入金を202万3千円減額し、歳出に関しては、繰出金を108万2千円増額、後期高齢者医療広域連合給付金を202万3千円減額するもので、基盤安定負担金の額確定によるものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第12号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,197万円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億1,280万円とするものです。歳入の主なもの、国庫支出金830万円、支払基金交付金を577万円、繰入金を2,398万7千円減額し、財産収入を23万6千円増額するものです。一方、歳出に関しては、総務費を990万円、諸支出金を304万円、地域支援事業費を2,903万円減額するものです。人員の欠員や実績、実績見込みによる減額が主なものです。次に介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ547万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,033万1千円とするものです。歳入は、サービス収入を219万4千円、繰入金を327万6千円減額し、歳出は総務費を497万円、サービス事業費を50万円減額するものです。こちらも会計年度任用職員の欠員や実績見込みによる減額が主なものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案3件につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員による審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に関する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第13号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第14号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上事業会計2件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第13号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第14号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告をさせていただきます。

まず、議案第13号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございますが、補正の内容は、予定しておりました施設の改良工事1件において、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事に必要な資材の供給が見込めないため減工したもので、資本的支出の建設改良費を880万円減額し、7億5,517万円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第14号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、一般会計繰入金の各項目での増減がございました。収益的収入につきまして、2,060万5千円を増額、12億6,622万3千円とし、資本的収入につきましては、60万5千円減額し7億5,709万6千円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これらの議案2件につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員による審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

それでは、10分間休憩をしたいと思います。

再開を14時ちょうどといたします。

(休憩 午後1時47分)

(再開 午後2時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議案第15号、「令和4年度粕屋町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第15号、「令和4年度粕屋町一般会計予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

令和4年度一般会計歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ208億8,800万円とするものです。令和3年度と比べると、対前年度比27.2%、44億6,200万円の増額となる当初予算となっております。歳出のほうでは、物件費が前年度比9億4,283万1千円、30.1%の増、扶助費が前年度比2億1,422万5千円、4.6%の増となり、これらが含まれる消費的経費は、前年度比11億6,927万1千円、9.5%の増額となっております。また、普通建設事業費も、前年度比29億6,582万2千円、170.9%の大幅な増となり、投資的経費全体の割合は22.5%と、前年度から11.9ポイント上昇しています。

審査の中で様々な質疑等ありましたけれども、今回は一つ意見を付したいと思えます。令和4年度当初予算において子育て教育の関係の予算で、粕屋中央小学校増築工事の予算が計上されています。中央小学校には、中央幼稚園が併設されており、校舎が足りないのであれば、幼稚園を別の場所に移転することも選択肢として入るのではないかと。また、町内の幼稚園は、いずれも定員の約半分しか入園がないような状況である。西幼稚園は長寿命化工事が予算計上されている。であるならばこの機会に、園の統廃合を実施することにより、中央小学校の増築は不要となることも考えることができる。小学校、幼稚園は、所管課が教育委員会と住民福祉部に分かれているが、予算特別委員会での審議を通じてであるが、所管をまたいだ情報の共有や事業の検討が行われているようには思われたい。このこともそうだが、それ以外においても今後、所管課、所属間の連携をもっと深めていただきたいという意見がありましたので、こちらの意見を付させていただきます。

予算特別委員会でも慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

本案も、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

はい、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

第15号議案に賛成の立場で討論をいたします。

令和4年度一般会計歳入歳出それぞれ208億8,800万円と、提案された第15号議案、その予算規模は、粕屋町始まって以来、初めて200億円を超える大型の大型予算の提案となりました。中心を占めるのは、投資的経費の普通建設事業費47億円です。

予算審査の中で、その必要性、ほか、詳細説明がなされました。コロナ禍で、延期になったもの、大型箱物の老朽化に対して、公共施設等個別計画に沿っての整備費用、町長の公約に基づくもの、また、今までの積み残し事業などがあります。今後必要とされる様々な事業を取り組むに当たって、財源の確保に苦慮する厳しい財政状況になることを想定し、その対策として町は昨年11月に、令和4年度から7年度までの粕屋町中期財政見通しを作成、広く町民に公表しています。見通しを立てることによって、長期的視野に立ち、収支の悪化を事前に把握することで、事業年度の調整や歳入増、歳出抑制対策の検討がこれで可能になりました。事業計画をまとめるに当たっての、町執行部並びに担当職員の方々の並々ならぬ努力に、そしてまた、行政職員としてのその覚悟に敬意を表します。

ロシア軍のウクライナ侵攻、3月16日深夜の、11年前の悪夢再来かと思われるような震度6強の宮城沖地震。今後様々な予測不能な事態が起き、世の中の動向によって、国、町の計画は予定どおりにはいかないこともあるかと思いますが、まずは、中期財政見通しを立て、そのスタートに令和4年度の予算編成をされた流れ、高く評価します。

今年度予算で提案された事業の中で、中央保育所建て替え事業について述べます。平成18年に、国の方針に従って、粕屋町教育行政改革大綱が作成され、民営化できるものは民営化にということで、保育所の民営化計画が出されました。大川保育所はすんなり民営化に移行しましたが、西保育所、中央保育所は、保護者の署名

活動などにより、民営化は中断されました。保護者の粕屋町保育行政への深い信頼が町政を動かし、その結果、中央保育所の町立による建て替えが決まり、本年度の当初予算に工事費の60%、4億7,114万円が提案され、残りは債務負担行為で総事業費は7億9,114万円になっています。令和5年11月には完成予定となっています。国の特定の補助がない中、町民と行政と議会が一丸となって進めた大型事業でございませう。

議会は、令和元年度に提言書、一昨年はその改訂版をまとめ、老朽化した町立保育所の建て替えについて、保育、子育て支援センター構築の視点からとして、町長に提出しております。その提言書の中に、費用の一部をふるさと納税の活用を提案してはと申し上げていましたが、実際本年度の事業費用のおよそ半分、2億870万円は、ふるさと納税からなっています。

これからも様々な課題があると思いますが、職員の皆さんの今後の奮闘を期待して、以上、賛成討論といたします。

◎議長（小池弘基君）

本田議員に申し上げます。

討論の場合は、もっと簡潔にさせていただきようお願い申し上げます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおりを決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第16号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第17号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第18号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第19号、「令和4年度

粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、以上特別会計4件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第16号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第17号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第18号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第19号、「令和4年度粕屋町新住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

まず、議案第16号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和4年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億6,192万5千円とするものです。歳入の主なものとして、国民健康保険税7億9,526万7千円、県支出金を24億6,840万9千円、繰入金を2億7,468万5千円、諸収入を2億2,356万2千円計上し、一方歳出の主なものとしては、保険給付費を24億1,316万円、国民健康保険事業費給付金を10億8,496万2千円、保健事業費を3,490万4千円、前年度繰上剰余金を1億8千万円計上するものです。

この特別会計は、議員間でも様々な意見が述べられておりました。町民の方も、様々な意見があると思われま。担当所管課も、難しい問題ではあると思いが。が、議会としてもいろいろ提案できるように、共により良いように、よりよい方向に行くように注力していきたいと思いが。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に議案第17号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和4年度本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億6,445万9千円とするものです。歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料を4億3,900万円、繰入金を1億2,294万2千円計上し、一方歳出の主なものとしては、後期高齢者医療広域連合給付金を5億4,511万2千円計上するものです。

この特別会計においても同様に、議員間で様々な意見が出ました。制度上難しい

のも理解できるが様々な意見に耳を傾け、よりよい方向に行くよう検討を続けていた
だきたい旨の意見も出ております。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべ
きことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第18号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でござ
います。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております
が、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,126万6千円
とするものです。次に介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ
れ1,519万6千円とするものです。歳入の主なものといたしましてはサービス収入
を1,260万円計上し、一方歳出の主なものといたしましては、総務費を1,367万5千
円、サービス事業費を152万円計上するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべ
きことに決しましたことを御報告いたします。

最後は、議案第19号、「令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について」でございます。

令和4年度の本会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58万円とするもの
です。歳入の主なものといたしましては諸収入57万円で、一方歳出の主なものと
いたしましては、諸支出金34万9千円です。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべ
きことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、予算特別委員会末若委員長のほうより報告をいただきましたが、議案第
16号の中で、令和4年度特別会計予算総額、歳入歳出それぞれ7億6,192万5千円
と言われましたけども、正しくは37億6,192万5千円ということでございますの
で、訂正のほうをお願いいたします。

それではこれら議案4件につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議
員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第16号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第16号、令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計予算に反対討論を行いま

す。

国民健康保険制度、皆さん御存じのように発足当時は、農業・商業者などの加入が多くあり、運営が困難というようなこともあって、国が70%の国庫補助負担金を拠出していました。しかし現在は、国の社会保障関係の予算削られて、国庫負担金が23.5%台に削減されています。ですから全国的にも国民健康保険の運営が困難になり、すべての国民が等しく医療を受ける。国民皆保険が大変厳しくなっており、その上、現在は低所得者層、非正規の労働者が多く、所得が低い人たちがこの国民健康保険に加入しているという状況です。このようなもとの、国庫負担の削減という状況がある中でも、これまで町は国民健康保険運営で赤字が生じたら、一般会計から繰入れを行い、保険税の値上げを抑えてきました。

私が議員になっても、3億円とか4億円、そのような一般財政からの繰入れを行いながら、赤字と保険料の値上げを抑えることを取り組まれてこられました。現在は、これまで経験したようなことがないコロナウイルス感染症のもとの、困難を抱える国保加入者世帯に対しても、町としても必要な財源を確保して、保険税を少なくとも据え置くことも含めて検討すべきだということでもあります。

粕屋町の財政調整基金、今度予算の資料の中にも今年度4億1千万円増えて、基金総額10億円ということになりました。この増額する財政調整基金から1億円を一般会計に繰入れれば、値上げをせず赤字を解消できる、このような状況になります。コロナ禍で、収入が減少して生活が厳しくなっている。このような状況のものであるからこそ、国民健康保険加入世帯に対する温かい負担軽減の施策が求められます。保険税軽減のためにも、一般財政からの繰入れもなく昨年度に引き続き、保険税を連続して値上げを行う。

このような、国民健康保険の特別会計予算に対して反対討論を行います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

私は、原案賛成の立場で討論させていただきます。

長らく続く安定しない景気回復と、確実に進む少子高齢化。新型コロナが追い打ちをかけるように蔓延し、今後も更なる医療費の増大が懸念されます。国保税の財政基盤の安定化を目的とした平成30年度の税制改正により、県へ事業費納付を納めるため保険税で賄うべき額は増大し、被保険者の負担が上昇する傾向であることは、私も十分に理解をしております。

粕屋町においては、令和3年度に税率改正を行い税収が増えたものの、令和2年度に段階的な改正を行わなかったことが、今日まで赤字を増大させてしまった結果となっています。だからといって、この赤字に対して安易に不足する財源を、一般財源に頼ることができるはずはありません。そのために、国民健康保険税は特別会計化され、受益者負担の原則で運営されています。安易な一般財源の繰入れは、社会保険被保険者との不公平を生み、私も社会保険加入しておりますが、とらえ方次第では、税の二重払いというふうにとらえられても過言ではありません。長らく続くコロナの影響や、世界の紛争、多くの生活必需品の軒並みの値上がりに対して、今回の税率改正は、更に家計を圧迫する増税となりますが、前回の結果を踏まえ、単なる負担増の先送りにならないためにも、福岡県の標準保険料税率の本算定結果を参考に、今回示された赤字解消計画に基づく1年分の赤字解消に加え、令和3年度に発生した赤字部分の解消が期待できる案を私は高く評価します。

今回の税率の改正についても、据置きや先延ばしを前提とすることではなく、単年度ごとに慎重な審議を行うことが必要だと思います。

よって、私はこの原案に賛成とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に対する反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私の友人が、後期高齢者医療特別会計、医療制度のですね、県の審査会に意見なんちゅうか審問ですかね、それを出しています。彼は、数年にわたり、意見を出し、それは受理され聴聞まで受けてます。従って私述べることは、ある程度正当性があるというふうに自分に思っています。それでは反対討論申します。

国民健康保険にしても、後期高齢者医療保険にしても、どこの自治体も苦慮しているのが現状ではないかと思います。そもそも財務省は、社会保障費予算の削減を進めるために大鉈を振るいました。2002年度から2006年度までに1兆1千億円の削減を実施しました。更に、2007年度から2011年度まで毎年度2,200億円、5年間で同様に1兆1千億円の削減をしました。つまり、2002年度から10年間で2兆2千億円、社会保障費を削減したんです。この年あたりから、新自由主義の自助が吹聴されたんです。このような財政運営に対して、日本医療総研ですかね、そういう研究所があるそうですが、そこの前田由美子先生は次のように言っています。政府方針である、基本方針に示された配慮や、国民を取り巻く環境を無視した財務省の予算編成は、容認できるものではないと指摘しました。

昭和48年に、老人医療費が無料化されました。その後、国保財政が厳しくなって老人保健制度ができました。若い世代の負担がかさんできたんで、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートしました。負担割合は、税金で5割、若い世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割だった。しかし、老人は戦後の復興を成し遂げ、現在の日本を作り、発展させてきたのです。余りにも差別的ではないかとの意見が噴出し、評判が悪く、平成22年度に若干の手直しがなされたようですが、中身は何ら変わっていません。

さて、現後期高齢者医療制度は、憲法第25条及び老人福祉法に違反する制度であるというふうに私の友人は述べています。その理由は、憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」となっています。老人福祉法第1条、目的は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることをそれを目的にしています。第4条では、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を負う、そういうふうになっています。この精神のもとに、具体的施策とした、この前にもさっきも申しましたが、昭和48年から50年代は、憲法と老人福祉法の精神にのっとり、医療費は無料でした。すばらしい施策を執行してきたんです。これらの施策のもとに、高齢者は元気です、楽しい日常を過ごしています。日本の平均寿命は飛躍的に伸び世界一になったんです。残念ながら、平成20年度に後期高齢者医療制度が制定され、医療費負担は1割から3割の有料になりました。それに加えて高額な保険料が賦課

されました。

私自身の感覚でも、保険料は国民健康保険よりも7、8万円高くなります。妻にも、保険料が賦課されました。家庭的には、10数万円も大体の所得で保険料が増えたんです。しかも、受給年金はこの数年引下げられました。生活困難者は増加の一途をたどっているものと思います。このように、後期高齢者医療制度は、憲法第25条及び老人福祉法に違反する制度だと私は思います。早急に後期高齢者の生存権、人権を守り、健康増進保持のために、医療費負担ゼロ、保険料賦課なしの新制度を制定すべきではないかと私は思います。

そういう意味を持って、この条例に反対したいと思います。この予算案に反対したいと思います。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第19号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第20号、「令和4年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第21号、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上事業会計2件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第20号、「令和4年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第21号、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。なお審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

まず、議案第20号、「令和4年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億6,856万3千円、支出が9億276万5千円で、資本的収支につきましては、収入が6億2,410万円、支出が9億9,503万5千円です。収入が支出に対して不足します額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。令和4年度においては、基幹管路布設工事が2か所、配水管更新工事が2か所、配水管切替え工事も2か所、配水池築造工事1件の工事が行われます。今後も、町内全域の安定した水の供給に努めていただきますようお願いを申し上げます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第21号、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支については、収入が11億9,382万7千円、支出が12億7,735万8千円で、資本的収支については収入が7億1,790万5千円、支出が9億5,256万9千円です。収入が支出に対して不足します額につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案2件につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員による審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおりに決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第21号の討論に入ります。

まず、議案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、議案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第22号、「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第22号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、西幼稚園長寿命化改修工事を実施するもので、幼稚園舎が昭和54年に建築され、42年が経過した現在まで大規模な改修工事を行っておらず、建物の老朽化が進んでいることから、粕屋町公共施設等個別施設計画に基づき長寿命化改修工

事を行うものでございます。工事概要といたしましては、屋根工事、外壁工事、建具工事、電気給排水設備工事、換気設備工事などを行い、今後も長期間、園児が安心して利用できる施設として改修を行います。この工事を実施するに当たり、令和4年2月16日に、建設共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社 代表取締役 因 吉嗣が工事請負金額、1億9,613万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和4年10月14日となります。

議案の付託を受けました、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

1億9,613万円をかけ、工事をやる意味が必要だと思うが、今後の幼稚園の在り方や見通しについて質疑がありました。今回の改修工事は、粕屋町公共施設等個別施設計画の中で、公共施設の維持のために行っており幼稚園の在り方の結論まで至っておらず、園児に安全な建物の中で過ごしてほしいと考えているという答弁でした。また、改修工事の具体的な内容の質疑に具体的場所の説明と共に、改修するときにトイレ床の乾式化や窓を二重ガラスにしたり、空調の換気扇を変え、コロナ対策や省エネも考えているという答弁でした。更に、脱炭素については検討はされたかという質疑に、複層ガラスや空調の換気扇の変換もコロナ対策や省エネにつながるもので、太陽光も検討しているという答弁がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり全員賛成で可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第23号、「町道路線の認定について」、議案第24号、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」、以上2件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第23号、「町道路線の認定について」、議案第24号、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まず、議案第23号、「町道路線の認定について」でございます。

酒殿駅南土地区画整理事業に伴い、路線の新設を行ったため、当該新設路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求められたものです。町道を認定するに当たって、町道の規定幅が何メートルなどという基準や一般的な考え方などあるのかという質疑に対し、基本的には町道と町道を結ぶものが町道の認定に当たるもので、どん詰まりの通りであるような場合は、認定ができない等があるという旨の答弁がありました。

今回指定されている以外の道路は、認定外の道路と判断して、例えば将来そのアスファルトの補修等が発生した場合は、そこの住居者の共有道路という判断で、居住者のほうが道路を補修するという考えでよいのかという質疑に対し、今回の土地区画整理事業の中の道路については、車道についてのみ認定している。歩行者専用道路が今回はあるが、そちらについては緑道公園の一部という扱いになり、都市計画課の管理になる旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決

すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第24号、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、当該区域の名称を、内橋西一丁目から内橋西四丁目に変更するものです。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和3年度第2回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申がなされており、また、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、1月26日から2月24日までの30日間公示を行っている。この度その公示期間が終了したので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求められたものです。

意見といたしまして、12月議会から約3か月経つが広報回覧版を1月に出されており、12月議会でも住民説明会の要望がないということであったが、同じく今までに追加での説明会の要望はないのか。余りに反応がないと実際に行う際、急に要望が出る可能性があると考えられるが、12月議会以降の経過を説明していただきたいという質疑に対し、今のところ、住民説明会の要望はあっていない。と言っても、所管課としてもやはり知らせておきたいという思いがあり、地元区長に関しては、2度ほどお伺いをして、多の津区長には、集合住宅はこのような表示になる等の具体的な案を示している。その際、区民の方々に伺っておこうかと言っておられたが、それ以降住民説明会の要望等は来ていないため、このまま進めていきたい旨の答弁がありました。住居表示の基本的な考え方を確認しておきたい旨の質疑に対し、住居表示の区域の決め方としては、基本的に道路や河川、水路、鉄道等の公共的なもので区切るような形になる。なおかつ、丁目の数というのが基本的には四丁目から五丁目程度が好ましいとなっており、そのような丁目の数を見て、今後区域を計画していくときには、案で境を決めていく形になるという旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括番号順に行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第24号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、本日追加提案されました、議案第25号、「粕屋町一般職の職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例について」、議案第26号、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2議案を一括して議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第25号、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第26号、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

議案第25号、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、令和4年3月10日に衆議院で可決しましたので、国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員給与が改定されるものでございます。改正の概要としましては、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.45月分から4.30月分へ0.15月分の引下げ改定を行うものでございます。また、既に支給されております、昨年12月の期末手当引下げ相当額については、本年6月期末手当で減額調整されます。

委員会では、人事院勧告による減額そのものは妥当だと思うが、3月で退職される職員について減額の調整をせず、引き続き再任用職員等で雇用される職員は、6月の賞与で、期末手当で調整を受けるとするのは平等性が保てないのではないか。賞与の月数の減はやむを得ないが、今回の特例措置は、年度をまたいでの調整をするべきではないのではないか。また、給与の減額そのものをすべきではないかという意見が出されました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、今回の議案については、人事院勧告に対する国会での議決が遅れたことが理由ではあるものの、結果的に一部の退職者のみに不利益を生じさせることとなっているため、問題があると思われる。よって今後は、このような事案が発生しないように、国に対し町から申入れを行うと共に、町としても情報収集に努められ、このような事態に対応できるよう、準備をしていただくように意見を付して御報告いたします。

続きまして、議案第26号、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例について」でございます。

議案第25号と同様に人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じて期末手当の支給月数を年間3.35月分から3.25月分へ0.10月分の引下げ改定を行うものです。また、既に支給されております、昨年12月のボーナス引下げ相当額については、本年6月の期末手当で減額調整されます。こちらの議案に対しても、議案第25号と同様のため、省略をさせていただきます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

この議案について反対討論を申します。

本来、人事院勧告がなされるわけですが、私は大学に勤めておりましたときは、国公労連という組合に所属していました。人事院も含め政府官庁すべて、それから地方の国家公務員関係で組織する労働組合です。常に、この人事院勧告を出すときに、人事院に交渉を行って中央交渉を行って人事院勧告を出させています。人事院勧告が出され、そして、政府に法律としてかけられるときに、常に大蔵省は人事院勧告を削減しました。100%満額回答は絶対しませんでした。

従って、勧告どおり実施された試しはありません。今回の条例は、地方自治体は、国に準じてやるんでしょうけども、それに従う必要はありません。そういう意味において、非常に私は遺憾の気持ちを持っております。それに、人事院勧告を出す調査の問題です。我々の時代、人事院勧告の対象の企業は、大体100名以上の従業員を持つ企業だったと思います。しかし、それを人事院は調査対象を低くしまして、企業は大体1企業50名以上というように、たしか縮減したと思います。

従って、そういう基準であれば、給与水準は下がります。そういう姑息なことを

やって、給与を下げたんじゃないかというふうに私は思うんです。

従って、そういう経験がありますので皆さま方の給与を、この条例によって下げることには、私反対です。

従って、この条例に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

私は今回の人事院勧告は、年度をまたいだ形で調整されるというのは、極めて異例なことだろうと思います。そこで例えばね、退職された方についての取扱いに、一方では、6月に調整されますけども、されない方もいらっしゃるということで、そういう公平性という観点からも、そういうデメリットありますけども、逆に考えますと、そういう特例措置を講じないと今度は逆に人件費は大幅に増えますし、そのことに対する、町民に対する説明という、両方のデメリットを考えましてやはり、そこら辺を町民に対する説明ができるという判断をもとに、この改正案について賛成いたします。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案25号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続いて、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、本日追加提案されました議案第27号、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議案第27号について、付託を受けました、議会運営委員会の審査の経過と結果につきまして、御報告いたします。

議案第27号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第25号と同様、人事院勧告に基づき、国の特別職、国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.35月分から3.25月分へ0.10月分の引下げ改定を行うものでございます。また、既に支給されております、昨年12月期末手当引下げ相当額につきましては、本年6月期末手当で減額調整をされることとなっております。

いろいろ意見等もございましたが、議案第25号と同様に意見を付しまして、議会運営委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告して終わります。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第27号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、本日追加提案されました議案第28号、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第28号、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました、総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

会計年度任用職員の期末手当について、一般職の職員に準じ、人事院勧告に基づく改定を行うものです。改正の概要としましては、期末手当の支給月数を年間2.55月分から2.4月分へ、0.15月分の引下げ改定が行われるものです。会計年度任

用職員のこの議案については、雇用されている方々への影響の公平性を図る目的で、人事院勧告に基づく改定を翌年度の4月1日から適用するように規定されているため、議案第25号から27号とは違い減額調整はございません。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております、宮川健二氏が6月30日をもって退任されますので、その後任として原町区にお住まいの原田安紀氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求められたものでございます。

諮問の付託を受けました、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

原田氏は、経歴書にありますように小学校で長年学校教育にあたられ、粕屋町の教育委員もお引受けいただいております。人権への理解も深く、広く社会の実情に通じ、人格、識見ともすぐれた方です。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり全員賛成で適任と決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は人事案件につき、申合せにより討論を省略し、これより、諮問1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第8、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、御手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和4年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月25日に招集いたしました今議会におきましては、補正予算案を初め、令和4年度当初予算案など、数多くの議案等の御審議を賜り、活発な御議論をちょうだいしながら、すべての議案に可決承認をいただきました。ありがとうございました。また、本日急きょ追加提案させていただきました、人事院勧告に基づく一般職及び特別職の国家公務員の給与改定に、準じる期末手当の支給割合の改定に関する案件4件につきましても、慎重な御審議を賜り、可決承認をいただきました。重ねて感謝を申し上げます。これら可決をいただきました案件は、すべての事業の実施にこれから全力で図って、全力で実施するように図ってまいりたいと思っております。

さて、新型コロナワクチンの接種状況でございますが、追加接種となる第3回目の接種を町内15の医療機関による個別接種と、福岡県等による広域接種センター並びに福祉センターにおける集団接種会場にて行っておりますが、昨日現在確認しております接種率につきましては、65歳以上の早期の接種を行っていた高齢者の方々に、接種済みの方が82%、予約済みの方まで入れると、85.5%で、3回目の接種が可能な方まで含む全体では、56.8%の方が、接種見込みとなっております。今後、ワクチンの供給に併せ希望される方々へ、早期の接種を速やかに推進したいと考えております。

施政方針や委員会審査におきまして表明をしておりますが、福岡県が同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度を、新年度4月1日から導入することに呼応し、粕屋町におきましてもLGBTQなど、性的マイノリティーや事実婚の関係にある人々を初め、性の多様性、これはSOGIEと言いますが、それを認め合いながら、すべての人がお互いの人権を尊重し、誰もが住みやすい、ありのままを認めるまちを実現するため、粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を

県と同じく、新年度4月より開始いたします。今現在、このパートナーシップ宣誓制度等を導入している自治体は、福岡県下では、北九州市、福岡市、古賀市だけでございますが、今後、導入する自治体は増えてくると予想され、全国の市町村間で、宣誓制度の相互利用など、連携が加速していくものと思われまます。

最後に、近年の気候変動によって、線状降水帯の発生による大雨やゲリラ豪雨など大規模な自然災害が発生し、その大きな要因とされている、地球温暖化のもととなっている温室効果ガスの排出量を、2050年までに実質ゼロにするカーボンニュートラル、この実現を国が目指すこととしております。

粕屋町におきましても、太陽と緑のまち粕屋をスローガンに、地球規模の脱炭素社会の実現を目指すことが、今この時代に生きる我々の使命ととらえ、粕屋町ゼロカーボンシティを、ここに宣言いたします。

それでは、登壇して宣言文を読み上げさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長、登壇席にお進みください。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町ゼロカーボンシティ宣言。

近年、日本をはじめ世界各国で地球温暖化が原因と考えられる猛暑や集中豪雨等の異常現象による災害が多発しています。

気候変動は地球全体の課題となっており、2015年に採択されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」を世界共通の目標として掲げられ、この目標に向け、我が国も2020年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言いたしました。

粕屋町においては、「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」を基本理念として定めています。次世代を担う子どもたちに笑顔があふれる明るい未来を引き継ぐためにも、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化という課題に向き合い、町民や事業者の皆様とともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティかすや」に向けて取り組むことをここに宣言いたします。

令和4年3月18日、粕屋町長箱田彰。

◎町長（箱田 彰君）

今、宣言いたしましたとおり、町民、事業者の皆さんと共に、省エネルギーへの徹底した取組みや、再生可能エネルギーの導入促進、食品ロス対策など、脱炭素を見据えた生活スタイルへの転換を目指すため、粕屋町地域再エネ導入戦略を策定し、豊かな自然環境と安心して暮らしていける、生活環境を将来へ持続させるため

の挑戦を行ってまいります。

間もなく令和4年度が幕を開けます。いまだ続くコロナとの闘いですが、このコロナ禍を乗り越え、コロナと共存した当たり前の社会経済活動ができる日常を1日でも早く取り戻せることを願いながら、全職員が様々な新たなことにチャレンジし、イノベーションを起こし、町民の皆さまが幸福感を実現できるまちづくりに努めてまいります。

どうか今後とも町行政に対し、御理解と御支援を賜りますよう心からお願いし、3月定例議会閉会にあたっての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

定例会を終了する前に、今年は8名に及ぶ多くの定年退職者が3月末日をもって退職されます。大変長い間お疲れさまでございました。数名の方は、再任用職員として勤められると聞き及んでおりますが、今後も粕屋町の更なる発展のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、役場を離れられ、第2の人生を迎えられる方におかれましては、健康に留意され、益々御活躍を御祈念申し上げます。

これもちまして、本定例会に付議されました案件の議案をすべて終了いたしました。

よって、令和4年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和4年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後3時17分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 杉 野 公 彦

署名議員 末 若 憲 治